行流罪

源平盛衰記』 全釈 (一五--巻五-2)

本 井 藤 我 Ш 正 宏 良 厚 俊 栄 成 泉

早

ス聞テス五体ヲ知、ス面ヲ見テス心中ヲス相スルニ、敢テ違事ナシ。 知ラメ」トテ、可 「時ノ横災ハ、権化ノ人モ猶遁レ給ハザリケルニヤ。 ニュ賢鑁阿闍梨ト云者アリ。 ル御相也」ト申タリ。 宗皇帝ノ御加持ノ僧ニテ 。御座シガ、而モ天下第一ノ相人ニ ゛御座ケル。皇帝ト楊貴妃ト連枝ノ御情 。深シテ、 行「。帝后二人ノ御中ヲ相スルニ、后ニハ「御臍ノ下ニ"黒子アリ、。野辺ニシテ死シ給相也。 ||流罪||之由被||仰下||ケル程ニ、公卿僉議"||有テ、「一行ハ"|朝家ノ国師、仏法ノ"先達也。就」中相ニ於テハ天下第| 皇帝此事『ヲ聞召テ、「大方ノ相ハ』正シク『『気見ル共、 仏教』博学ニシテ、 智徳高ク長ゼリ。 大唐ノ。一行阿闍梨ハ、無実ノ讒訴ニ依テ火羅国へ流サレ給ヒケリ。タトヘバ一行ハ玄 イカヾ可」被。流罪。」ト申ケレバ、∞且ク∞サシ置給タリケルニ、一行ノ弟子 忽ニ師資ノ儀ヲ忘テ、独天下ニョ秀デン事ヲ思ケレバ、 争カュ膚ヲバ知べキ。ム通道ノアレバコソュ臍ノ下ノӄ黒子ヲバエ 帝ニハ御ウシロニ紫ノ『黒子アリ、思ニ死ス 万機ノ政務モ廃給程也ケリ。 偷ニ一行ョノ亡失ン ほろびうせ 也。

ぎやうあじやりは」、〈蓬〉「一行阿闍梨は」。3〈近〉「おはしましゝか」、〈蓬〉「御座しか」。4〈近〉「おはしましける」、〈蓬〉「おはしけり」。5〈近〉 1 〈底・近・蓬〉以下 「イカヾト覚テオボツカナシ」まで一字下げ。 なお、 〈近〉合点あり。 行冒頭に「一行流罪事」 と傍書。

流罪ノ沙汰ノ有ケレバ、次ヲエテ后ノ御事種々ニ讒申ケレバ、帝逆鱗®有テ、火羅国ヘゾ被」流ケル。

事ヲ思ケル折節、

7 正 貴 之 知

志 橋 村 近 曽

ありて」。 〈近〉「けんしゆんあじやりと」〈蓬〉「賢鑁阿闍梨と」。29〈蓬〉「ひろく学して」。30〈近〉「ひでん」。31〈蓬〉「ノ」なし。32〈近〉「あて」、〈蓬〉 なり」、〈蓬〉「先達なり」。21〈近〉「きいて」、〈蓬〉「聞て」。22〈近〉「五だいを」。23〈近〉「おもてを」、〈蓬〉「面を」。24〈近〉「しんぢうを」、 〈蓬〉「黒子をは」。17〈近・蓬〉「しるらめとて」。18〈近〉「あつて」、〈蓬〉「ありて」。19〈近〉「てうけの」、〈蓬〉「朝家の」。20〈近〉「せんだつ 「黒子」。9〈近〉「やへんにして」、〈蓬〉「野へにして」。10〈近〉「ぼくし」、〈蓬〉「黒子」。11〈蓬〉「ヲ」なし。12〈蓬〉「正シク見ル共」を欠き、 「ふかうして」、〈蓬〉「ふかくして」。 6 〈近〉「みかとゝきさき」、〈蓬〉「帝后」。 7 〈近〉「御ほその」、〈蓬〉「御臍の」。 8 〈近〉「ぼくし」、〈蓬〉 ·蓬〉「心の中を」。 25〈近〉「さうずるに」。 26〈近〉「しばらく」、〈蓬〉「しはらく」。〈底〉「旦ク」を改める。 27〈蓬〉「さしをきたりけるに」。 28 「相すとも」。13〈近・蓬〉「はたへをは」。14〈近〉「かよふみちの」、〈蓬〉「通道の」。15〈近〉「ほその」、〈蓬〉「臍の」。16〈近〉「ぼくしをは」、

【注解】○一行流罪 本節から次節にわたる一行阿闍梨の配流譚は、

招聘して菩薩浄戒を授戒。①蓬莱宮へもどる時期が近づいた楊貴妃が、楊国忠と相談し一行を

②楊国忠の失脚を狙う安禄山が楊貴妃と一行の関係を讒訴。

④一行、楊貴妃の肖像に墨を落し、それが偶然に黒子の場所と一致③不安を覚えた玄宗、一行に楊貴妃の似絵を描かせる。

⑥無実の罪で闇穴道を流されてゆく一行を哀れみ、天道、九曜の形⑤玄宗が不義を確信し一行を火羅国に配流。

羅の始め)。

・
の一行、我が指の血をもって袂に九曜の形を写し留める(九曜曼茶

を現じて守護

このうち、⑥⑦については、若干の異同はあるものの諸本の内容はほ⑧一行の法脈。

a天下第一の相人である一行が、玄宗・楊貴妃の黒子の位置を看破

しながら二人の運命を予言。

楊貴妃との関係に疑念を抱く。

B玄宗、一行が玄宗・楊貴妃の黒子の位置を言い当てたことから、

c公卿僉議によって玄宗の疑いを諌止。

通するものの、似絵に落ちた墨跡が因となる〈延•長〉に対し、〈盛〉楊貴妃の黒子の位置から、玄宗が二人の関係を疑うという枠組みは共d一行の弟子賢鑁が我欲により讒言、玄宗、一行の配流を決定。

ルガ、 調しつつ他本にはない独自の記事efへとつなげている 法にうつりて、専此行を行ひ給ひしかば、一行とは名付たり」(1-梨と申は、もとは天台一行三まいの禅師なり。そのゝち、 異同が見られる。さらに 事を持つのは〈長〉であるが、〈延〉と〈長〉では法脈について一部 る賢鑁は〈盛〉固有の登場人物で、一行の弟子とされる。 を巡って後白河を諌止する公卿の構図を意識した虚構か。 cの公卿僉議による玄宗への諌止も〈盛〉 では一行の相人としての能力に基づく予見という内容となっている。 (盛) によって設定された架空の人物と思われる。 一二八頁)と一行と天台との関係を強調する一節を有する。 行対賢鑁、 後ニ真言ニ移テ」と共通し、〈盛〉はそこから、一行の徳を強 〈盛〉「彼一行阿闍梨ト申ハ、本ハ天台ノ一行三昧ノ禅師也ケ 明雲対西光という対立関係を対比的に強調するために、 長 は 法脈の記載の前に の独自記事で、 延 坝 8と同様の記 おそらくは、 (次節に該当 しむごん秘 明雲の配流 dで登場す この前半

Ш

e一行を讒訴した賢鑁の流罪、 冥罰による堕地獄

f一行に予言された楊貴妃・玄宗の運命の実現

えよう。 白河対公卿という明雲配流事件の対立構図との対比を意識しながら話 ての能力を強調しつつ、一行対賢鑁、 図からすると、明雲を讒訴した西光の運命を暗示するものと言える。 e一行を讒訴した賢鑁の運命は、 なお、 予見の実現を以て一話を結ぶという構成を示しているとい の冒頭のaを受けたもの。 行の火 (果) 羅国配流、 **〈盛〉によって設定された対比の構** 玄宗対公卿と、 〈盛〉 九曜の示現の説話は、『宝 の場合、 明雲対西光、 一行の相人とし 後

遁

以外では、 横災権化。人不遁 () 乎」(巻一下-引くことで、明雲と一行を重ね合わせつつ、 きないのであろうか、 国大〉)。時世による不慮の災いは権化の人であっても遁れることがで 帝ノ楊貴妃ハ、一行阿闍梨ニ心ヲウツシテ、咎ナキ上人ヲ流シ給フ」 流タリケン様ニ、月日ノ光ヲモ見ズ」(6―五〇〇頁)、「唐ノ玄宗皇 話が、〈盛〉巻四十八「女院六道」には、「唐ノ一行上人ノ火羅国へ被 述が見え、両者の依拠関係については不明。 御〝膚ノ瘊有〝所マデ不〟違相シ給タリ」(中世の文学〔三弥井書店〕上 所以"玄宗召"楊貴妃ノ過現ヲ相セシムルニ、過シ事一"不」違、 南・屋・覚・中〉いずれの諸本も共通してこの一節から始まっている。 無実性を強調する意図があると見られる。一行配流譚は、 る一行阿闍梨すら無実の罪を遁れることができなかったという逸話を (6─五○五頁)と引かれている。 ―一五三~一五四頁)。ただし、『三国伝記』には、 る。「一行『土曜〔星〕」化身トシテ陰陽之道ヲ究シテ推〝条如 を相人と位置づける〈盛〉に近い内容を有するのが 物集』(七巻本系)、『三国伝記』などにも見えるが、その中でも一行 延 レ給ハザリケルニヤ 横災は「思いがけない災難」(〈日国大〉)。 ゚給´ザルニヤ」(一〇九頁) 「神仏が衆生済度のため、権に姿をかえてこの世に現れること」(〈日 `仙女`化現也」(同上―一五三頁)とする〈盛〉にはない独自の叙 「時`横災、権化`人*遁`ザリケルニヤ」(巻二―九ウ)、 一行が無実の罪を蒙った経緯が省略されて、九曜曼荼羅 の意。明雲の配流事件を受けて、権化の人であ 等。 -九オ)、 しかしながら、 ○時ノ横災ハ、権化ノ人モ猶遁 〈屋〉「時」横災、権化ノ人モ 配流に処せられた両者の なお、この一行流罪の逸 (延・長) 三国伝記 楊貴妃を「 (闘·延·長 鰯

は

から胎蔵法を、 と呼ばれたことが『仏祖統記』『宋高僧伝』などに記される。 語るのが「流刑の闇黒の途を九曜が照し、一行がこれを書写したもの 蒙った経緯を示し、その流罪を語る――という形」であるにもかかわ 物語の中に位置づけられるべき必要な形は、 起源のみが強調される叙述となっている。 小野流成尊による『真言付法纂要集』(一○六○年)には、真言第六 真言宗の血脈にしばしばその名が記される(次節 **局僧伝』、『旧唐書』「方伎伝」、『真言付法伝』などに見える。** れるが、一行に仮託された偽書も多いとされる。 にあったとき玄宗皇帝に招ぜられ、 いう。出家して普寂禅師に禅要を、悟真に律を学んだ。天台山国清寺 公張公謹の孫とされる。幼い頃から聡明で、 ヒケリ して平家物語に入る前の姿を思わせる」ものであると指摘する(四三七 意味」であり、 ことから、「九曜曼荼羅の由来談」こそが「この説話が固有していた が九曜曼荼羅(三国伝記のみは羅睺・計都の図)である」ことである (七二七)、四十五歳の時に華厳寺で没している。 。七曜星辰別行法』『北斗七星護摩法』 〔七一七〕、玄宗の命により大衍暦五十二巻を撰したほか、『宿曜儀軌 語り本などでは肝心の部分が略述され、むしろ諸本が共通して 一行阿闍梨(六八三~七二七)は、俗姓は張、名は遂、 ○大唐ノー行阿闍梨ハ、 「延慶本及びこれに準ずる長門本の形が、一行説話と 一行 金剛智から金剛頂経秘訣を伝授された。 味 ノ禅師也ケルガ、後ニ真言ニ移テ」項も参照)。 無実ノ讒訴ニ依テ火羅国へ流サレ給 生涯に亘って信任を受け「天師」 など星宿に関連した著述が知ら 水原 一読した書は諳んじたと しは 伝は『仏祖統記』、『宋 「彼一行阿闍梨ト由 一行が無実の罪を 「この説話が平家 開 日本では、 元十 開元五年 善無畏 剡国 Ŧi.

宗に召されるのは十三年後の開元二十八年(七四〇)であるので、 奕として行末を照らし給ひけるとかや」(旧大系四○七頁)とある。 旅 二六一頁)。時代は下るが、謡曲「弱法師」にも、「かの一行の果羅 安禄山がためになやまされ、 罪をかうぶる事をあはれみて、 梨を果羅国とて、七日空も見えぬ所へ流し給ふ。星宿、 という(二六二~二六三頁)。 の『〔宿曜占文抄〕』で、内容的には大治四年(一一二九)以前に遡る 羅図を記したとする資料の初出は、 との記事は見られない。牧野和夫によれば、一行が火羅国において火 とされる。 叢刊『中世先徳著作集』四一〇頁〉、「沙門一行、 祖不空三蔵と第七祖恵果の間に「一行阿闍梨」と記され 御座シガ 高僧伝』に見られる 長〉または 参照)。ただし、一行が没した開元十五年に楊貴妃は九歳であり、 行と火羅国については次節「九曜曼陀羅ハ其ヨリシテ弘マレリ」項も 曼荼羅は、其度一行のうつしひろめ給ふところなり。そののち、皇帝、 を疑われたことを記したものとしては、『宝物集』の次の記事が古い。 「玄宗皇帝**、**自親製碑銘_| 讃揚^{シッ}、玄徳並書石上」(四 「唐の玄宗の帝は、楊貴妃にちかづけりとうたがひをもて、一 方で、一行が玄宗の運命を予見したとする逸話が かの一行の果羅の旅、 しかしながらいずれの伝にも、 行を玄宗の護持僧とするのは のような逸話が事実であるとは考えられない。 (後述)。 闇穴道の巷にも、 貴妃命をうしなふものなり」(新大系 また配流の原因として楊貴妃との密通 九曜の形を現じてまもり給ふ。 0 高山寺蔵文治四年(一一八八) 行ハ玄宗皇帝ノ御加持ノ僧ニテ 一行が火羅国へ配流された 〈盛・屋・覚・中〉。 九曜の曼陀羅の光明、 金剛智三蔵之法化也 一 四 ~ 四 『仏祖統記』『宋 無実によりて (真福寺善本 一五頁

座ケル 深く尊崇していたことが知られていた。 号,|天師,|始見,|於此,。言天子師也〉」(大正新修大蔵経巻四九―七三三 あるいはこのように設定されたか(「一行ハ朝家ノ国師、仏法ノ先達也 とある。ただし、一行が玄宗皇帝の護持僧であったとする事実は記録 唐ノ玄宗皇帝ノ御持僧、 は 玄宗御製とすることについては疑問が残る。 苫米地誠一、堀内規之らによってはかられており、 法伝』に記される玄宗御製碑銘にも「我師賓」の語が見える。 経巻四九一二九六頁)と記されるなど、 頁)とあり、『仏祖統記』巻二十九にも「時号』天師 | 」(大正新修大蔵 させる説話を想起させる。『宋高僧伝』には「天師一行和尚至。 項参照)。加持僧と后という設定は、紺青鬼説話(『今昔物語集』二〇 にするために、 対比を意図して挿入されていると見られ、 類からは認められない。 他方、『三国伝記』にも「一行阿闍梨者大日八代」末葉、弘法三代)祖師 で「ニセ絵ノ上手」(〈延〉巻二―一一オ)とし、〈南〉は特に記さない。 『真言付法伝』については、 一行との関係から派生した理解か。そもそも一行の逸話は、 円頓受戒ノ和尚」(1—二八九頁)という明雲の位置づけを意識して、 「智行無双之上為絵師之間」(一下―九ォ)、 「我師賓」とあり、『宋高僧伝』に「天師」とあるような玄宗と 『宝物集』巻二など)のように、加持僧が后を見て淫欲を生じ 「相人」は「人相を見る人。人相見」〈日国大〉。一行を相人 繰り返される「公家ニハ一乗円宗ノ御師範也、 、顕密無双/高僧也」(中世の文学上―一五三頁) ただ、『仏祖統記』所載の玄宗皇帝御製の碑 空海作という通説の見直しが稲谷祐宣、 中国においても玄宗が一行を 空海作に擬せられた『真言付 〈盛〉ではそれをより明確 ○天下第一ノ相人ニ御 延・長 引用される碑銘を Ь 明雲との 貴僧 ただし 法皇ニ 〈僧

だろう。 踏まえて 国においても早くから一行の予見の能力が喧伝されていた。 鑾輿有,万里行,。 える。なお、一行が玄宗の運命を のだろう。当時それだけ一行が宿曜師として認知されていたことが窺 松下健二は、報恩院憲深の口伝を記した『報物集』に「一行ハ高名ノ 法大師全集』一〔吉川弘文館一九〇九・12〕六三頁)とあり、 とするのは を知ったという逸話が『仏祖統記』に見えることを水原 皇帝が安禄山の乱で成都に至り万里橋を渡った際に一行の予言の的中 及諸仙所説吉凶時日善悪宿曜経』を指すが、一行撰とする説があった 以之為本云々」(林文子一九四頁)とあるのに拠って、 宿曜師也。 おける一行像においては、早くから予見者的な性格が付与されていた。 師幼"シット而希ヒナッ言言"ト゚。言ベ必有ッ中ホット。・・・・・深シッ道"極ス陰陽之奥ア」 (大正新修大蔵経四九―七三三頁)と語ったことが記されている。 「高名ノ宿曜師」と呼ばれるに至っていた」(一九三頁)と指摘する。 〈四三九~四四○頁〉。『仏祖統記』巻二十九「帝以、国祚」為ム問。 『報物集』のいう「宿曜経二巻」とは、通常不空撰の『文殊師利菩薩 「爰「一行サ九曜」化身トシテ陰陽道ヲ究メ推ス「条如」 掌 」 上―一五三頁)。『真言付法伝』に引かれる玄宗御製の銘文には、「禅 『宋高僧伝』にも見え、万里橋を見た玄宗が「一行之言信其神矣」 悟,当帰之讖,洗然忘、憂」(大正新修大蔵経四九—二九六頁)。 盛 宿曜経二巻書 ○皇帝ト楊貴妃ト連枝ノ御情深シテ、万機ノ政務モ廃給程 盆 ゃ のみ。 社稷終」吉。 『三国伝記』のような一行の位置づけがなされたの (之イ) 也。 一行を同様に位置づけるのは『三国伝記』 (中略) 「鑾輿万里行有り」と予見し、 真言ニ用之。 禄山之乱上幸,成都。 則宿曜師 「鎌倉時代には 一が指摘する (中世の文学 至 (等イ)

橋

は

也ケリ 内容的にはかなり異なるものとなっている。 となったとする。臍下の黒子というモチーフは一致しているものの、 するのは 理枝,」(新釈漢文大系『白氏文集』二下—八一六頁) 指摘する ていた状況がある中で 説を以て論じたであろう事実」などからして、これらが複雑に交錯し 信し得る事実」、「裸形の女身仏を描き、その供養の秘儀を二 ことなどに加えて、一行が「金剛界曼荼羅を研究し、図像化したと確 かれる女尊が、「上身は腹部を臍下まで露わにした裸形で」 に見られることを指摘し、さらに九曜を配する「金剛界曼荼羅」に描 実際の黒子の位置と一致していたことが、玄宗の疑念・一行流罪の因 が楊貴妃の肖像を描いたところ、墨を落としてしまい、それが偶然に とする。 貴妃の相から臍下の黒子を言い当て、それに基づいて運命を予見した 死シ給相也 楊貴妃の臍下の黒子を言い当てたことを一行配流の因と 帝后二人ノ御中ヲ相スルニ、后ニハ御臍ノ下ニ黒子アリ、 琰ガ女ニ、楊貴妃ト云美人アリキ」の項(二二~二三頁) は指摘する(一八頁)。なお、 夜専ℷ夜」(同二下─八一○頁)を典拠とした表現であると、 苦、短日高起、 |似絵を巡る逸話と類似した話が『古今著聞集』画図第十六―三八六 節との関係に対する武久堅の指摘は、 こ の 一 これに対し〈延・長〉は、ニセ絵の上手として知られた一行 (四四〇~四五二頁)。これに対し、 〈延・長・盛〉。 従」此君王不,早朝一、承」歓侍」寝無、閑暇一、春徒 節が、『長恨歌』「在 延 盛 のような一行説話が形成された可能性を 巻一「禿童」にある楊貴妃についての では、相人として知られた一行が、 天願作 本全釈四「昔唐ニ弘農ノ楊玄 なお、水原一は、 比翼鳥、 盆 の逸話は、 および「春宵 在 野辺ニシテ 地 一根和合の 描かれる 願為 楊貴妃 単に黒 春遊 0 楊 連

0)

のは 議および三位以上を卿といい、総称して公卿といった」(『国史大事典』) 模し、太政大臣・摂政・関白・左右大臣・内大臣を公、大中納言・参 卿僉議有テ 「公卿」は 臍の下に位置する黒子の存在を知っているのであろう、 は 道ノアレバコソ臍ノ下ノ黒子ヲバ知ラメ 后ノ遺ヲ悲テ(中略)イトヾ歎ニ臥給、思死ニゾ失給フ」と呼応し、 に見られる皇帝の悲歎を意識したものか。玄宗の黒子にまで言及する いかなる典拠に依ったのか未詳。 シロニ紫ノ黒子アリ、思ニ死スル御相也 なったとしながらも、その具体については記さない。 名(*)」(一下―九オ)のごとく、二人の関係への疑念が配流の原因と 運命を予見する、 子の位置を言い当てたに留まらず、 配流をめぐって公卿僉議が行なわれ、後白河院の強硬な姿勢に対して 日本固有の呼称。 ふみち」と読むのがよいか。一行が楊貴妃と密通関係にあるからこそ、 南・屋・覚・中〉は わきのあざとなる」(続群書三下―七〇二頁)との異説が見られる。〈闘 ている。なお、〈延・長〉に関わる説としては、成立としては遅れるが、 『兼邦百首哥抄』に、「一行禅師やうきひの影をうつす。 行の相人としての超人的な能力を示す逸話ともなっている。 盛 具体的に唐の政治制度を想定したものではないだろう。 「通道」とするが、「かよひぢ」と同じ意を持つ のみで、 ここでの 「相人」としての一行の能力を強調するものとなっ 本来は必要のない事柄であろうが、 《鬪》「大唐一行阿闍梨玄宗皇帝。御時楊貴妃立(以 「中国古代の三公九卿の制(『礼記』王制) 「公卿僉議」 「思ニ死スル御相」とは、 それを根拠として楊貴妃・玄宗の は 玄宗皇帝の黒子については、 「通道」の読みをめぐって 盛 が独自に設定したも の意。 筆を口より落 ○帝ニハ御ウ 近 ○通

的な明雲・後白河院・西光という事件の構図からすれば、 迦の諭しに従わず教団を割り、 賢鑁像は、 以下、「仏教博学ニシテ、智徳高ク長ゼリ」、「忽ニ師資ノ儀ヲ忘テ、 尋,異域,、訪,旧例,、未,聞,,一朝国師無,故蒙,逆害,」、 けが大きく影響していよう。 ための設定か。 となるのが誰かという点にある。 後白河院と玄宗皇帝が対をなすのは明らかであろう。 独天下ニ秀デン事ヲ思ケレバ、偸ニ一行ノ亡失ン事ヲ思ケル」という ちたと伝承される調達(提婆達多)像を意識したものと考えられる。 賢鑁の造形については**、**後に比較がなされるように いことからすると、物語の必然から虚構された人物の可能性が高 鑁阿闍梨ト云者アリ (『弘法大師全集』1―六三頁)の語が見られる。 記される他、『真言付法伝』に母が見た夢として「此」児必、為言国 ついては、前述したように『宋高僧伝』や『仏祖統記』に「天師」と の配流をめぐるこの部分と呼応関係にあると見られる。なお、一行に のように位置づける言説の背後には、 多くの公卿たちがこれを諌止しようとしたという構図を重ね合わせる 一落ちたとされる調達の姿と重なるものとして設定されている。 (二七頁)参照。 |者、是一乗経之師範」(〈盛〉1―二八五頁)という叙述は、 滅後ノ賢鑁、トリト〜ニコソ無慙ナレ」)、仏敵となって地獄に落 釈迦の従兄弟として優れた能力・資質を有しながらも、 本全釈一四「廿日、前座主ノ罪科ノ事可有僉議トテ…」 賢鑁は伝未詳。

そもそも

一行流罪が

史実ではな ○一行ハ朝家ノ国師、仏法ノ先達也 明雲の配流をめぐっての山門奏状の 最後は釈迦の暗殺を謀って失敗し地獄 一行が配流された事情を詳述する 一行と対置される明雲の位置づ 〇一行ノ弟子ニ賢 (次節 問題は西光と対 「前座主於 明雲と一行、 「在世ノ調 一行をこ 歴史 師ご 釈 天

るのに対応した叙述か。 事種々ニ讒申ケレバ、帝逆鱗有テ 底ニシテ成仏ノ記別ニ預ル」(6―三〇六頁)など繰り返し引かれる 調達之謗法,」(6―二九五頁)、「提婆達多ハ三逆罪人也。無間ノ炎ノ 果ノ尼ヲ殺シテ三逆ヲ犯シ」(3―五〇二頁)、「過||守屋之違逆|、超 集』や唱導資料にも頻出する。〈盛〉にも、「仏法破滅ノ人ヲ尋ルニ、 多については、諸経に引かれる他、日本においても『今昔物語集』巻 る」〈盛〉 の一行に弟子の賢鑁を対置することで師弟対決による事件の展開を図 を抱き讒奏によって失脚を謀る賢鑁という人物を登場させ、 立ち位置が異なっており、対の構図は成立しにくい。 巡り比叡山と対立し明雲の失脚を謀った西光とでは、あきらかにその がら安禄山が失脚を謀ったのは楊国忠に対してであり、 の関係への疑念をあおることで一行を流罪へと追い込んだ。 たことを強調することについては、 光法師父子讒奏之間、 ように、その悪逆人としての姿が描かれている。 天竺ニハ提婆達多、仏ヲ妬テ血ヲ出シ、仏法修行ノ和合僧ヲ破シ、証 て、賢鑁を造形していることになる。 行と賢鑁の関係を釈迦と提婆達多に重ね合わせようとする意図を持っ への宿意から明雲を讒奏する西光に対置する人物として、一行に宿意 一一オ)と考えた安禄山が、玄宗皇帝に対して一行を讒訴、 〈延・長〉においては、「楊国忠ヲ失テ国ノ務ヲ執バヤ」(〈延〉 第十をはじめ、『釈迦如来八相次第』等の仏伝に登場する他、 の対句的発想があると指摘する(二六一頁)。なお、 法皇大ニ逆鱗有テ」(1―二八一頁) 〈盛〉が明雲の流罪の背後に西光の讒奏があっ 本全釈 明雲流罪をめぐって〈盛〉 砂川博はこうした背景に 四「加賀国ニハ、座主 ○次ヲエテ后ノ御 盆 白山の利権を は御房領

うとした」(水原一、四四三~四四四頁)ものかとされる。 する。この覩貨邏国は、『唐書』西域列伝に「吐火羅、 西光法師ガ無実ノ讒奏ニ依テカク被行ケリ」項 御房領アリ…」項 から、「一行が星宿に通暁した―つまり「火羅」に通じた―事が、火 とあり、「想像に絶する辺土異国のイメージを以て一行の配所を語ろ 覩貨羅……居_|葱嶺西_|、烏滸河之南。古大夏地……大夏即吐火羅也| 記』「果羅国」(中世の文学上―一五四頁) とする。 わらこく」。なお、『宝物集』「くわら国」(新大系二六一頁)、『三国伝 「火羅」には星宿によって運命を卜する「陶宮術」の意があること 脚注(上―七三頁)は「大唐西域記に見える覩貨邏国か」と 〈闘・延・長・南・屋〉同、〈覚〉「果羅国」、 (五頁)、および「座主ノ流罪ノ事、人々諫申ケレ共、 (三八頁) 〈略解〉(二〇一頁) 或日吐豁、 また水原一 守了く

羅国」と関係があるのだろうか。 三下―六一二頁)、筑波大学蔵天満天神縁起「一行アザリモ尋陽果州 内閣文庫蔵『北野天神御縁起』「一行・安楽等成尋陽果州民」 神縁起』は讒言により罪を蒙った例として一行を挙げるが、そこでは れたかもしれない」(四四四頁)と指摘する。なお、 から、「火羅国に赴く事がもしかしたら迦羅 祗経疏云、 羅国へ赴いた事になったのではあるまいか」、また『大黒天神法』に「瑜 ここにある「尋陽」は白居易が左遷された江州の中心地であり、 「一行•楽天等"尋陽荒州〕民"成'。」(神道大系二五四頁)などとする。 も混同されたか。「果州_ ノ民ト成レリ」(『室町物語大成』 十― 吽迦羅 〈名降三世降伏義〉 (現在の四川省南充市)は不明であるが、「果 -七八頁)、『神道集』北野天神事 迦羅 〈又云黒闇〉」とあること (黒闇)に赴くと解釈さ 安楽寺本系『天

3

【引用研究文献

*稲谷祐宣「空海作広略二付法伝について」(印度學佛教學研究一一巻一号、一九六三・1)

*遠藤光正「『源平盛衰記』に引用の漢籍の典拠(一)」(東洋研究七七号、一九八六・1)

武久堅「延慶本平家物語の楊貴妃譚」(広島女学院大学国語国文学誌八号、一九七八・12。『平家物語成立過程考』桜楓社一九八六・10に「『長恨歌伝』 砂川博「源平盛衰記の方法と説話」(文学四九巻六/七号、一九八一・6/7。『平家物語新考』東京美術一九八二・12再録。 引用は後者による)

*苫米地誠一「『真言付法伝』をめぐって」(宗教研究二七五号、一九八八・3)

依拠と「長恨歌」の引用」として再録。引用は後者による)

*林文子「(史料紹介)『報物集』」(醍醐寺文化財研究所研究紀要一四号、一九九四・12)

堀内規之「弘法大師 『真言付法伝』の真偽について」(豊山教学大会紀要二二号、一九九四 • 12

牧野和夫「延慶本『平家物語』巻第一末・第六話「一行阿闍梨流罪事」と「天道」の事」(水原 慶本『平家物語』 の説話と学問 思文閣出版 |○○五・10再録。 編 『古文学の流域』新典社

松下健二「「一行阿闍梨」は明雲の隠喩か─延慶本『平家物語』を読みなおす─」(人文一五号、二○一六・3) 引用は後者による

西光モ、イカドト覚テオボツカナシ。 雑人ノ通道也。一ニハ暗穴道トテ、罪アル者ヲ流ス道也。サレバ一行モ此道ヨリゾ遣シケル。件ノ道ハ、「七日七夜ガ間空ヲ見ズシテ行ナレ 彼言や国へ行ニハ、三ノ道アルトカヤ。一ニハ林池道トテ、古キ都也ケレバ、御幸ノ外ニハオボロケニテハ人通ハズ。一ニハ幽池道トテ、 以テ蓬莱宮『ヲ尋ラル。玉ノ簪シ、『金鉸刀ヲ『被』返送」。イトヾ歎ニ臥給、『思死ニゾ失給フ。去バ顕密兼学、浄行持律ノ『天台座主護シ申ス モ一行ノ¤相シ申サル、如ク、楊貴妃ハ安禄山ガ為ニスカシ出サレテ、¤馬嵬ノ¤野辺ニ露ト伴テ「non消給フ。皇帝ハ后ノ遺ヲ®悲テ、方士ヲ 豎鑁造逆也、≅不善之咎 難」遁トテ、被」流罪|ケル程ニ、≌竪牢地神ノ☞蒙」罰テ、大地忽ニ裂テ乍」生大地獄ニゾ落ニケル。在家ヲ出テ仏家ニ賢鑁造逆也、≅不善之咎 難」遁トテ、被「流罪|ケル程ニ、≌竪牢地神ノ☞蒙」罰テ、大地忽ニ裂テ乍」生大地獄ニゾ落ニケル。在家ヲ出テ仏家ニ バ、。闇穴道トゾ名ケタル。七十里ノ大河アリ。碧潭、深流レテ、白浪。高揚也。冥々トシテ独行、閑々トシテ人モナシ。 * 前途ノ末モ知ザレ バ、サコソハ悲ク覚シケメ。天道無実ノ咎ヲ゚哀テ、゚九曜形ヲ現ツヽ、「闇穴道ヲゾ照サレケル。一行右ノ指ヲ゚食切テ、其血ヲ以テ右ノ袖 二写シ留給ヒケリ。。九曜曼陀羅ハ其ヨリシテ弘マレリ。『『○彼』一行阿闍梨ト申ハ、本ハ天台ノ一行三昧ノ禅師也ケルガ、後ニ真言ニョ移テ、 師恩ヲ受テ法恩ヲ聞。タトヒ報謝ノ心コソナカラメ、争カ阿党ヲ成ベキ。在世ノコ調達、滅後ノヨ賢鑁、トリな~ニコソ無慙ナレ。サテ

水原一「一行阿闍梨流罪説話の考察」(駒沢国文一四号、一九七七・3。『延慶本平家物語論考』加藤中堂館一九七九・6再録。

引用は後者による)

ぐわいの」。25〈近〉「のべに」、〈蓬〉「野へに」。26〈蓬〉「かなしとて」。27〈蓬〉「ヲ」なし。28〈蓬〉「ヲ」なし。なお、〈近〉「こかねのはさみを」、 しかへされ」、〈蓬〉「召返さる」。 17〈近〉「けんしゆん」、〈蓬〉「賢鑁」。 18〈蓬〉「不善之」。 19〈近〉「けんらうちじんの」。 20〈近〉「ばつをかう ナリケレバ」(〈延〉巻二―一一ウ)と、火羅国についての説明が加わ 【注解】○彼国へ行ニハ、三ノ道アルトカヤ ふりて」、〈蓬〉「罰をかうふりて」。21〈近〉「てうだつ」。22〈近〉「けんしゆん」、〈蓬〉「賢鑁」。23〈近〉「さうじ申さるゝことく」。24 「うつて」、〈蓬〉「うつりて」。12〈近〉「とつかう」、〈蓬〉「徳行」。13〈蓬〉「為六国家之重 宝六」。14〈蓬〉「覆て」。15〈蓬〉改行あり。 【校異】1〈近〉「七日七夜の」。2〈蓬〉「暗穴道とそ」。3〈近〉「かうやうなり」、〈蓬〉「たかくあかる也」。4〈近〉「せんどの」。5〈近〉「あはれみて」、 、蓬〉「金の鉸刀」。 29〈近〉「かへしをくらる」、〈蓬〉「返しをくれて」。 〈蓬〉「あはれひて」。6〈近〉「九ようかたちを」、〈蓬〉「九曜形を」。7〈蓬〉「暗穴道をそ」。8〈近〉「くいきつて」、〈蓬〉「食切て」。 「九ようのまんだらは」、〈蓬〉 「九曜曼陀羅は」。 10〈蓬〉 「ト申」なし。なお、〈近〉 「一ぎやうあじやりと申は」、〈蓬〉 「一行阿闍梨は」。 〈延・長・盛・屋・覚・中〉。 (延・長) 火羅国への道を三道と は 「件国ハ古キ王宮 30 〈近〉「おもひしにゝそ」、〈蓬〉「思ひ死にそ」。 国へのルート数には触れない。 る。〈盛〉もこの後に、「古キ都也ケレバ」とする。 七六頁)とするのは 「件」の誤写の可能性があろう。『宝物集』他 守 「仏の国 へは三のみちあり」(上 〈闘・南〉 16 (近)「め 〈近〉「ば

比較的 賎上下ヲ嫌ハズ行通フ道也」(巻二―一一ウ、〈長〉も同)。 のみで、〈延・長〉の前文にある説明の順序を入れ替えたものか。 とするのは、 言。本尊也、 ている。 雑人ノ通道也 の道とするのは トテ御幸ノ路」(一〇九頁。 については記さない。なお、ここで「古キ都也ケレバ」とするのは 古キ都也ケレバ、御幸ノ外ニハオボロケニテハ人通ハズ 函谷"鳥´一声計''*、苔凋'衣*干`敢`'也、一行実''无」罪、天道*'哀''九 日月一光。不」見行也、 闇穴道:"重科'者'行?、一行'立」名"犯人'故'闇穴'遣、 り込んだものと見られる。「唐/一行阿闍梨﹑玄宗/御時"楊貴妃立」名"、 此道ハ御幸路也」(巻二―一一ウ。 現、形給、一行。照也、 致する、 かりそめにも、並大抵のことではの意。 と同じく「林池道」とするのは 鈴木元により、『平家物語』(〈覚〉を例示する) 盆 鈴木元が指摘するように、 ¸流、件¸国『ミ三¬道゚ァ、綸地道ー゙御幸¸道ナッ、遊地道゙雑人道ナッ、 争 九曜之曼多羅是也」(三二頁)。 〈覚〉「幽地道」、 書写過程で生じた錯誤か。 東洋文庫蔵『庭訓之抄』の庭訓往来九月往状が紹介され に近い『三国伝記』にも三つの道のことは記され 第二の道の呼称については、〈延・長〉 〈延・長・盛・屋・覚・中〉に共通。 「オボロケニテハ」 が第一の道を「ゆうち道」、第二の道を「りんち道」 冥々-^ッ元」人*深々-^ッ山深、行歩"千度迷ッ、 一行則右`指"食切"左`袖" 〈覚・中〉も同)。 守 「りんち道」 真名抄の注は『平家物語』 〈長〉傍線部「行幸」)。 〈延•長〉、〈屋〉「臨地道」、〈覚〉 〈闘・南〉は第一、第二の道 第一の道を御幸(行幸) 〇一二ハ林池道トテ、 (前項参照)。 〇一二ハ幽池道トテ、 九曜。写《 「遊池道」、〈屋〉 七日七夜 の一行譚にほ 第一の道を から取 和漢真 な 延 盛 程 只

が

けめ。 S, くだれば、がんくつそびえて底もなし。 とり行。 付ぬれば、 もろ/\の毒虫あり。さればわたりつく事かたし。をのづからわたり ウ~一二オ)。〈長〉「此道は四十里の河あり。 モナク、サコソハ心細ク悲ク思給ケメ。思遣レテ哀也」(巻) 闇ク、行歩ニ前途ノ路ミヘズ。深々トシテ人モナク、函谷ノ鶏ノ一声 モミへ給ハズ。七日七夜空ヲミズシテ行道ナリケレバ、冥々トシテ天 ある。〈延〉「此道ハ下ニ水湛々トシテ際ゾナク、上ニハ日月星宿ノ光 明は諸本に共通するが、その描写については諸本間でかなりの異同が 代物語大成』第一一二〇三頁)。 道也。其道に、あんけつだうとて、土の中、 盛•南•屋•覚•中>。 罪アル者ヲ流ス道也 という表現は、 ズシテ行ナレバ… 闇穴道が日月星宿の光の射さない道であるとの説 も同)。『秋月物語』「彼国(くわうこく)の道の遠事、百五十日 ―一一ウ。〈長〉も同)。 長・盛・屋・覚・中〉。〈延〉「犯科ノ者出キヌレバ流遣ス路也」 トテ雑人ノ通フ路」(一〇九頁。 しん/\として人なし。函谷の鶏一声鳴。さこそ心ぼそく思給ひ 五四頁)と近似する他、破線部のような独自の描写を有する。 国伝記 おもひやられてあはれ也」(1―一二八頁)。〈長〉は、 峰よりみねにのぼれば、 又七日七夜、空を見ずして行道ある国なり。 〈屋・覚・中〉と共通する。 四 第三の道を「暗 罪人を遣わすときに用いる道とするのは 〈屋〉「重科ノ者ヲ遣ス道ナリ」(一○九頁。 ノ河有リ、 〈覚・中〉も同)。 雲霞風を分て跡もなし。 水湛々トシテ漲リ」 ○件ノ道ハ、七日七夜ガ間空ヲ見 (闇) 穴道」とするのは 行天くらくして、 水湛々としてきはもなく 七日行、道也」(『室町時 〇一二ハ暗穴道トテ、 〈盛〉「雑人ノ通道也」 (中世の文学上 冥々としてひ 前後道まど **延•**長 延 Ō

ヲラヌ、イハヲ、カラタチシナリツヽ、ミチノカタチモサラニナシ。 月ノ光ヲミズシテ行所也。一行ハ重科ノ人成トテ、斯ノ闇穴道ニ遣ハ 都大学蔵むろまちものがたり5』三二八頁)と、道の様子が記される。 シカリトハヰヱドモ、クワニンドモアマタツキタテマツルケリ」(『京 アンケツダウニヲモムク。アンケツダウト申候ハ、ルニンナラデハト ゲンソウクワテヰノヤウキヒトナヲトリ、クワラコクニウツサレテ、 行説話が引かれる。そこでは「マタダイタウノ一ギヤウアジヤリハ、 縁起』は、 などの特徴を有する。 圧谷ニ鳥ノ一声計ニテ、苔ノヌレキヌ不、敢、干」(一○九~一一○頁)。 サル。冥々トシテ人モナシ。行歩前途ニ迷ヒ、深々トシテ山深シ。 ヲ聞バカリ也」(上―一五九頁)。〈屋〉「此闇穴道ト申ハ、七日七夜日 テ只一人オモムカレケン心ノ中イカバカリ成ケン。冥々トシテ光モナ 《延・長・南・屋・覚・中〉に共通する〈延〉「函谷´鶏´一声」がない 〈覚・中〉は〈屋〉の叙述に近似する。 〈盛〉の叙述は「七十里ノ大河 一件ノ国ニハ闇穴道トテ七日七夜ガ間空ヲ見ズシテ行道アリ。 彼火羅国言者不見日月②光言所 思ヲ千里ノ雲ニ迷ハス。サウく~トシテ人マレナリ。 碧潭深流レテ、白浪高揚也」という独自の一節を有する一方で、 無実の罪を被った例として他の天神縁起には見られない なお、 京都大学附属図書館平松文庫蔵 、、行也冥々遥也」(巻一下―九ウ)。 只一声ノ鳥 『天神御 足ニ任 南 只

て成立」した後、一○世紀以降「熾盛光法の盛行とその理解を通して、紀末頃から陰陽師は属星祭や本命祭を行い始め陰陽道は呪術宗教としに蝕を生じさせる星)・計都星(彗星)を加えた九曜星のこと。「九世「九曜」とは、日・月・火・水・木・金・土の七曜星に羅嵯星(日月「九曜」とは、日・月・火・水・木・金・土の七曜星に羅嵯星(日月

代日本における複合的な天の思想が形成されていったと推定される」 仏教系の天の思想が、(一)を中軸にして徐々に習合され、 闍梨ヲ守給フ」(一一○頁。 罪ニョテ遠流ノ重科ヲ蒙ル事ヲ哀`デ、九曜ノ形゙ヲ現ジツヽ、一行阿 九曜 道哀無実罪(;)故"現九曜。形(;)照護之(*)間敢以無」闇」(巻一下― 無実ニョリテ遠流之罪ヲ被ル事ヲ天道憐給テ、 道を流されてゆく一行を、天道が哀れんで九曜を現じたとするのは諸 する天文研究の背景となった祆教 で結ばれるとも思われない。 (『国史大事典』「天の思想」)。 日神信仰」「(二) 儒教系の天の思想、(三) 道教系の天の思想、 る「天道」を導き出す「天」の思想については、 本に共通。ただし、その叙述には若干の異同が見られる。〈延〉「一行 後掲「九曜曼陀羅ハ其ヨリシテ弘マレリ」項参照)。 像化した『梵天火羅九曜 い星宿法が行われることに」なったという(山下克明①一二四頁)。 本命星として祀る本命供・本命元神供・北斗法」などの り、「密教本来の本命宮・本命宿だけでなく北斗七星の一星を個人の 天皇・貴族の寿命と生涯の吉凶禍福を支配する星辰信仰が盛んに」 た天道と中国古代の天道とは、 南 フ」(巻二―一二オ。〈長〉も同)。〈闘〉「雖然 (;) 神不用非法 九曜も北斗七星と合わせて信仰され、星宿法の典拠として、 ノ御形ヲ現ジテ守リ給ケリ」(上―一五九頁)。 「然ニ一切ノ三宝モ不便トヤ思食サレケン、天道無実ヲ哀レンデ (梵天火羅図)』が用いられた (同一二七頁。 〈覚・中〉もほぼ同)。 一行の場合はおそらく彼の業績とも関係 また水原一は、「一行の冥々の道を照し 相通ずる面を示しながらも全く等記号 (ゾロアスター教) 九曜ノ形ヲ現ジテ守給 日本古代の「(一) いずれにも共通す 〈屋〉「天道無実ノ 無実の罪で闇穴 の拝天・拝火思 「道教色の濃 回

あろう。 祖本段階での誤写とみられる。 通する「天道」の例も見られるものの、読み本系の天道思想を引き継 う「奸心ヲ挟」んだ「安禄山」は、序にいうところの「人事ヲ詐ル 護を得た「一行」に対して、「高」きを望み、「国ノ務ヲ執バヤ」とい が見いだされることを指摘、 曜・星宿」・『梵天火羅図』と「天道」とに緊密な連関」(二七一頁) と指摘する。 て右の袖に写したとするのは不自然。 宝」が加わっている点は、各本の成立背景とあわせて検討する必要が ぐとまでは読み取れないか。なお、〈闘〉では「神」が、〈南〉 る」(二七三頁)と論じる。これに対して〈盛〉にも 言トモ天道詐リカタキ」事例に該当するものとして「滅」するのであ 叙述展開をもっていた」(二六八頁)こと、大治頃の祭文類からは「「七九 鎌倉期成立とみられる『宝志和尚口伝』が、「「天道」を拝して闇黒に にあることを指摘する(四五九~四六○頁)。これに加えて牧野和夫は、 ることを指摘し、「人界を操る絶対権威としての「天」を畏敬する立場」 詐リガタキ者哉」(巻一―九オ)と「天道畏敬を打出している」点に 想を軸とする「天道思想」をも考えてみなければなるまい」(四五八頁) 屋宿・九曜」の光明を得、 治指を食い切って、その血で左の袖に九曜を写したとする。 蘇武が ことに〈延〉ではしばしば「天」「天道」の語が用いられてい の袖とするのは ○一行右ノ指ヲ食切テ、其血ヲ以テ右ノ袖ニ写シ留給ヒケ 「指ヲ食切テ血ヲ出シ」手紙を書いた説話 また、 〈延・長〉の序章に「縦ヒ人事ハ詐ト云トモ天道 (盛) 〈延〉では「「日月星宿九曜 その「九曜」等を「三衣」に移すという のみ。 指を喰いきって血で詩文を書く例とし 〈闘・延・長・屋・覚・ 〈近・蓬〉にも共通するので〈盛〉 粂・長⟩ (北斗)の守 (〈盛〉 では三 右手を以 と共 巻八 は右

さらに美濃部重克①は、 摘する(二六二~二六三頁)。これは一行と火羅国とを結び付ける最 於火羅国見諸星曜等来下着座 四年(一一八八)写『〔宿曜占文抄〕』(仮称目録題)に「一行阿闍梨 昭一二八頁)とする見解もある。ところで、牧野和夫は高山寺蔵文治 かの経典や図像など複合的な要素が、多分に存在している」 天火羅図』(引用者注、『梵天火羅九曜』 ことと思われる」(三一六頁)とする。ただし、『火羅図』には の末尾近くに記す「梵天火羅図 を配し(中略)内容は『梵天火羅九曜』と変わるところはなく、 二十八宿·十二宮·九執 の曼荼羅『火羅図』である。 二八頁〉など)、指先の血で大乗経を写経した崇徳上皇(陽明文庫本『保 古の資料であり、 記した」その内容述記が大治四年 行阿闍梨が「火羅国」において、宿曜, 「来下着座」を図したことを ない。一方で本書と関わる曼荼羅として注目されているのが、 本書は九曜の図像とその解説などから成るが、「曼荼羅」の形態では シテ弘マレリ 「九曜曼荼羅」とは、一行撰と伝えられる『梵天火羅 『梵天火羅九曜』を方曼荼羅化したものであり、文殊菩薩を中尊 九曜 (梵天火羅図)』を指すと考えられている (〈略解〉〈全注釈〉など)。 元物語』〈新編全集三九七頁〉*)*などがある。 (1—四八四頁) 図者 行阿闍梨、 ここでは一行が など)や軽大臣の灯台鬼説話 火羅国所感見曼荼羅也。 『白宝口抄』 (引用者注、 山下克明②は、この曼荼羅『火羅図』 図之/所謂火羅図是也」とあり、「一 一帖」とあるものが現存 「火羅図」を描いたとされている。 巻一五六 九曜のこと)・北斗七星の神像 のこと)だけでなく、 以前に遡る可能性を指 ○九曜曼陀羅ハ其ヨリ 「北斗法第三 以文殊為中尊 『宝物集』〈新大系 『火羅図』 (武田和 に「火 東寺蔵

として人々に知られていたのであり、火羅図の始まりを説く「一行阿 と、これが曼荼羅『火羅図』の図様に一致することに注目する(六二 を有する。他はこのような記述はない。『宋高僧伝』に記されるように、 は名付たり」(1―一二八頁)と一行と天台との関係を強調する一節 そのゝちしんごん秘法にうつりて、専此行を行ひ給ひしかば、 載の前に「抑一行阿闍梨と申は、もとは天台一行三まいの禅師なり。 言二移テ ○彼一行阿闍梨ト申ハ、本ハ天台ノ一行三昧ノ禅師也ケルガ、後ニ真 と身近に関わるものだったに違いない」(同五一頁)と指摘する。 闍梨之沙汰」は、「われわれが想像する以上に当代の上流人士の生活 陀羅である」(美濃部重克②四八頁)と推測、これが「九曜曼陀羅」 属星供〉の修法の場で本尊として懸けられるべく作成された特殊な曼 の寺院のなかでも、さらには一般上流の人々の間においても周知のも その用に供されるものとして、真言宗の寺院のなかだけでなく天台宗 年属星供〉が盛んに行なわれ「梵天火羅九曜」も曼陀羅「火羅図」も 真言宗系の本命星供そして陰陽道系の属星祭でも使用されてい に基づき、 行われたことが、山下克明②(三〇二~三〇五頁)に詳述されること 頁)。また、この 十二宮二十八宿三重曼荼羅也 〔五九頁〕こと、「鎌倉時代には当年(行年)属星である九曜を祭る〈当 行は玄宗に招聘される前には天台山国清寺で学び、上洛後に金剛智)であった」(六○頁)とみられ、東寺蔵曼陀羅「火羅図」が「〈当年 一頁)とあり、ここに一行が火羅国で曼荼羅を感得したとあるこ 前節「一行流罪」項でも述べたように、 美濃部重克①は、「十世紀にはすでに「梵天火羅九曜」は 『火羅図』等を典拠にして本命元神供という祭供が (以下略)」(大正新脩大蔵経図像七-〈長〉も法脈の記 一行と た

のように、五大院(安然)説と一行説が並べられる他、「一行禅師秘釈 宮毘羅神、弥勒垂迹云云。 依」之五大院口決云、宮毘羅神死時、釈迦始来垂迹也云云。一行口決云、 の伝書)には、「口決云、金毘羅神者、 現存〈延〉本文に見られる不自然さから〈長〉の本文を本来的とする 密ならしめる」(四五六頁)意図があったと指摘する。これに対し、 さず平家物語の本流史談として示した天台座主明雲との連絡を一層緊 といえる」とした上で、「一行を天台側に引寄せた事は、 とことわり書きをする所に、天台側への傾斜の姿勢をのぞかせている 真言八祖の一人である一行を、「本は天台一行三昧の禅師」 考えてよいのであろう」(四五五頁)、「長門本及び盛衰記は、 **慈覚・智証等の上へ敬遠されて行った事とは天秤の両皿の関係として** (二四六頁) と指摘する。これを受けて水原一は「平安末・鎌倉初期 教・慈覚・智証の三大師が台密の宗祖として仰がれるようになった」 代の所謂中古天台の論草類をみると、一行禅師は遠く置き去られ、 伝教・慈覚・智証大師の著書を通じてみると、王朝時代の天台では られていたことは、「一行禅師七星図曰」として七星の図像が説かれ その説は根強く伝えられていた。『山家要略記』(鎌倉時代の山王神道 石田拓也は、「一行を天台系と見る説話を本来的なもの」と主張する に真言宗で伝持八祖の中に一行を加えた事と、天台宗で一行が伝教 行禅師が台密の権威と仰がれている。(二)平安末期より鎌倉室町時 善無畏に学び、金剛界・胎蔵界両部を受法している。長部和雄は、「(一) (八五頁)。確かに中世には一行は台密の宗祖からは外れたようだが、 「一行秘釈」 が度々引かれる。 (後略)」(『続天台宗全書』神道1―九一 特に星宿に関してはその説が重んじ 十二神将中一宮毘羅神 とりもなお 所詮は

れる。 五七頁上)と記される他、 事の戒律」を提案するも受け入れられなかったので、分派して新しい 堕地獄の逸話を語るために必要とされたか。 にはその生涯が語られ、末尾に「提婆達多ハ大地破裂シテ地獄ニ堕ヌ。 の生涯を略述している。 五一一八九九~九〇〇頁)と、 是提婆達多欲。以「毒薬」害」、仏。 記』巻六は、室羅伐悉底国の給孤独園の 巻十四に「地自然破裂火車来迎生入」地獄」」(大正新脩大蔵経二五 教団をつくり(五逆の一である破和合僧)、釈迦の暗殺を企てて失敗 提婆達多は釈迦の弟子でありながらも、驕慢の心を起こして釈迦に「五 豎鑁の最後は提婆達多の堕地獄伝説を強く意識した創作と見られる。 大地獄ニゾ落ニケル 咎難遁トテ、被流罪ケル程ニ、竪牢地神ノ蒙罰テ、大地忽ニ裂テ乍牛 証されて召喚されたことを記すのは をざんし申ける事こそあさましけれ」(1—一二八頁)と類似する文 ○徳行高顕テ国家ノ重宝タリ。慈悲普覆テ人臣ノ所帰也。 |生身|墮||大地獄||」(大正新修大蔵経二二一一六四頁)、『大智度論 (五逆の一である出仏身血)、最後は生きながら地獄に落ちたとさ その最後の様子は『五分律』に「便大怖懼熱血従」鼻孔 〇一行無実之由、 長 造逆は「仏語。五逆の大罪を犯すこと」〈日国大〉。 にも「国家の重宝として、人臣の依怙たりし 『今昔物語集』巻 『増一阿含教』に詳しい。また、『大唐西域 提婆達多が地獄に落ちた坑を記し、 皇帝聞召披、 生身陥-入地獄,処」(大正新修大蔵経 〈盛〉のみ。続く賢鑁への処分 「伽藍東百余歩有」大深坑 一「提婆達多、奉諍仏語第十」 則被召返 ○賢鑁造逆也、 一行の無実が 被讒申ケ 不善之 出 即

下第一ノ相人ニ御座ケル」項参照。 が逸れている。一行が安禄山の乱に際しての玄宗皇帝の運命を予見し 逸話から、相人としての予見能力、さらには『長恨歌』の引用に関心 ら一行の予見の実現を語るのは 〇サテモ一行ノ相シ申サル、如ク… 以下、『長恨歌』に依拠しなが **慙ナレ** 一行を讒奏して地獄に堕ちた賢鑁と、釈迦に仇をなして生き なること」〈日国大〉の意で、「阿党をなす」で「「あた(仇) 第二十八のように「提婆達多一生重逆罪ノ者ナル故ニ、死テ後堕 入り」(中世の文学八三頁)などとされる。ただし『三国伝記』巻七 とあり、 が「生ナガラ現身ニ大地ワレテ無間地獄ニ堕シカバ」(巻六―五〇ウ) とあるのもこれを踏まえた叙述だろう。この他、 其ノ入タル穴、于今有リトナム語リ伝タルトヤ」(新大系一―三五頁) 玄宗に従って蜀に落ちのびる途中の楊貴妃が殺された所」 たことについては、『仏祖統記』『宋高僧伝』に記事が見える。 に、賢鑁に比されるべき西光の運命を暗示する言説となっている。 ながら地獄に堕ちた調達(提婆達多)という構図を明確にすると同 に同じ」〈日国大〉。 は、くみするの意」で、「権力などをもつ者におもねり、 もある。 間地獄。」(中世の文学下―六八頁)と、死後地獄に堕ちたとするもの 『長恨歌』「馬嵬坡下泥土中、 『雑談集』巻二にも「提婆達多、三逆ヲ造テ、現身ニ地 は「中国陝西省興平県の西の地名。唐代、安祿山の乱の際、 ○争力阿党ヲ成ベキ ○在世ノ調達、滅後ノ賢鑁、トリぐ~ニコソ無 見 盛 阿党とは「「阿」は、おもねる、「党」 |玉顔||空死処| のみ。本来の「無実ノ讒訴」の ○馬嵬ノ野辺ニ露ト伴テ消給フ 〈延〉にも提婆達多 〈日国大〉。 その仲間に をなす」 前節「天

氏文集』二下―八一二頁)が典拠であると遠藤光正は指摘する(一八

成,十二神将,」とする説が引かれること(九一頁)などから窺える。

や、「一行阿闍梨北斗行要記云」として「七星各

(四〇頁)

鈿 夏。 指摘する(一八頁)。『長恨歌』の「鈿合金釵」については、「長恨歌 託したことが『長恨歌』に記される。遠藤光正は『長恨歌』「空持』旧 二下―八一四頁)が、この部分の典拠となっていることを指摘する 出会ったことが、『長恨歌』に謳われている。遠藤光正は『長恨歌』 して、螺鈿の小箱と金の釵を二つに分ち、その片方を皇帝へと方士に 貴妃の魂魄を探させたこと、方士が海上の仙山である蓬莱山で彼女に た皇帝が、楊貴妃の死を思い悲嘆に暮れていることを案じ、 |表|深情|、鈿合金釵寄将去、釵留||一股|合 方士殷勤覓。(中略)忽聞海上有 「臨卭方士鴻都客、能以 但教』心似。金鈿堅、」(同二下一八一六頁)が典拠となっていると ○皇帝ハ后ノ遺ヲ悲テ、方士ヲ以テ蓬莱宮ヲ尋ラル ○玉ノ簪シ、金鉸刀ヲ被返送 |精誠|致 三魂魄 、 [仙山]、 方士が蓬莱山を去るに際 為、感,君王展転思、遂 山在 虚無縹緲間」 扇 釵擘,黄金,合分 方士に楊 都に戻っ 同

叙述。 賢鑁・西光と釈迦・

一行・明雲の対置には、 讒奏によって明雲を流罪へと追い込んだ西光を対置する叙述。 理由は不明。 内閣文庫本・京大船橋本も同じ)。「鈿合」を「玉ノ簪」としているの 琵琶行カナ抄」 されているのかもしれない。 も、こうした理解に基づくか。なお「金釵」を「金鉸刀」としている と取っている(武蔵野書院『長恨歌・琵琶行抄』四八頁。同書所収の ハコ」と解されているが、天理図書館蔵『長恨歌并琵琶引私』 ハサシクシノハコソ」(五七頁)と、「金のカンサシ」と「サシクシノ イカヾト覚テオボツカナシ 「在世ノ調達、滅後ノ賢鑁…」を受けた 一鈿合モ金釵モ皆簪ナレドモ、 釈迦に対して阿党をなした調達、一行を嫉んで讒奏した賢鑁と、 ○去バ顕密兼学、浄行持律ノ天台座主讒シ申ス西光モ、 (磯馴帖 村雨篇)には「金釵ハ金ノカンサシ、 其ナリヲ云ゾ」とあって、どちらも簪 天竺・震旦・本朝が意識 鈿合

【引用研究文献】

*石田拓也「一行阿闍梨説話の展開」(日本文学研究二八号、一九八九・2)

*遠藤光正「『源平盛衰記』に引用の漢籍の典拠(一)」(東洋研究七七号、一九八六・1)

《長部和雄『一行禅師の研究』(神戸商科大学学術研究会一九六三・7)

鈴木元「庭訓往来を巡る註釈の学―真名抄周辺資料点綴―」(熊本県立大学文学部紀要七巻一号、二〇〇〇・12。『室町連環 と空間』勉誠出版二〇一四・10再録。 引用は後者による 中世日本の

牧野和夫「延慶本『平家物語』巻第一末・第六話「一行阿闍梨流罪事」と「天道」の事」(水原 武田利昭 「東寺蔵・火羅図について」(金沢文庫研究二九○号、一九九三・3。 『星曼陀羅の研究』 法蔵館一九九五·10再録。 編『古文学の流域』新典社一九九六・4。『延 引用は後者による)

*水原一「一行阿闍梨説話の考察―『平家物語』 傍流談研究の一環として―」(駒沢国文一四号、一九七七・3。『延慶本平家物語論考』 加藤中道

思文閣出版二〇〇五・10再録。引用は後者による

慶本『平家物語』の説話と学問』

一九七九•6再録。

引用は後者による

美濃部重克①「「火羅図」の解読 付『平家物語』「一行阿闍梨之沙汰」(上)」(南山大学日本文化学科論集八号、二〇〇八・3)

- 美濃部重克②「「火羅図」 の解読 付『平家物語』「一行阿闍梨之沙汰」(下)」(南山大学日本文化学科論集九号、二〇〇九・3)
- 山下克明①「密教修法と陰陽道」(大橋一章他編『「仏教」文明の受容と君主権の構築-安時代陰陽道史研究』思文閣出版二 一〇一五**・1**再録。 引用は後者による −東アジアのなかの日本─』勉誠出版二○一二・3。
- 九九六·11再録。 山下克明②「平安時代における密教星辰供の成立と道教」(日本史研究三一二号、一九八八・8。『平安時代の宗教文化と陰陽道』 引用は後者による 岩田

山門落書

臈等ハ、興アル事ニ思テ勇ミケリ。少シモ物ノ心・弁。タル人々ハ、「コハイカヾセン、只今天下ノ大事出来ナン」トゾ歎ケル。内々又大衆ヲモs誘 破」家」トモ≒云、「ー叢蘭欲」茂秋風破」之、「「王者欲」明讒臣隠」之」トモイヘリ、「誠」ホシシュジ 今ハ唯可、奉、宥「逆鱗「歟」 ト云ケル砌ニ、落書アリ ルニ、大講堂ノ庭ニ®会合僉議シケルハ、「®前座主ヲ中途ニシテ奉」取留「事、蚤依」軽「朝威」公家殊ニ御憤深由、 食ケレバ、座主ハ責ノ∞御事有シ時、兎モ角モ成タリセバ、℡ニ今ハ思切ナマシ、中々衆徒ニ☞被□取登□、又イカニ成ベキ身ヤラント御心細思召ケ 今ニ『始ヌ事ナレ共、今度ノ『狼藉ハ先代未聞ノ事ニ侍リ。『下トシテ "猥キヲ、上トシテ 。緩ニ御沙汰アラバ、世ハ世ニテモ『侍ルマジ。 」仰」武家」ケレ共進ザリケレバ、新大納言®成親卿®已下近習ノ輩、武士ヲ集テ大衆ヲ可」傾之由、其沙汰アリ。物ニモ覚エヌ®若者共、北面ノ下 |御誡|| トゾ奏シケル。只今我身!『亡ヲモ不」知、山王権現!』神慮ニモ不」憚、加様ニ申テイトヾ宸襟ヲ悩シ奉ル。「『讒「"!」臣乱」国′ |山門||大衆等流罪ノ座主ヲ奉||取留||之由、法皇。"聞食テ不」安。"思召レケル上ニ、西光法師内々申ケルハ、「山法師ノ昔ヨリ 猥 キ沙汰仕ル 哉此事。『抑今度大衆之』狼藉仍『可 其聞エアリ。 此事イカヾ有べキ。 」被」責」山門

かくす」、〈蓬〉「王者欲」明 うらんしげからんとすれはしうふうこれをやふり」、 「下として」。8〈蓬〉「´マピネ゚ト゚を」。9〈蓬〉「緩」。1(荃〉「侍るよし」。1(近)「ほろびんをも」、(蓬)「亡をも」。1(蓬)「神慮も」。 【校異】1〈近〉巻冒頭標題「さんもんらくしよ」〈〈蓬•静〉 巻冒頭標題 「きこしめして」、〈蓬〉 「きこしめされて」。4〈近〉 「おほしめしける」、〈蓬〉 「覚召ける」。5〈近・蓬〉 「はしめぬ」。 ざんしんくにをみたる」、〈蓬〉「讒臣乱」国」。 14〈近〉「とふいへをやふる」、〈蓬〉「妬婦破」家」。 15 護臣隠」之」。18〈蓬〉「言」。19 〈蓬〉「叢蘭欲、茂秋風破」之」。17 〈蓬〉改行あり。 「山門落書」。2〈近〉合点あり。 20 〈近〉「らうせきによて」、〈蓬〉「狼籍によって」。21 〈近〉「わうしやあきらかならんとすれはざんしんこれを 行冒頭に「山門落書ノ事」と傍書。 〈近〉「いへり」、〈蓬〉「いひ」。16 6 〈蓬〉「狼籍は」。 7 近 3

ませめらるへきのよし」。 さそひ」、〈蓬〉 せんざすを」、〈蓬〉 31〈近〉「とりのほされ」、〈蓬〉「とりのほせられて」。32〈近〉「くはいがうしてせんぎしけるは」、〈蓬〉「会合僉議しけるは」。 「誘」。26〈蓬〉「ありけれは」。27〈蓬〉「はらまれて」。 「前座主を」。34〈近〉「てういをかろしむるによて」、 22 〈近〉「なりちかのきやう」、〈蓬〉「成親卿」。 23 〈蓬〉「以下」。 28〈蓬〉「詔命を」。 〈蓬〉「朝威をかるしむるによって」。 24〈近〉「わかものとも」、〈蓬〉「若き者とも」。 29〈近〉「たいたんせんも」。 30 〈近〉 「御ことに」、〈蓬〉 25 近

ある。 モ侍ルマジ。 ヨリ猥キ沙汰仕ル事ハ今ニ始ヌ事ナレ共、今度ノ狼藉ハ先代未聞ノ事 御沙汰有バ、世ハ世ニテモ有ベカラズ。能々御誡有ベシ』トゾ申ケル 西光の讒言によって後白河院の怒りが増幅されて描かれていく傾向が た事実の反映も当然あろうが、『平家物語』の中でも、特に〈盛〉 奇怪々々」とあり、「先代未聞」の出来事と受け止めていた。そうし 昧記』五月二十四日条「明雲被」奪取」事一定云々。於「粟津」奪」之云々。 非言語之所及、 らず、貴族たちも批判的であった。『玉葉』治承元年五月二十三日条「凡 衛門入道西光」とする。今回の座主奪還については、当然西光のみな 程ノ狼藉承及バズ……』」(〈延〉一二ウ)。「西光法師」を〈屋〉は「左 ルハ、『昔ヨリ山門ノ大衆猥キ訴訟仕ル事ハ今ニ始メネドモ、 という独自異文が加わる。 巻二―一二ウ)。 ただし 奉取留「之由、法皇聞召テ、イトヾ安カラズ被思召「ケル上ニ」(〈延〉 レケル上ニ 〈闘・延・長・南・屋・覚・中〉も同様。「大衆前座主ヲ 【注解】○山門大衆等流罪ノ座主ヲ奉取留之由、法皇聞食テ不安思召 〈闘・延・長・南・屋・覚・中〉も同様。「西光入道内々申ケ ○下トシテ猥キヲ、上トシテ緩ニ御沙汰アラバ、 何事如」之哉。 能々可有御誡」トゾ奏シケル 偏天魔之所為歟。 分割 可」歎々」々。衆徒之所行旨超一上代一歟。 ○西光法師内々申ケルハ、「山法師ノ昔 はこの後、 一宗滅亡時已至、哀而有」余」、『愚 大衆が清盛に書状を遣わす 〈延〉「『……今度ユルニ 世ハ世ニテ には、 未ダ是

あさましけれ」(1—一二九頁)とする。 主を様々に讒訴し奉る。 出斬」之、 蘭欲、茂秋風敗、之、王者欲、明讒臣蔽、之』と云へり。 風敗*之1、王者欲-"明}-護臣 蔽之1』トモ云へり」(〈延〉一二ウ)。 はほぼ同じ。「讒臣 頁)で、「宸襟ヲ悩シ奉ル」なし。 延•長•南•屋•覚•中〉も同様。〈屋〉は「…加様ニゾ申ケル」(一一一 知 御沙汰アラバ」といった表現は とぞ申ける」(七四頁)とするのみ。「下トシテ猥キヲ、上トシテ緩ニ 聚名義抄』法中六四ウ)とある。 フ セ を (一二ウ)。〈闘・長・南・屋・中〉も は引用がさらに長く、「『ざん臣国をみだし、妬婦家を破る』、実哉。 「叢蘭欲茂秋風破之、王者欲明讒臣隠之」トモイヘリ るかせに」とも読めるか。〈覚〉は「『……よく~~御いましめ候へ』 緩 〈屋〉「緩ニ」(一一一頁)。『邦訳日葡辞書』に「Yurucaxe.ユルカ |山王権現ノ神慮ニモ不憚、加様ニ申テイトヾ 宸襟ヲ悩シ奉ル (緩せ) 不注意・なおざり」(八三七頁) とあり、また 胡管反 音浣 殺、人種自、身出蒔、之』と云本文違はず。 ユルフ ……」(「フ」字左に「ク」を傍記)(観智院本『類 ユルナリ」(三巻本『色葉字類抄』ユ辞字・下六八ウ)、 ʿ乱『国』、妬婦、破**家』』ミヘタリ。『叢蘭欲茂¦*秋 山門のめつばう、 〈盛〉のみ。 〈盛〉の「緩ニ」も「ゆるに」とも「ゆ ○「讒臣乱国、妬婦破家」トモ云、 延 その他、 朝家の御大事を引出すこそ に同じ。 〇只今我身ノ亡ヲモ不 それぞれに引用 西光法師が天台座 なお 『斬」人刃自 〈闘・延・中〉 ル

頃には 四日 則驕、 骨肉之親、 書治要』巻第四十三や 項参照)。遠藤光正によれば、この句の出典として、『史記』の「奸臣 臣乱国」については巻四「白山神輿登山」に既出(一―二三〇頁。 妬妻。夫不ュ驕不ュ妬、身之福也」(四庫全書)とあり、 臣專」君、群臣皆蔽。 巻第三十六に『申子』「大体」を引き、「夫一婦擅」夫、衆婦皆乱、 典拠は『申子』(戦国時代、申不害撰)「大体」であろう。 らうす共、かやうの事をや申べき」(七四頁)とする。「妬婦破家」の とすれども、 (一一一頁)、〈覚〉「讒臣は国をみだると言へり。実哉。 (一六〇頁)、 形が異なっていて、〈南〉「讒臣ハ国ヲミダリ妬婦ハ家ヲ破ルト云ヘリ」 『詩経』小雅の「讒人罔極、交乱四国」があげられる(一六頁)。また、 全釈一二―二〇頁 **全書)とある。時代は下るが、『内訓』(明・仁孝皇后撰)** |史記』『帝範』いずれも『明文抄』『管蠡抄』に引かれることを指摘 住朝、国之残也。 讒臣在中、主之蠹也」、『帝範』「讒侫之徒国之蝥賊也」、 智足 しかし、『説苑』(漢・劉向撰) 怙」思則妬、 の典拠である可能性もあるだろう。 「汨水淖泥、 が引く 二以飾 外妬乱朝廷一、 秋風これを破り、 屋 『申子』の一節全体が 非 「師忠悪様ニ執申サズハ、関白御憤アランヤ……」 干」政則乖、 「サレバ讒臣ハ国ヲ乱トモ、 破家妬妻」が諺になっていたことが窺える。「讒 故妬妻不、難、破、家、 弁足,以行,説、 『貞観政要』巻三もこれを引く。 如」此者讒臣也」 王者明かな覧とすれば、 撓」法則乱。 反」言易、辞而成、文章、 巻二「臣術」に、「六邪者…… 「讒臣乱国 乱臣不、難、破 あるいは、 諺云、 (四庫全書)とあり、 加様之事ヲヤ申ベキ」 汨 妬婦破家」 上に挙げた 水淖泥、 明の永楽年間 讒臣これをく これが「讒臣 、国也」(四庫 『群書治要』 叢蘭茂か覧 に 擅 内離 破 『群 本 が寵 家

ナヤ此 蘭欲 の独自異文を加えたと考えられる。 内容が分からなくなったので、「抑今度大衆之狼藉仍可被責山門之由」 直前の 蔵随聞記』第五にも「古人云、『日月明ナレドモ浮雲掩」之、 四九八頁)。同句は、『玉函秘抄』『明文抄』『管蠡抄』にも引かれる(遠 之、王者欲、明讒人蔽、之」(内閣文庫蔵寛文八年刊本 時代物語大成』 蔵 リケレバ」(一二ウ)とあるように、「誠哉」で文が切れ、「此事」 讒臣蔽之 トモ云ヘリ、 ントスルトモ秋風吹」之破ル。』貞観政要ニ引」之、賢王ト悪臣トニ喩フ 藤光正一八~一九頁)。 デジタルアーカイブ〕)または『貞観政要』巻六「杜讒脚篇 者欲明讒臣隠之」の典拠は、『帝範』「去讒篇」の ハ家ヲ破ル」(中世の文学二一〇頁)、 大系一〇五頁)とある他、『雑談集』巻六に れ、『曾我物語』巻二に「讒臣は国をみだし、 であると見ることも可能だろう。 盆 山門に誡めを加えることを指すのが、 (旧大系三九九頁)とある。 六一頁 『天満天神縁起』に「然、妬婦破家」、讒臣傾国| 云理ニテ」 茂、 はこれを「誠哉此事」の形で続けてしまったために、 言 「讒臣乱国…」の格言を指すこととなり、 秋風敗」之、 とする他、 法皇平家ニ仰テ山ヲ責ムベキ由仰ラレケレ共」 一第十、七四頁)とある。 闘 誠哉。 賢王を叢蘭に、讒臣を秋風に喩える。 王者欲 「此言実哉」(巻一下―一二才)の 此事ヲ武家ニ被仰」ケレドモ、 ○誠哉此事 明 日本ではこの句は諺のように用いら 南のも 讒人蔽」之」(新釈漢文大系下 安楽寺本系天神縁起の筑波大学 本来の形であったと思われる。 次に「叢蘭欲茂秋風破之、 〈延〉では「王者欲 盛 「讒臣 妬婦は家をやぶる」(旧 直後の武家に命じた 「叢蘭欲」茂秋風敗 に近く、 ハ国ヲ乱リ、 〔国立公文書館 「誠ナルカ スヽマザ の

当する表現はない。 門に誡めを加えることを指している。 言成親 宣に随わなかったことが本文の背景にあろう。 叡山を責めるべきとの話が出ている。 て『玉葉』二十九日条「人伝云、 人洛することとなった とあるように、 二十五日条には「入道殿御返事不分明歟。 によれば家貞の子)が福原に向かったという。こういった、平家が院 従うと言って拒否している。そこで使(平家長。高橋昌明①一五六百 盛・宗盛) 仍為「御使「、今朝字平内左衛馳」馬向」福原」」 とあり、 院は両大将 奪還後の院の対応を見てみる。『玉葉』治承元年五月二十三日条には| 場合軍事権門としての平氏を意味するか。以下、古記録に沿って明雲 リケレバ」(一六〇~一六一頁)とする(前項参照)。 マザリケレバ」(〈延〉一二ウ~一三オ)とする。 山門之由、 も「讒臣乱国…」を指すと理解できる。 上堅||東西坂下|、可」被」攻||叡山||云々」とあり、奪還のあった当日 |十四日条と関わろう。そこには、「召||居両大将|、可」固||坂本||之 「法皇平家ニ仰テ山ヲ責ムベキ由仰ラレケレ共、平家進ミ申サヾ 京中帯 院宣一、而先可上仰一入道一、随上其左右上之由、西 に東西坂本を固めるように命じたが、 被仰武家ケレ共進ザリケレバ 以下…」(七四頁)と続き、 兵器 清盛の返事は 〈延・長〉は「此事ヲ武家ニ被仰」ケレドモ、 往還之輩、 (『玉葉』は二十七日に入洛したとする)。 「不分明」であったが、 可 大衆奪-取明雲,之後、 |搦||取之|。又台嶽末寺庄園 おそらくこれは 逆に ○抑今度大衆之狼藉仍可被青 〈延〉と同様に「此事」 雖」然申時入道被 〈闘・屋・覚・中〉 覚 〈盛〉 に近いのは そして『顕広王記』 両名は清盛の指示に は 人被 清盛が福原から 「武家」はこの 『顕広王記』五 「此事、 近日有 |遁申||云々。 入洛 には該 南 ス、 が 山 仰 重 此

> 院と対面し、東西の坂本を固めて比叡山を攻めるべきとの結論に至っ 然而入道内心不」悦云々」とあり、 二十九日条の前掲記事の続きには、「人伝云、昨日禅門相国参」院、 答が記されていて、大衆に拒絶されたことが窺える。 進座主」之由云々。 ある他、 二十九日条にも「伝聞、 あり、二十八日に僧綱を比叡山に差し向け、 明雲,之由、又被、問,謀叛之意趣,云々。 こと、以上三点を命じたという。これには前日の二十八日の動きが関 中を往還する輩を絡め取ること、 諸国司 有。御対面,云々。 而有」余。今一度為「謁見「也云々」 と、派遣された僧綱への大衆の同 たと言う。さらに『百練抄』二十三日条の明雲奪取の記事の後には、 た謀叛の意趣を問い質すこととしている。 わっている。 (荘園を停廃するためかという)、 「後日以」僧綱等」、被」尋」子細」。 大衆申云、 」注一中国内武士,之由、 |被||注||進之|、是為||停廃 『顕広王記』二十八日条にも「僧綱等被』差」遣山上一、 右の続きに「又昨日以 大略堅,東西之坂,、可,責,台山,之議、 不」申、大衆返事、云々」とあり、大衆の返事はなかっ 僧綱等為」仰」院宣於衆徒」昨今登山 被 仰 比叡山末寺の荘園を報告させること 歟。 近江・美濃・越前の武士を動員する |国司 ||云々」。 同じ二十八日には入洛した清盛が 僧綱等 又近江、 僧綱等今日登山了云々」と 更非 明雲を差し出すこと、 | 令 | 登山 | このことは『愚昧記』 院は兵器を所持して京 美乃、 謀反。 越前 また、 被 一定了云々。 顕密棟梁惜 仰 可谓召 国 可

可

うことになろう。

安三(一一七三)年六月の興福寺僧徒の多武峰焼打により興福寺・

このうちの荘園の廃止については、

「後白河は、

院は先に示したような三点の指示を出したとい

結果、

翌二十九日に、

たが、清盛は喜んでいないようだという。こうした二十八日の対応

○新大納言成親卿已下近習ノ輩、

武士ヲ集テ大衆ヲ可傾之由、

其沙汰

のであり、 員されたことは、 他にも近江に隣接する国がある中で、 のはその現れであり、場合によっては彼らが平氏に対する武力たり得 い話ではない」という(高橋昌明②一七〇頁)。中でも、 清盛が直接軍制の担い手として登場する事態をむかえ」ることになる 決するしかなかった。「重盛を軸にした院=平氏軍制はここに崩壊し、 上の見解は元木泰雄③四八•四九頁にもまとめられている)。 三ヶ国のうち「美濃は後白河の、そして越前は重盛の知行国であっ たのである」(元木泰雄①一一四・一一五頁)と指摘する。 組織されていた多くの地方武士を、平氏は独自に招集できなかっ れている地方武士を動員する権限があった」、一方で、 天の君には北面などの軍事貴族、 脅かされる非常事態で」あった 士の動員を企図したように「独自の軍事動員さえ試みようとした」こ 暦寺僧徒が互いに蜂起した事件でも、 た対応を示したことにあった」と指摘する(元木泰雄②一五四頁。 五大寺の荘園を没官する措置に走ったことがある」ので 明雲奪還に憤激した後白河院は、 後白河が、清盛に対し強硬な態度で臨んだ一因は、重盛がこうし 「軍事権門たる平家にとっては、自己の存在意義、 一六頁)。 「後白河が近江・美濃・越前の「国内武士」を注進させた 重盛、宗盛の両大将は動かず、清盛と会談して処置を 知行国主重盛の協力的な姿勢を明示するものといえ こういった事情が本文の背景にあるのだろう。 検非違使とならんで諸国衙に組織さ (同一七四頁)。 東西坂本を固め、 美濃とともに越前から武士が動 南都の行動を「謀反」と認定、 また元木泰雄は、 「諸国の国衙に 比叡山を攻め また、 存立基盤を 「前例のな このよう の国の武 以

相 国 には、 狙いであったと見る (元木泰雄③五 れることに」なり、 不可能ではない」のであり、それにより「平氏一門の力は大きく削が 間記』九頁)とあり、 処ニ、語ラウ所ノ中ニ多田蔵人行綱ト申者アリ。……」(『校本 政入道進ミ申サヾリケレバ、院近習ノ人々ヲ催テ山門ヲ責ラルベシト なかったので、 ゆにおほせて、山せめらるべしときこえしかば」(七七頁)と、主格「一 七四頁)。〈中〉は「一ゐん、しん大納言なりちかの卿、已下のきんじ 近習の人々に仰あはせられて、 アリ 者共相語ヒ、 ト謀叛ヲ発、 ことは、 企みがあったとする記述もある。元木泰雄は、平氏一門を打倒せずと 九四頁)、『平家物語』の影響を受けた記述とも考えられよう。一方で、 たとする。ただし、これは噂に過ぎないと考えられるし(佐々木紀一、 テ軍兵ヲ調ヘラル。成親卿ヨキ次ト思テ、日来ノ本望ヲ達セントスル に命じたとする。こうした動きは資料からは確認できない。『保暦間記 ゐん」を示す。 『顕広王記』六月五日条「尋;事発,者、 「清盛を延暦寺との戦場におびき出して暗殺することは、 一云々」のように、 「コレニ依テ、山門ヲ責ラルベキ由、 〈延・長・南・覚・中〉 巻三・成親謀叛で鹿ヶ谷の謀議においても、 此営ノ外他事無リケル中ニ」(1―一六二頁) 疎人モ入ヌ所ニテ、 院は成親ら近臣に、武士を集めて比叡山を攻めるよう **〈闘・屋〉はこの文なし。武家、すなわち平氏が動か** 「後白河と院近臣たちの独裁が完成する」 混乱に乗じて成親に平家を攻撃する計画があっ 叡山攻めにかこつけて、清盛を討とうとする も同様。「此事新大納言成 山攻めらるべしと聞えしかば」(〈覚〉 兵具ヲ調へ軍兵ヲ集ラレ、 一頁。 寄。事於大衆謀、欲 なお、 武家へ仰ラレケレ共、 成親が兵を集める 親秀 卿, けっして 誅 以下、 禅定

○物ニモ覚エヌ若者共、北面ノ下臈等ハ、興アル事ニ思テ勇ミケリ統率者とする構想を有していた可能性が高い」(二六頁) と指摘する。格を有する成親に下北面を組織させ、平氏とは別個の武力・警察力のている。元木泰雄④は、「後白河は、元来「武勇」と称される武的な性

彼ら北面下﨟が後白河院のもとで増長していっ 平景季・橘定康・ 泉涌寺喧嘩で、 武士であり、 清・藤原信盛・藤原親盛・藤原基能・藤原知親・藤原信景・大江遠致 知康・平扶行・惟宗信房・平維房・平宗清・紀宗吉・源清忠・藤原能 守師高」ら二十一名の名 ために延暦寺に参詣した際、供奉した北面の武士の名として、「加賀 主と思われるものも含まれていて、より野性的・行動的である」とす 院の直接・間接の推挽に因って加えられたものが多く、地方の開発領 どま」るのに対して、「下北面―北面下﨟―には白河院以後に於いて 占めた。 うち、上北面は諸大夫身分の者、下北面は侍身分の者で多くを武士が 臈等」とあるように、院直属の親衛隊である武士達が勇み立ったこと 国の武士を動員しようと企図したわけであるが、ここでは「北面 士」之由、被」仰」国司」云々」とあったように、後白河院は自身の知行 五月二十九日条に、「又近江、 (一五五頁)。『吉記』安元二年四月二十七日条に後白河院が受戒の (延・長・南) も同じ。 米谷豊之祐は、「院上北面が儀礼に通じた事務官僚たるにと 「物ニモ覚エヌ」は「物事の分別が付かない」こと。 院の近臣とみなしてよいであろう」(角田文衛四〇頁)。 「此御時 源景房) ノ北面ノ下﨟共ハ事ノ外ニ過分ニテ、 他に、 **〈闘・屋・覚・中〉にはなし。前掲『玉葉』** が挙げられる。「以上二一名は、下北面の 美乃、越前三ヶ国、 藤原為行・藤原為保・藤原能盛・平 た様は、 各可言注言中国内武 盆 北面の 公卿殿 巻四• ブ下

下されたことを畏れて寝返る者もいたとする。 動揺させるための働きかけがあり、 又大衆ヲモ誘仰ノ有ケルハ、「院宣ノ下モ忝シ。王土ニハサマレテサ 奉_抑_神輿|、暫僉議シケリ」(1―二四五頁)などにも見える。 ニ心得タル大衆老僧ハ、『サレバコソ、子細有ラント思ツルニ』 徒ハ『何条是非ニヤ及ベキ。 思慮深い者とを対比するのは、巻四・山門御輿振「大衆聞」之、 歎アヘリ」(〈延〉一三オ)。〈闘・屋・覚・中〉なし。 短絡的な若者と は、 守中原基兼・検非違使左衛門尉惟宗信房・同平佐行・同平康頼」「木 この後清盛により捕らえられたとされる西光の他、 共アマタ同意シケリ」(1—一六四頁)とあることとも呼応するだろう。 親謀叛で、成親に「平判官康頼、 らの召集に、 二〇五頁)と描かれ、その例として西光が登場している。今回、 マレテ」は モ物ノ心ヲモ弁タル人ハ、『只今大事出来ナムズ、コハ心憂態哉』ト ン、只今天下ノ大事出来ナン」トゾ歎ケル 一五七~一六四頁)。 工頭成房」(以上『玉葉』六月四日条)、「式部大夫章綱」(同六日条) 面ヨリ殿上ヲユルサル、者モ有ケレバ、 上人ヲモ物共セズ、無「礼義」。理ヤ、 ノミ詔命ヲ対捍センモ恐有」トテ、思返靡キ奉ル衆徒モアリ 「又内々大衆ヲモ誘へ仰ノ有ケレバ、院宣ノ度々下モカタジケナケレ いずれも北面下﨟であったことが確実視される(米谷豊之祐 〈蓬〉「はらまれて」がよい 北面下﨟が勇み立ったとするのは、先に ○少シモ物ノ心弁タル人々ハ、「コハイカヾセ 唯押破テ陣頭へ奉」入』ト云ケルヲ、 近江中将入道蓮海、其外北面ノ下臈 大衆の中には延暦寺追討の院宣が 下北面ヨリ上北面ニ移り、 (校異27参照)。密かに大衆を 驕レル心モ有ケル也」 〜延・長・南⟩ 〜延・長・南 「基仲法師・山城 (盛) 巻 三 • ートテ、 〇内々 $\widehat{1}$

はらまれて、詔命をそむくべきにもあらねば、力不及」(〈覚〉下-他にも『平家物語』には、「平家都ヲ落テ後、兵衛佐『王地ニハラマ まれて、詔命をそむくべきにあらず』とて、内々院宣に随ひ奉る衆徒 バ、王土ニハラマレナガラ詔命ヲ対押セムモ恐有ケレバ、思返靡奉ル 目異文。「座主は、『伊豆流罪の折にそのまま配流されていたのならば モ成タリセバ、今ハ思切ナマシ、中々衆徒ニ被取登」は**、** 長・南・屋・覚・中〉も同様だが、「座主ハ責ノ御事有シ時、 衆徒ニ被取登、又イカニ成ベキ身ヤラント御心細思召ケルニ 〈闘・延・ 座主ハ責ノ御事有シ時、兎モ角モ成タリセバ、今ハ思切ナマシ、中々 三二七頁)など、類例が見られる。 レテ、サノミ年貢ヲ対捍セン事モ恐ナレバ』トテ」(〈屋〉六四八頁) ガラ、勅命ヲ対捍セムモ其恐候テ」(巻一―九五ウ)と同句を引く。 もありなンど聞えしかば」(〈覚〉七四頁)。〈闘〉は該当する記述なし。 せる工作があったことは記さない。「山門の大衆、『さのみ王地にはら 衆徒モ有ケリ」(〈延〉一三オ)。一方、〈屋・覚・中〉は大衆を動揺さ 「朝敵となり給ひて、追討すべき由、院宣を給はる間、 は大衆の御輿振を源頼政が留める場面でも、「王土ニハラマレナ ○大衆二心出来ヌト聞食ケレバ、 さのみ王地に 盆 ・兎モ角 の独

が僉議の場となるのは、「則其夜大講堂ノ庭ニ三塔会合シテ僉議シテ 朝廷の怒りを前に、弱腰になっていたとするところで次の落書に続く。 ケル砌ニ、落書アリ 憤深由、其聞エアリ。此事イカヾ有べキ。今ハ唯可奉宥逆鱗歟」ト云 **僉議シケルハ、「前座主ヲ中途ニシテ奉取留事、** 覚・中〉は「され共流罪の沙汰はなかりけり」(〈覚〉七四~七五頁) 妙光坊にいたとする。 具体的に描くことになっている。〈盛・南〉を除いていずれも座主が れ戻されたために……』」の意となろう。気弱となった明雲像をより 今は覚悟を決めることもできたであろうに。かえって衆徒に叡山に連 と、再び流罪の沙汰は下されなかったとする。 ト聞給ヌレバ、何ト成ナムズル身ヤラムトゾ思食レケル」(巻二-盆 一三オ)。「妙光坊」は大衆が奪還した明雲を奉じ入れたところ。 五」(〈盛〉1—二三二~二三三頁) 「軈座主ヲ奉、舁、東塔南谷妙光坊へ奉、入」(1―三〇五頁)。また〈屋 が落書の引用に合わせて加えた独自記事であろう。 〈延〉「座主ハ妙光坊ニ御座ケルガ、大衆二心有 〈闘・延・長・南・屋・覚・中〉なし。 など頻出 依軽朝威公家殊二御 ○大講堂ノ庭ニ会合

【引用研究文献】

*遠藤光正「『源平盛衰記』 に引用の漢籍の典拠(一)」(大東文化大学東洋研究七七号、一九八六・1)

*五味文彦「平氏軍制の諸段階」(史学雑誌八八編八号、一九七九・8)

米谷豊之祐「後白河院北面下﨟―院の行動力を支えるもの―」(大阪城南女子短期大学紀要一一巻、一九七六・11。『院政期軍事・警察史拾遺』 近代文藝社一九九三・7。 引用は後者による

「語られなかった歴史―『平家物語』 山門強訴 から 「西光被斬」 まで―」(文学三巻四号二〇〇二・7)

「平家家人制と源平合戦─譜代相伝の家人を中心として─」(軍記と語り物三八号、二○○二・3。『平家と六波羅幕府』東京大学出

版会二〇一三・2に再録。引用は後者による)

- *高橋昌明②『平清盛 福原の夢』(講談社二〇〇七・11)。
- 角田文衛「後白河院の近臣」(古代学協会編『後白河院
- 動乱期の天皇』吉川弘文館、一九九三・3)

幻の中世国家』(角川書店二〇〇一・2。

角川ソフィア文庫二〇一一・11再刊。

引用は後者による)

*元木泰雄②『平清盛と後白河院』(角川書店二〇一二・3)

元木泰雄①『平清盛の闘い

- *元木泰雄③『治承・寿永の内乱と平氏』(吉川弘文館二〇一三・4)
- 「藤原成親と平氏」(立命館文学六〇五号、二〇〇八・3)

其状こ云、

可被造 入道大相国許

悦,|三聖之威光消,* 誰不 "!""」悲,|一山之仏法滅,乎。然者衆徒三千之蜂起、豈被,引,座主一人之結構,哉。何况於,『先座主,者、大畏,動制,* 而 往代例也。 君有」上偏、 為「天朝」為「国家」、。治者也明人也。而有「一類謗家」、所」悪成「瘡瘠」矣。其不「被」糺「是非」、不「被」尋「真偽」、預「重科」蒙「流罪」之条、是。非 悪党隱,弓箭之具,、制,修羅之巧,、而飾,護国之道場,、豈非,為,山門之奇異,哉。亦停,兵俗之器,、而残,法僧之道具,、寧非,專,朝家之祈願 先祈言本体之長生。。誠是仏法之命也、王法之守也。爰興隆思深、而悛。九院之朽梁、、護国志厚、而却言六蛮之凶徒。。「吐吐依」之法侶、励 頻雖、制。大衆蜂起。、依、残。愁訴。尚以烏合者也 夫前座主明雲僧正者、挑, "3法燈於三院之 "学牖, '灑',戒水於四海之受者, 。顕密之大将、大戒之和尚也。三観之隙、必専, 金輪之久転, 、六時之次、 或断,根本之仏事,、或闕,恒規之祭礼,之時、受,末所之愁訴,、而及,本山之悲歎,。。列,大師門徒,之族、習,皆成。教網,之者、何可 亦非,臣無」、忠。讒奏之。酷、偽言之巧故也。讒口。煖,於黄金,、毀言銷,白骨,、此謂歟。夫末寺末社之訴者、非,始,于当代,、皆是 修学之労

公近〉「教網」、〈蓬〉「教網」。 11〈蓬〉「前座主」」。 【校異】1〈近〉、以下「寧天子之守在「海外」乎」まで白文。2 「非」、君有」、帰」。7〈蓬〉「酷」。8〈蓬〉「煖」於黄金」」。9〈蓬〉「列」大師門徒之族習」皆成教網」之者」。10 (蓬) 「法灯」。3〈蓬〉「学牖」」。4〈蓬〉「 励气 5〈蓬〉「治者也」。 〈底〉一教綱」を改める。 6

【注解】○其状三云 以下の山門の落書は (長•盛) のみの独自記事の

でも落書本文に異同があることに加え、〈長〉は、二十日の公卿僉議 は山門から清盛に宛てた申状を載せる。 但し、 (長・盛) 両本間

是を見給ひて、尤いはれありとおもはれければ、此事申とゞめんとて、 まいられたりければ」(1―一二〇頁)と、清盛の参院のきっかけと において明雲の流罪が決まった直後にこの落書を載せ、 「大政入道、

門ノ大衆ノ座主ヲ奉,取留,事ハ、公家御沙汰ニ不」及ケリ。 していないことから、天皇の耳にも入れるように、 うことだ。その多くの内容のなかに、一人二人の「凶徒」が計略によっ して扱っている。一方 之体非,凡人手跡,、又不、記,世間人悪,、甚不、得心,、件旨必可 通だが、『中右記』 康和四年十月十九日条には、「未時許為」御使 落書があったことが記されている。落書は通常無記名であることが普 になるであろうか、とあるということだ)」と、この時期、 て「王法」を傾けようとしている。もしそうならば、仏法は何の頼り ある。ただ、それは一般的な落書とは違い「名」が書いてあったとい 若然者仏法又有,|何憑||哉云々 治承元年五月一日条に「伝聞、 け、さらにそれを実現した医王・山王の霊験に言及している。『愚昧記 による明雲の奪還が問題視されることのなかった理由として位置づ 山王ノ御利生也トゾ、人貴ミ申ケル」(1―三一五頁)と記し、大衆 县期十月十七・廿五、十一月五日也、 但伊勢太神宮・八幡宮等≝可√被 者)」とあり、院にあった落書について、内容は信じるに足りないけ 日院中有,落書,事、 |書」名云々、其状多之中、依||一両凶徒之結構|、欲 若被,祈申,者、院・主上御平安者、此事雖,不,可,信受,、落書 此次従」院令」申「御事」(明年主上御慎能々御用心可」候事、 「落書之体」が凡人の手跡ではないこと、 の引く 事実関係に整合性もあり、清盛亭などに貼られた何 其文云、仏法、以、火可、滅、 盛 は (院の御所に落書があったということで ţ 院御所有。落書、云々、 本落書のあとに「此落書ニ依テ、 後に見るように無記名であるが、 王威、以、軍可、亡、 世間の人の悪を記 と指示が出されて 奉傾 但偏非。落書之 院御所に 是偏医王 三王法一、 参院、 又 Ш

僧正者」(岡山大学本1―一二〇頁)とし、「前」を欠く。 底本として用いる。 名で記したものである。前述の通り、〈長〉はこの落書を清盛参院のきっ 落書は 揭 釈一四―一六~二三百参照。なお、本落書のような漢文体による長文 門奏状」に載る山門の奏状の論旨に似る。山門奏状については、 (二六七頁) と論じる。 の落書が書かれたとあるが、『源平盛衰記』巻五「山門落書」 二人の近臣が直接の非難の対象となっていたことは分かる。 師高親子を指すものか他の誰かを指すのかは不分明だが、 記』の記事を引いて「「一両凶徒」が藤原成親と西光あるいは西光 は を灯火にたとえていう語」 於三院之学牖 付訓のある岡山大学本(福武書店 かけに位置づける。なお、〈長〉の本落書に該当する部分については、 を求めたものであるが、事実上、大衆から入道 引用される落書がある(〈盛〉のみの独自記事)。本落書の訓読文は後 の「落書」の例は、〈盛〉では、巻二十四「坂東落書」に「治承四年 たちで記された山門の落書なども、その類だったのかもしれない」 本巻二「明雲僧正被流罪事」に載せる五月日づけで平清盛に宛てるか らかの落書が引用された可能性はある。 ノ冬、何者カシタリケン、坂東ニ落書アリ」(3―四六五頁) 「学窓」に同じ。「三院」 〇告申大衆御中可被遣入道大相国許事 この事書によれば、 〈長・盛〉とも、延暦寺大衆に対して平清盛に訴えるべきこと É 同 ○夫前座主明雲僧正者 以下の本落書の論旨は、当然だが 「法燈」は「仏の正法が世の闇を照らすこと (〈日国大〉)。 は、 「比叡山延暦寺の三塔のそれぞれの主 『岡山大学本 平家物語二十巻』) 牖 美濃部重克も、 は窓のことで、 長りは への訴えを居 先掲の 「夫座主明雲 たくさん

之根ニ灑キ。 主張の根幹を成していたことが、ここでも確認できる」(五七頁)と の棟梁」に同じく天台座主を指す(本全釈一四─二○頁同項参照)。「大 密之棟梁、智行之賢徳也」(「山門奏状」)などとよく使われる「顕密 大戒之和尚也 ナレバ、諒闇ト云也」(本全釈八―一頁)とある。前句とあわせ、 三「諒闇事」に「天子ノ親ニ奉」別ヌレバ、 〈名義抄〉「灑(ソヽク」(法上三五)。「四海」は国内をいう。〈盛〉 州高野山を取て三密の法水を四海に灑き給」(伝承文学資料集三 全書・遊方伝叢書、一四五頁)。鎌倉本『保元物語』「弘法大師は又紀 退ノ軌則ヲ定メ給フ。此ヨリシテ相南二家之戒水ウルヲヒオ三草二木 同じく、ここでは比叡山延暦寺全体を指す。 三院ニ披露シケレ共、是ヲ用ズ」(本全釈一一―七六頁)。「三塔」に 文仏教語大辞典』「山門三院」)。 ことを述べたてるのは 〈本全釈一四―一九頁同項参照〉とあったものと同意。 〇顕密之大将: 「山門奏状」にも「右座主是挑,法燈,之職、和尚又伝, は、大乗の菩薩戒、すなわち天台の円頓戒をいう。松下健一 東塔の一乗止観院、 同。 「大戒之和尚」である点を強調し、 『唐大和上東征伝』下巻「兼テ天台ノ止観等ヲ講シ始メ。 「戒水を灑く」とは、受戒者に戒を授けることをいうか。 |観法を行う間をいう。 「金輪」は 一観之隙、 台衡三観之明月光ヲ南都北嶺之地ニ流ス」(大日本仏教 長 同 必専金輪之久転 『闘諍録』 西塔の宝幢院、 「顕密之大将」は〈盛〉巻五 の両書状と共通する趣向で、 〈盛〉巻四「白山神輿登山 仏法王法双方の守護者である 横川の首楞厳院のこと」(『例 簑 四海ノ内一天下、 〈校注盛〉頭注は 同 ○灑戒水於四海之受者 「三観の隙 「就中明雲是顕 |戒光|之仁也| に二山 地輪 三九頁)。 永ク不 大衆の は は 明 巻 巻 睯 天

命也、 とは、 とし、「悛」を「換」とするが、「悛」も るものである、 後夜の称」(〈日国大〉)。前句と対で、合わせて明雲が仏法のみならず という意。 平≒ジ」(小峯和明六○一頁)などの例があるように、「金輪の久転」 庫真如蔵『唱導鈔』「頌帝徳 之中. 者ナシ。 地下にあって大地を支える三輪の一つである金輪の意味に解するが、 王法を守護していたことを強調し、 を六分した念仏読経の時刻。すなわち晨朝・日中・日没・初夜・中夜 (『大曽根章介日本漢文学論集2』 六三四百) アレバ、此輪、転行シテモロ~~ノ小王ミナムカへテ拝ス。 報ヲ具足セリ。 すと解すべきか。『神皇正統記』上・序論「其間ニ王アリテ転輪ノ果 正新脩大蔵経二九―六五頁)とある金輪聖王の七つの輪宝の一つをさ 大地。」(一―一六九頁) とし、風輪、 長 ここに仏法興隆の思いを深くし、叡山の古い堂塔を改修し、という意。 行道を勤めるにつけても、第一に玉体の長生なることを祈っている、 然一天君 『倶舎論』 巻十二に 「経説輪王出‐現於世」 、便有」七宝「出‐現世間」 」 (大 は **王法之守也** まことにこれは仏法の命根であり、 王権の安泰を言う言葉。 金輪久転。 玉扆之下。 玉体無 恙 」 (同六七一頁)、 即四大州ニ主タリ」(大系四六頁)、『澄憲作文集』 「爰興隆之思深、 〈長〉は「先奉祈」とし対句が崩れる。「六時」は、 金輪鮮一廻ヶ の意。 先ヅ天ヨリ金輪宝飛降テ王ノ前ニ現在ス。王出給コト 長 夭邪永¸退¸* 宝位静"持" 換九院之朽梁」 同。 付祝言 〇六時之次、先祈玉体之長生 次句につなげる。 〇爰興隆思深、 水輪とともに、仏教の世界観で 天子讃 〈名義抄〉に「アラタム」(法 (岡山大学本1—一二〇頁) や、第六九塔表白 金輪久転 而悛九院之朽梁 仁徳妙 〇誠是仏法之 アヘテ違 玉躰長 叡山文 布型 「昼夜 国王

ま」(〈日国大〉)。〈盛〉

奇怪。

また、

普通と変わっていてすぐれていることや、

では、次の「停兵俗~祈願哉」と対句をなす。

中八九) 此時復 の意。 凶徒、 学』、悪党隠[矢弓](岡山大学本1—一二〇頁)とし、小異がある。 学之労、悪党隠弓箭之具」の対句表現を〈長〉は「法侶 てこの語が選ばれたのであろう。 四王院・戒壇院・八部院・山王院・西塔院・浄土院」(群書二四 を制し、護国の道場を飾ることは、山門の素晴らしい行いではないか、 の東西南北の異民族のうち南方の民族をさす。 編八四頁)とあり、郭璞注に「六蛮在」南」とするように、古代中国 後に「之」あり。「六蛮」は『爾雅』釈地第九に「九夷、七戎、六蛮 の復興を挙げるのも、 五○七頁)。ここでは叡山の堂塔一般をいう。 **力角等は関係なく、特定の事件を指すのではなく、単純に国内四方の** 叡岳要記 一〇頁同項参照。 〇制修羅之巧、 、の意。 |之四海|〈九夷在、東七戎在、西六蛮在、南次四荒者〉」(叢書集成初 といった意味で用いられている。 「奇異」は「普通と変わっていてめずらしいこと。 日本各地の凶徒を退却させてきた、という意。〈長〉 これにより、 |旧跡||」(本全釈一四―一六頁)と同じ論理。 の和訓がある。「九院」は、比叡山にある主要な九つの堂塔 法侶、「仏法の学徒。僧侶」(〈日国大〉)。なお、「法侶励修 上「九院 而飾護国之道場、豈非為山門之奇異哉 ○護国志厚、而却六蛮之凶徒 鎮護国家の志厚く 僧侶たちは修学に励み、悪党たちは武具を収め 盆 〈五十四代仁明天皇〉止観院・定心院・総持院 巻五「山門奏状」の「一山九院之陵遅 〇依之法侶励修学之労、 前項の「九院」との対句とし 明雲の功績として諸堂 但し、ここではとくに 本全釈 修羅の策謀 悪党隠己 四四

悪口を言う者」(〈日国大〉)。平家物語諸本は、 があり、その譏りを受けて痩せ衰えた、の意。「謗家」は 脱があろう。 ラン」(1-二五二頁)とするように、文意が不明瞭で、 国家」ノ字無シ。「治」ノ上「所」ノ字有リ。疑フラクハ共ニ錯誤有 量をもった師」(〈日国大〉「明師」)の意味であろう。 は、「明師」に同じく、「さとりの眼が明らかな師。人々を指導する力 ため、国家のためには、統治者であり、指導者である、の意。 形態の場合、朝家を厳しく制するものではない、の意になる。「専」 と誤解したものか。 瘠矣」は による讒奏が原因としており、「一類謗家」は、西光らを指していよう。 本等では____で囲ってあるように、また、〈新定盛〉が「長門本、「天・ 治者也明人也」(岡山大学本1―一二一頁)とあるが、この一文が底 に脱落があると見られる。 を欠いて対句を崩していることに加え、意味の上からも、ここは 句をなす〈盛〉とは構成が異なる。また「寧。非専朝家之祈願哉」を 而 残 、法僧之具ド」(岡山大学本1―一二一頁)とし、やはり前句と対 第一としたからではないか、との意。〈長〉は「亦 停一兵俗之具? 之祈願哉 山大学本1―一二〇頁)とする。これは「而飾護国之道場」との対句 寧。非,朝家之厳制 瘡 〈長〉はほぼ同文だが、「制修羅之巧」を「已㌔運 は 『文選』張衡『西京賦』「若其五縣游麗弁論之士、街談巷議 きずやかさを言い、 武器を停止し、法具を残したのは、 〇而有一類謗家、 也 〇亦停兵俗之器、 (岡山大学本1―一二一頁)とする。 ○為天朝為国家、治者也明人也 瘠 所悪成瘡瘠矣 はやせることを言う。 而残法僧之道具、 明雲の流罪は西光父子 朝家を祈願することを 明雲を誹謗するもの 修羅道之巧了(岡 〈長〉「為朝為所、 「誹謗する者。 何らかの誤

悪成創痏 弾」射臧否」。 張されていたが、翌日急遽流罪が決定する(『百練抄』治承元年五月 は は創痏を成す)」(新釈漢文大系『文選』賦篇上、一〇六~一〇七頁) らも疑い得ないが、ここで留意しておきたいのは、大衆がすべての悪 偏りがあったわけではなく、また臣下に忠心がなかったわけでもない 三〇〇頁)などで繰り返されてきた主張。 重科ニ被」行給ハン事、 還した際の相模阿闍梨祐慶の言葉「奸臣ノ讒訴ニ依テ、実否糺サレズ、 二十日条、 〇其不被糺是非、不被尋真偽、 処せられたことを指す。〈長〉「然有゛一類゛謗家」而所ℷ悪也。成瘡瘠 の譏りを受けて傷つけられた」の意と取るべきか。具体的には配流に とあるものによるか。『明文抄』四・人事部下にも「所好生毛羽、 (若し其れ五縣游麗弁論の士、 、岡山大学本1―一二一頁)は典拠から離れた形となっている。 〇是非君有偏、亦非臣無忠。 「痏」であるべきか。「痏」も、きずの意。とすれば、ここは の意。〈長〉もほぼ同じ。五月二十日の陣定では、配流猶予が主 は 真偽を尋問されることもなく、 文選」(統群書三十下―一六七頁)とある。 同二十一日条)。そうした経緯を批判したもの。 虚言が巧みだったからである、の意。 非是臣無。忠」 肌を擘き理を分ち、 剖-析毫釐,、擘,肌分,理。 類謗家」 末代ト云ナガラ心憂次第ニ非ヤ」(〈盛〉 が西光父子を指していることは後掲の引用 街に談し巷に議し、臧否を弾射し、 (岡山大学本1―一二一頁)とする。 預重科蒙流罪之条 讒奏之酷、 好する所には毛羽を生じ、 所好生 毛羽 重罪を得て流罪を蒙ったこと 偽言之巧故也 本全釈一四—七九頁参照。 E 是非を糾明される したがって、「瘠_ 、所悪成 は前半を「非 君の決断に 明雲を奪 悪む所に 創痏。 1 矣 所 毫 松

毀銷 此謂歟 異があり、完全には一致しない。『玉函秘抄』中にも「衆口鑠 釈漢文大系『文選』(文章編) 漢文大系『文選』文章篇中、二七頁)とある。「衆人の口は金をも溶 諛,而二国以危。何則、 孔子,、宋信,子冉之計,囚,墨翟,。夫以,孔墨之弁,、不、能 部分は史記・鄒陽伝の「衆口鑠、金、積毀銷、骨」という句に基づく」 そしる言葉。そしり。 また、いつわって悪く言うこと。他人をそしること。また、 とする。首肯すべき意見であろう。 言に翻弄された被害者として認識している点である」(五七~五八頁) 因を西光父子に集約させる一方で、 人がいうので、売る者が、溶かしてみせた、という話に基づく」(全 るべき例え。「衆口鑠金」は、 かし、讒言の積もるときは骨をも溶かし尽くす。衆人の口や讒言の恐 て危し。何となれば則ち衆口金を鑠し、積毀骨を銷せばなり)」 孔墨の弁を以てして、自ら讒諛より免るること能はず。而して二国以 を聴きて、孔子を逐ひ、宋、子冉の計を信じて、墨翟を囚らふ。 (1―一六九頁)と指摘する。これは、『文選』巻三十九・鄒陽 なことをする人やそのことば。讒言」(〈日国大〉)、「毀言」 か、の意。「讒口」は「他人をおとしいれようとして、事実をまげ、 上書自明(獄中にて上書し自ら明かす)」にも「昔魯聴」季孫之説 煖於黄金」を「鑠 ♪骨」(『玉函秘抄語彙索引並びに校勘』二五三 讒言は黄金を暖め、 悪口。誹謗」(〈日国大〉)。〈校注盛〉 衆口鑠、金、積毀銷、骨也。 誹謗は白骨を消すとは、このことを言う 『風俗通』によれば、 五、三六一頁)。いずれも (岡山大学本1―一二一頁)とする。 後白河院や周囲の臣下を巧みな偽 〇讒口煖於黄金、 二行)とある。 (昔、魯、 純金ではないと衆 (盛) 自免 は は そのよう

は

道之勘状所載三箇条〕事、 この形態のほうが対句構成上も、 大学本1―一二一頁)。 に対して反論する形を採る異文がある。 夏 と訓ずるが、採らない。この句のあと、 〈新定盛〉 先快修僧正事、…」と、法家の勘状三箇条 は「煖於黄金」を 意味上も、 その異文は以下の通り また出典との対応におい 「黄金於煖かく」(1-Ę は 「抑明法 岡山

3

置いており、 時に明雲が座主職に補されたのか、 たからであり、 前述の通り、 たのは、 の対比を試みると、先の それに対する法家からの勘状の内容は知れないが、宣旨状と〈長〉と た宣旨状「延暦寺前座主僧正明雲条々所犯事」が載せられている(〈本 本全釈 全釈〉一四─一○頁「同日ニ明法へ被尋下宣旨状云」以下の項を参照! 一条「故大僧正快秀為,,当山座主,間, 若、本、自、不、叶、叡情、者、 貫長1。是只9衆徒之採用也。 主一之推印一代々座主之替補、 申言乞言貫首之職言。亦先座主、 抑明法道之勘状所載三箇条事、 および 赦免之後一者、 四四 明雲によるものではなく、 〈鬪〉の巻五「山門奏状」(〈盛〉)には法家に勘文を求め 法家の勘状の条文に逐一反論する形態を採っていると考 -八頁)に対する反論になっていることがわかる。これは 長 そもそもそれが叡慮に叶わないのであれば、 は本落書を明雲流罪決定の議定が行われた直後に 非所[私法量]、何 〈長〉の落書のいう、快修が座主職を追われ 何、於其一時一可 全。非肾自力、結構"也。 未。任,自由、唯 依、為一一宗、英、花、 と疑問を呈する内容は、 明雲が衆徒によって座主に選ばれ 先快修僧正事、 ·相=語悪僧等|令_追=払山門|事 由無罪而被 と被が補 "衆徒探"器量一而 座主職 全。以 趣勘責 主流於一山之 矧雖有 犯過 宣旨状の なぜその 非 哉 前座

の

天台座主の選任が延暦寺三綱をはじめとする大衆協議によって決めら 政官牒をもって行われていたのが、安慧からは宣命をもって行われる 却事件に触れて反論している。岡野浩二は、円仁までの座主補任は太 職(*) 」(巻一下―一〇ウ)と、やはり三箇条に対応させる形で快修追 之故"不堪伝戒和尚(゚) 兼背大師起請(゚) 仍二千衆徒同心"停 (゚) 廃座主 成(1)破戒無慚之器(1)偏含怨心(1)、注(1)八十人之衆徒(1) 師高の件とともに、快修 構也者。因」此讒達忽蒙 追己却快秀僧正一、或訴己申成親卿一、又当時師高之事等、偏是明雲之結 そこにおいて、 が持たない山門の奏状を掲出しており(〈闘・盛〉 ていない。一方、〈盛〉においては、明雲流罪決定の議定の直前に、 えることができる。 は 末寺末社之訴者、 出形態の異同については、 に基づくものと見なせる。 述べており(九九~一〇六頁)、 れ俗別当を経て太政官に申上されていたのが本来の方法であることを われる諸寺別当のそれよりも高く、 ようになり、座主の補任様式は、太政官牒または宣旨のみによって行 に持つ、清盛宛の訴状も「先追 () 却"快秀(*) 者斬 () 住山修学者。首(*) たのは讒言であると反論している。 意 当代に始まっ はこの句の前に「次"成親郷訴詔発起之由、亦以"無実也 〈盛〉「如」園巷説 非始于当代、皆是往代例也 たことではなく、 但し、 勘勅に云々し (快秀)追却の件も明雲の結構によるとされ 本落書末尾において考察を加える。 なお、 長 長 はこの勘状を求めた宣旨状を掲出し 闘 者 僧綱と同等のものとなったこと、 また〈闘〉 みな過去の例があることである、 (本全釈一四―一六頁)と成親 の落書の主張は、そうした事実 或人讒言度々山門訴訟、 長 〈盛〉等の諸本の文書掲 が (盛) のみの独自記事)、 の落書の位置 付

制止、 事 (;) 何成今日之罪 (;) 哉」(巻一下―一〇ゥ~一一オ頁)とやはり官 神輿ヲ下シ奉事」(本全釈一三―二一頁)の先例の一つとして「高倉 の通り山門奏状において反論が示されているが、この落書では宣旨状 天皇護持僧の役を停止されている(二一五頁)。 大衆を制止せずむしろ与力したとしてその責任を問われ、 嘉応元年十二月二十七日条に「大衆騒動事猶院御気色不快、 旨状に対応する反論がある。高橋昌明が指摘するように、『兵範記』 (・) 未発覚(・) 已結正(・) 未結正(・) 皆悉被赦除 (;) 畢。 野庄民等"不備 (1) 年貢。御油(*),将 (2) 絶諸堂之常燈 (1) (〇) 者三塔大 によるものとする宣旨状に対する反論である。 依平野ノ神人陵礫ノ事…」以下の項参照)。この事件をも明雲の発起 あるが、巻七「成親卿流罪」においても詳述されるように、成親の尾 院御宇嘉応元年十二月廿二日」の出来事として挙げられているもので 勘状の二箇条目に対する反論になっている。この嘉応元年の訴訟は、 庄民等 | 結-|構訴詔 | 、発 | 当山之悪徒 | 、令 」乱-|入宮城 | 狼藉事] (1-法道之勘状所載三箇条一事」の第二条「去嘉応元年、 ─二○~三一頁「高倉院御宇嘉応元年十二月廿二日、尾張国目代政友、 張国目代政友の所業に端を発する神輿入京事件であった 八三頁 |岡山大学本1―一二一頁) と言う句を置いている。 一旦驚天聴(,)也設雖為,明雲之所為,天間大赦已前。之所犯也已発覚 巻四「山門垂跡」 且与力申由聞食咎云々、 快修の件に続けて「嘉応元年之訴詔更非座主之結構 () 是平 に対応するものであり、 に「山門ノ大衆訴詔ヲ致ス時、聖断遅々ノ間 先可」止,御持僧 〈長〉の落書では、 闘 方 由有」仰」とあり、 これは前述の 就 所収の申状にお この句以下が 盆 美濃国比良野 (本全釈一三 明雲は高倉 は 座主不 付 明

全釈 喜ぶだろうか、 孔なり)」(旧大系八五頁)。 〜三五三頁)、『三教指帰』巻上(序)には「是故聖者駆人**、**教網| の魚を漉き、高く法羅を張つて飛散の鳥を罼めたり)」(旧大系三五) 教網|漉|沈淪之魚|、高張|法羅|罼|飛散之鳥|(広く教網を投げ沈淪 魚に喩え、仏の教えを網に喩えた表現。『性霊集』巻八―七三「広投 皆を救うその教えを受けたものは、の意だろう。「教網」は、 習,皆成教網,之者」と対句で読むべきである。 門徒之族 とする。 及ぶといえる、という意。今回の騒動も末寺白山の訴えから起こった 態が生じた場合には)末寺末社の訴えが、それは本山比叡山の悲嘆に が絶えてしまったり、日常の祭礼行事が行われなかった時に、 の意。「三聖」は大宮、二宮、 所謂釈李孔也(是の故に聖者、人を駆るに教網三種あり、所謂、 なっている。 1―一二一頁)とし、いわゆる根本中堂の不滅の法燈を直接指す形に には対応させず、 ことである。なお、〈長〉「依之」を最初に置き、「本山」を「本寺」 É 重科ヲ蒙ル事、 **誰不悲一山之仏法滅乎** どうして山王三聖の威光が消えることを は「或、将」断」根本之常燈で 〇或断根本之仏事、 習一皆成教網」之者」と読むが、「列」大師門徒 〇列大師門徒之族、習皆成教網之者 七〇頁) 誰が叡山の仏法が滅することを悲しまないだろうか、 〇受末所之愁訴、 両所! 叡山側および明雲に非のないことを述べるのみであ 「然而身ニ誤ナフシテ、 二聖定テ知見照覧シ給ラン」項参照。 或闕恒規之祭礼之時 〈長〉は次項参照。 聖真子のこと。「三聖」については、本 而及本山之悲歎 或`闕」恒規之祭祀。] 無実 大師の門徒に連なり、 或いは、 〇何可悦三聖之威光 蓬 ノ讒奏ニョリ (前項のような事 〉は「列」 (岡山大学本 このあた 之族、 の意。

る。

消

光消 明雲が大衆の蜂起を制止しようとしていたという主張は、巻五「山門 味は重要。 頁同項参照)。 奏状」においても「至」件等事」者、 山大学本1―一二一頁)とし、「烏合」の意味を持っていない。 なく、大衆達が自然と集まったとする主張において「鳥合」 らであるといわれるところから)規律も統一もなく寄り集まること」 まったのである、という意。「烏合」は「(カラスは離合集散がばらば 制止したにもかかわらず、なお訴えるべき思いが残っているために集 てや前座主は勅制を尊重して、しきりに大衆が蜂起しようとするのを 座主者、 いる。〈長〉は「然者」を欠き、「豈」を「何」とする。 だろうか、の意。天台座主の意向からの大衆の意志の独立を主張して 徒の蜂起が、どうして座主一人の意向によって導引されることがある 三千之蜂起、 フラクハ錯誤有ラン」(1-二五三頁)と推定する。 れなくなった上に意改が加えられているのであろう。 (〈日国大〉) の意。 一二一頁)とするが、文意が取れない。誤写・誤脱が加わり文意が取 〔1—一六九頁〕ものであるが、それ以上に、座主に指示されること コンコトヲヽ 毎度禁一制之」」 大畏勅制、 〈長〉は最後の句を「依」残」愁訴っ、 誰 **豈被引座主一人之結構哉** そうであるから、三千人の衆 ゚輩ッゥ 不レシ悲ジ一山之仏法滅シゥーッ」(岡山大学本1― 〈校注盛〉が指摘するように「「蜂起」と対をなす」 而頻雖制大衆蜂起、 と同様に主張されていた(本全釈一四 大衆鬱憤致,訴訟,之刻、 依残愁訴尚以烏合者也 尚。以,蜂起、心也矣」(岡 〈新定盛〉も「疑 〇然者衆徒 〇何況於先 の語の意 於 なお、 = 三前座 まし

> 箇所もある)。 ここまでの部分について訓読を試みた(底本の読みに従っていない

8

り

良

は

教納者不、歎、三聖之威

さるべき事さるべき事

み、 何ぞ況んや先座主に於いては、 まずや。 根本の仏事を断ち、或いは恒規の祭礼を闕くの時、 の巧なる故なり。 れ是非を糺されず、真偽を尋ねられず、重科に預かり、 残す。寧ぞ朝家の祈願を専らとするに非ずや。 に山門の奇異と為すに非ずや。亦た兵俗の器を停じて、法僧の道具を 命なり、王法の守なり。 転を専らとし、六時の次、先づ玉体の長生を祈る。誠に是れ、 受者に灑く。 を制すと雖も、 何ぞ三聖の威光消ゆるを悦ぶべけんや、 末寺末社の訴は、当代に始まるに非ず、皆是れ往代の例なり。 条、是れ君の偏有るに非ず、亦た臣の忠無きに非ず。讒奏の酷、 治者なり、明人なり。 護国の志厚くして、六蛮の凶徒を却く。之に依り、法侶修学の労を励 て、本山の悲歎に及ぶ。大師の門徒に列なる族、皆成の教網を習ふ者、 夫れ、前座主明雲僧正は、 悪党弓箭の具を隠し、修羅の巧を制して、護国の道場を飾る。豈 然らば衆徒三千の蜂起、 顕密の大将、 愁訴を残すに依り、 讒口黄金を煖め、毀言白骨を銷す、此の謂か。 而るに一類の謗家有り、悪む所瘡瘠と成る。 爰に興隆の思ひ深くして、九院の朽梁を悛め、 大戒の和尚なり。 法燈を三院の学牖に挑げ、 大いに勅制を畏みて、 豈に座主一人の結構に引かれんや。 尚ほ以て烏合する者なり。 誰か一山の仏法滅するを悲し 三観の隙、 天朝の為、 末所の愁訴を受け 頻りに大衆蜂起 必ず金輪の久 流罪を蒙るの 戒水を四 国家の為な 仏法の 海

【引用研究文献】

- *岡野浩二「延暦寺俗別当と天台座主」(駒沢史学三三号、一九八五・3)
- 小峯和明「叡山文庫真如蔵 引用は後者による 『唱導鈔』翻刻」(国文学研究資料館調査研究報告一二号、一九九一・3。『中世法会文芸論』笠間書院二〇〇九・6
- 高橋昌明「嘉応・安元の延暦寺強訴について―後白河院権力・平氏および延暦寺大衆―」(河音能平・福田榮次郎編 『延暦寺と中世』
- 松下健二「明雲流罪事件の再検討―『源平闘諍録』所引の平清盛宛書状等をもとに―」(人文一四号、二〇一六・3

弥井書店二〇一二・8再録。

引用は後者による

美濃部重克「〈隠喩的文学〉としての『平家物語』 ―巻二「座主流」を中心に―」(伝承文学研究五五号、二○○六・8。『観想

思慮」。且芳云、氏賢之明徳一、且為一最後之面拝一、欲、陳一申子細一、向一配流路頭,之計也。夫根朽枝葉必枯〈矣〉。一宗長者衰、三千俱可、衰。非 達_巧故也。亦 *君非_奇-|叡山之仏法|、怨人之不_知-|食所| - 疵乎。誠魔界競| 我山| 、而法滅之期得| 此時| 歟。波旬怯-|洛城| 、而無実之咎達 聞|。然間""""不、被、決、理非、、忽蒙、使庁之責、、不、被、糺、実否、、俄定、配流之国。。以、好言、而全、人、以、悪口、損、人者也。 之代在、之、明哲之時非、無。依、之驚、先座主之罪名、、雖、捧、衆徒之愁訴、、近臣依、怨家之語、、而全不、達、上聞、、弁官随、姦人之謀、、更不、奏 者 " 慕 , 山上之安穏 , 。 臣家可 、思、奏者可 、案。 豈勧 | 騒動於衆徒 | 、招 , 朝勘於一身 , 乎。凡大衆不 、 叶 , 貫首之進止 , 、欲 、遂 , 。訴訟之本意 , 、先皇 抑考..山門之故実.、懐..理訴 雖」有,重罪之甚一、 三子細 |貫首之流罪|、只痛||師資相承之。断|。非」惜||一人之嘉名|、偏惜|顕『『密両教之。廃|。况先座主鎮祠||候於鳳城|、而堅護|持於龍顔|。 爱衆徒等。悲,仏法之命根断,、。歎,大戒之血脈失,之処、如,風聞,者、師高往,向二村之辺,、可,夭,害先座主,。云々。 |計也。以|此旨|可」被|執啓|。夫国土理乱、任|臣忠否|。若不」被」糺|邪正之道|者、寧天子之守在|海外|乎。 何不」被」免一於積労一、縦雖」有一過去之業一、 |無||裁許||之時、衆徒等戴||三社之宝輿|、而参||九重之金闕|、曩時之例中古之法也。||厥皇化者専||天下之太平|、貫首 何不」被」置川礼儀於戒師」。若夫有川証拠一者、 尤可₂賜 正文」也。 政忘,先例,、3讒 弥失,前後,正亡 非」返一動定一、

安元三年五月 Н トゾ書タリケル。

大戒之血脈之 失 **【校異】** 1 此落書ニュ依テ、山門ノ大衆ノ座主ヲ奉」取留」事ハ、コ公家御沙汰ニ不」及ケリ。是 偏 宮医王山王ノ御利生也トゾ、 〈蓬〉「慕」」。 2 |之処」。7〈近・蓬〉「〈云々〉」。8〈蓬〉「断 〈蓬〉「訴詔之」。 3〈蓬〉「讒達之巧故也」。4 __ 9〈近〉「癈」、〈蓬〉「癈 蓬 「君非、棄」 『叡山之仏法』」。 _ 10 〈近〉「雖」なし。 5 人は貴ミ申ケル。 〈蓬〉「悲」 11 〈近〉「よて」、〈蓬〉

十禅師三 むかし」(〈日国大〉)。 かし、「中古」は「その時点からある程度年代のへだたった昔。 とであり、その後も用いられてきた方法である、 がまず動座するのが通例であった(本全釈一二―五五頁「先八王子、 大事;者、不」拘い禁遏。」(岡山大学本1―一二一頁)とする。 裁許が無かった時には、の意。 の徳政の感化。王化。 も天子は天下の太平を肝要とし、 客人権現、十禅師、三社ノ神輿下洛有」項参照。他に「八王子、客人、 は八王子、客人、十禅師の三社をいう。 ているという違いがある。 が一般論として語るのに対して、〈長〉は今回の事例に則して主張し 成親卿師高||者、瑕瑾何事||哉。 ケレ」トテ、重テ又追上ス」項参照。 を考えてみるに、道理にかなった訴えを懐いても、それにふさわしい 【注解】〇抑考山門之故実、 「金闕」は中国、漢の未央宮にあった金馬門の異称。 よりて」。 理訴ヲ極ズシテ下向ノ条、謂ナシ。山門ニテコソ火ニモ水ニモ成ベ ハシメ」(法下一〇七)の訓がある。「皇化」は「天子の徳化。 「衆徒等」を欠く。 一社の神輿を奉戴し、九重の宮城に参上することは、の意。「三社 三社ノ神輿ヲ仙洞へ〈鳥羽院〉奉振」〈1─二五九頁〉など)。 貫首は天台座主、山上は叡山をいう。 12〈近〉「くげの御さたに」、 聖化」 É ○曩時之例、中古之法也 同。 懐理訴無裁許之時 〇衆徒等戴三社之宝輿、 (〈日国大〉)。 本全釈一一―四一頁「衆徒会合シテ云、 於「今度」事「自」始固雖"加」禁制」、及 の意。 〇厥皇化者専天下之太平 そもそ 〈長〉はこの句がなく、「抑於 強訴の際は、この三社の神輿 〈蓬〉「公家の御さたに」。 「厥」は 長 そもそも山門の故実 〈蓬〉は「慕」と訓み、 同 〈名義抄〉 の意。「曩時」はむ 宮中を指す。 昔から例のあるこ 而参九重之金闕 ○貫首者慕山 に「ソレ Ę なか 13 蓬

伊王山王の」。 14 可 また ろうとするだろうか、の意) 何幸,者可、存,乱世之基,乎」(何のつもりがあって自ら乱世の基とな とが無関係であることを主張する内容。〈長〉はこの句の前に が大衆に騒動を勧め、 同意であろう。 下可、思、奏者可》量」 意。後に記される「近臣依」怨家之語」、 思慮するべきであるし、奏上を行った者もよく考えるべきである、 カフ 天台座主を指す。 らかなこと。また、その人やそのさま」(〈日国大〉)だが、ここでは もあったし、優れた座主がいた場合でもなかったわけではない、 主の指示に従わず、訴えを遂げようとすることは、先代の天皇の世に 首之進止、欲遂訴訟之本意、先皇之代在之、明哲之時非無 挿入し、「衆徒」を「衆徒三十人」(岡山大学本1―一二二頁)とする ことがあるだろうか、の意。一貫して、座主明雲の意図と大衆の行動 人之謀 |、更不 | 奏聞 | 」を意識した主張とみることができる。 あることを願うものである。 (なお、赤間神宮所蔵本は「衆徒三千人」とする)。 「明哲」は「聰明で事理に通じていること。才知がすぐれ道理にあき 〈長〉にも「慕」(岡山大学本1―一二一頁) とある。 〈名義抄〉 にも 「ネ コヒネカフ」(僧上二)の訓がある。天台座主は叡山が平穏で はこのあとに「天之所」 此理歟」 ○豈勧騒動於衆徒、招朝勘於一身乎 どうして座主 〈近〉「たつとみ申ける」、〈蓬〉「貴み申ける Ę (岡山大学本1―一二二頁)を挿入する。 朝廷の勘気を一身に受けようとするなどという は「欲」がなく、 (岡山大学本1―一二一頁)とするが、 (岡山大学本1―一二一~一二三頁)を 〇臣家可思、奏者可案 壊べ 而全不」達二上聞一、 「非無」を「有之」とする。 不可 」支っ歟、 〇凡大衆不叶貫 衆徒 臣家達はよく 大衆が座 長」「臣 「有デカ

其所 所は、支ふべからざるなり。 ず。其の壊る所、亦支ふべからず、と)」(新釈漢文大系『国語』上、 左伝」(続群書三十下―一一五頁)として『春秋左氏伝』と引いている。 皆将に免れざらんとす。紿叔は天に違ひ、高子は人に違ふ。 衆之所¸為、不¸可¸奸也 一七頁)とあり、『春秋左氏伝』定公元年に「晋女叔寛日、 『国語』 第三周語下の引く周詩に「周詩有」之、天之所」支、不」可 明文抄』巻一·帝道部下にも「天之所壊不可支也。衆之所為不可奸也。 、新釈漢文大系『春秋左氏伝』四、一六三九頁) とあるものによる表現 亦不」可」支也。 (晋の女叔寛曰く、周の紿弘・斉の高張は、 (周詩に之有り。 天の支ふる所、 衆の為す所は、奸すべからざるなり、と)」 壊るべから 天の壊る 周紿弘 速也。

しなかった、 通じて)天皇に奏聞すべき弁官も悪賢い人物の謀略により、 なく「於事」とする。次句に見える「弁官」との対句構成上は (〈日国大〉)。ここでは西光父子を指していよう。 ている者。 に入れることもせず、の意。「怨家」は「自分に対して怨みをいだい 科之由緒』、雖、挙ミ゙度々`陳状ミ」(岡山大学本1―一二三頁)とす 罪名に驚き、衆徒の訴えを奏上したが、の意。〈長〉は「為ジー承デジ霏 、れるべき院近臣は、 〇依之驚先座主之罪名、 ほぼ同意。 あだをなすもの。 太政官に関する文書を扱い、 の意。 〇弁官随姦人之謀、 〇近臣依怨家之語、 「弁官」 叡山を恨む者の語るに乗せられ、全く院のお耳 雖捧衆徒之愁訴 また、互いに怨み合っている者。敵同士 は「令制職員の 更不奏聞 而全不達上聞 太政官と諸官司・諸国との間 先座主明雲に着せられた (寺社の要望を太政官を 太政官において庶務 長 後白河のお耳に は「近臣」が 「近臣

道之体、 の意。 拙速な流罪決定の経緯については『玉葉』安元三年五月二十二日条に 配流が定まってしまった、という意。 違使兼隆、為二守護一、被」加遣」之、其譴責之体、 安元三年五月十五日「座主此両三日、飲食不」通、 新たに起用された検非違使平兼隆にも厳しく拷問されていた(『玉葉』 子を指す。 少弁光雅等奉行也云々。 俄定配流之国 ニ及ケリ」(本全釈一四―一三頁同項参照)とあった。 止之上、大衆ノ張本ヲ出スベキ由、 このことは〈盛〉巻五「座主流罪」にも「十二日ニ、前座主所職ヲ被 日条「人伝云、前座主去夜絶入、其譴密之間、 日条「被」付一天台座主於検非違使二人一、依」被」召 使惟宗信房らに厳しく責められたほか(『顕広王記』安元三年五月四 せられる間もなく、検非違使庁による責任の追及を受けることとなり、 前句「近臣」(院近臣)と対句をなしている。 の連絡に当たるのを職掌とした」(『平安時代史事典』)。院へ取り次ぐ た。明雲流罪決定の経過については、本全釈一四―二三~四二頁参照 人」とし、「更」を欠くが、ほぼ同意。この「姦人(奸人)」も西光父 |陸職宿禰告送云、去夜前僧正明雲被...配--流伊豆国...了。上卿別当、 〇以好言而全人、 〈長〉同。「使庁」は検非違使庁の略。 後鑑有」恥、 **〇然間不被決理非、忽蒙使庁之責** そのために理非が決 事の実否を糺明されることもなく、すぐに伊豆国への 以悪口損人者也 可、憐之世也。 可」為一此議一者、素不」可」被」及 検非違使二人ヲ被差遣、 無。此事濫觴。者」と批判されて 前句と対句をなす。 好言は人を完全にし、 明雲は院の近習の検非違 〈長〉は「姦人」 不上能 如言切焼こ、 自二一昨日一、 |飲食||云々」)。 〇不被糺実否 仗議 長 水火ノ青 を「奸 同十六 也

を傷つけるものである、

の意。

前掲

「而有一類謗家、

所悪成瘡瘠矣

版版 讒言が巧みであった故である、の意か。〈長〉 「故'忘言先例!、 者が与える損害をご存じないのではないか、 叡山仏法をおかしいと思っていらっしゃる訳ではないが、 みうるか。 とする箇所が前出していることから、「讒達の巧なる故なり」とも読 勅勘」」(本全釈一四―一六頁)(⟨闘⟩「 者 依此讒達¦忽に蒙勅勘(;)云々」 り」と読む。但し、〈盛〉巻五・山門奏状でも る故なり」(1―二五三百)とするが、採らない。「讒巧に達する故な 巧≒故也」(1─一二二頁)とし、〈新定盛〉「政先例讒達の巧を忘る 上―三四五頁)とも。 —一七二頁)の句が載る。『芸文類聚』巻十九・人部三・言語「孫卿 上、九五頁)とあるのによるか。『明文抄』第四・人事部下に ある。これは『荀子』栄辱篇第四「故与」人善」言、煖」於布帛」、 の項で引いた『文選』「所好生毛羽、所悪成創痏」と同意の表現。 〔巻一下―三ウ〕〕とあること、また、本落書にも「偽言之巧故也」(本 「是傷」人之言、甚ハート、剣戟アッフ、此「謂歟」(岡山大学本1―一二三]頁)と 悪口」 「是非君有偏、亦非臣無忠。讒奏之酷、偽言之巧故也」 |叡山之仏法|」とするが、 贈人以言、重於珠玉、 、重,於珠玉,、傷,人以,言、 は 人を傷くるの言は、矛戟よりも深し)」(新釈漢文大系『荀子』 深、於矛戟、。(故に人と与に言を善くするは、 の後に「而」があり、 旬 目の内 〇亦君非奇叡山之仏法、 「奇」を「寄」とするが不審(1—一一八頁)。 〇政忘先例、讒達巧故也 為政者が先例を忘れ、 傷人以言、 同様の意味であろう。 対句となっている。 痛於剣戟 怨人之不知食所疵乎 甚於剣戟」(上海古籍出版社・ の意。 盆 漢―」(続群書三十下 「因」此讒達忽蒙 〈蓬〉は また、この前に 布帛よりも煖 また帝が 項参照 (勉誠出 「君ジアラス 讒達之 「贈」人 E 傷

系一八九頁) 過ヌ帰ラバ又ヨニ村ノヤマヌ余波ノ松ノ下道」 「二村」は、『延喜式』兵部省諸国駅伝馬条に尾張国両村駅が見える。 師高が尾張国 を「荒シッ゙」(岡山大学本1―一二二頁)とする。 の意で、 いだろう。 また、 配 夜日記』「はる人~と二村山を行過ぎて猶末たどる野辺の夕闇. 編国歌大観・雑・三三二六・公相)と詠まれたほか、『海道記』 また、「ふたむら山」は平安期から歌枕として知られ、 往向二村之辺、 たところに、の意。〈長〉は一句目「爰"衆徒等悲』仏法之命根之断ゞ゙゚゙゙゙゙゚ しまうことを悲しみ、菩薩戒の血脈が途絶えてしまうことを歎いてい 法之命根断、 無実の罪が帝の耳に達することとなったのか、の意。 では、その釈文で「竟りて」(1—一一九頁)と訓じるが、 ではないか、といった意。 魔界の勢力が叡山と競い、仏法の滅びる時が、今この時に来ているの **「誰が世よりうゑてその名をとどめけんそのふの竹の二むらの里」** 〈岡山大学本1―一二二三頁〉と「之」が加わる。 「波旬」は「釈迦の修道を妨げようとした魔王の名。 一二一頁)とする。 所が伊豆に決められたのは、 長〉 前句の「魔界」とほぼ同じ。 **歎大戒之血脈失之処**衆徒らが、仏法の命根が断絶して は二句目を「怨人之不」顧所疵『歟」 などの例がある。 ○波旬怯洛城、而無実之咎達叡聴歟 一村で、明雲を殺害しようとしているらしい、という意。 可夭害先座主云々 〇誠魔界競我山、 長 松下健 興福寺別当恵信の例にならってのこと は「競」を「竟」とし、 噂によると、 天魔が京都を脅かして、 而法滅之期得此時歟 は「すでに確認したように、 (新大系八四頁 尾張に流されている 天魔」(〈日国大〉) 前句と対句をなす。 〇如風聞者、 〇爰衆徒等、 **岡** 『宝治百首』に 長 Ш 勉誠出版版 大学本1 は

夁

の意。 だった。 事以前に置く〈長〉ではやや不自然に感じられる。 恐留中、先座主之許 視するあまり、讒奏を自明視し、 則流涸、 あたりの記述は、明雲奪還事件を前提としているように読め、 二五三頁)と訓ずる。 の意。〈新定盛〉は二句目を「配流の路頭に向ふの計なり」(1 詳しく申し述べようと思い、配流の途上に向かおうとしただけである、 ていない。 後を失い、思慮を失うばかりである、という意。 とする。 と評する。 にあった大衆たちの様子が、この文面から伝わってくる」(五八頁) き動かされるまでになっていた。 みなすのが妥当であろう。しかし、 とめられていたようだ。むろん、このような風聞は荒唐無稽なデマム めに伊豆配流が下されたのだという説が信憑性のある情報として受け つには最後の面会をするために、 **〇旦芳先賢之明徳、且為最後之面拝** 一つには先賢の明徳に預かり、 |面拝二(岡山大学本1―一二三頁)とし、 拝顔、 E 根朽則葉枯 しかし、 根が朽ちると、その枝や葉も必ず枯れてしまうものである、 長は 〇弥失前後正亡思慮 は 面展(〈日国大〉)。〈長〉は「且 〇欲陳申子細、向配流路頭之計也 必 大衆のあいだでは、 「往向」を「行向」とし、「先座主」を (夫れ泉竭くれば則ち流れ涸れ、 也 É 『文選』 (岡山大学本1―一二三頁)とする。 は 「罷力」向 (余りに異常な状況に)いよいよ前 到底事実とは認めがたい陰謀説に突 明雲の配流決定後、 このときの大衆は、 所収の曹冏 の意。「面拝」は、 西光が尾張で明雲を討たせるた 宿所。而為、陳 ユョウハシウシ (自分たちの思いを) 長は ||六代論| 同意だが対句になっ 異常な昂奮状態 根朽ちれば則ち |明徳|、且、為ご 〇夫根朽枝葉必 神。子細、作 お目にかかる 西光父子を敵 Ē. 「前座主」 「夫泉竭 ー なし。 奪還記

0

い評判。 いか。 門奏状」において、 明雲が天台座主として天皇の法華経の師であり、 凰を飾ったところから) 天子の住まい。皇居。宮城。 禁裹」(〈日国大〉)。 二五四頁)と訓む。 候し、堅く帝を護持してきた、の意。「鎮」は の存続に関わる問題であることを主張しているもの。 であろう。前句とも、今回の件が明雲一人のことではなく、 頭注補記六二)。文意不明だが、文脈的には、仏法の衰微を嘆く言葉 人名』、偏惜、法、疵偲。。」(岡山大学本1―一二二三頁)とする。 顕密両教が廃れてしまうことを惜しんでいるのだ、の意。「嘉名」は「よ 明雲一人の名声が失われることを惜しんでいるのではない、 を「且悲」とするが、 承の法脈が断絶することを歎いているのである、の意。 三千の大衆もともに衰えるだろう、の意。 あったことが、明雲流罪の可否の争点になっていたことは、 ナへ」の訓がある (僧上一三七)。 祠候於鳳城、 **師資相承之断** これは天台座主の流罪を歎くのではなく**、**ただ師資相 葉は枯る)」(新釈漢文大系『文選』文章編下、二一九頁)による表現。 〇一宗長者衰、三千倶可衰 天台宗の長者である座主が衰えると、 「偲」は上欄外に「愚」とあるという(岡山大学本1―一四八頁 乗経之師範也。 りっぱな名声。令名。美名」(〈日国大〉)。〈長〉 〇非惜一人之嘉名、偏惜顕密両教之廃 前句と対句をなす。 而堅護持於龍顔 山門の奏状の主張にも 「鳳城」 須、尽、千歳之供給」。 次句との対句構成上は「痛」を繰り返す形がよ は「(中国で、 ましてや前座主明雲は、長く宮中に伺 〈新定盛〉も「鎮へに」(1-漢の宮城の門に、 於。仙院 「何況、前座主於 〇非痛貫首之流罪、 〈名義抄〉に「トコシ 法皇の受戒の師 又菩薩戒之和 (長)は「只痛 〇況先座主鎮 は 天朝 叡山全体 銅製の鳳 ひとえに 長

是

経ノ師、 尚也、 異文を持つ(岡山大学本1―一二三頁)。 覆そうというのではない、 辜」(岡山大学本1―一二三頁)とするが、同意。 は の議定の場での議論においても「前座主僧正ハ顕密兼学、 としただけである、の意。 う」(〈日国大〉)。〈長〉同。 とになる文書。正式の文書をさし、草案・控え・写しなどに対してい のであれば、正式にその証拠をいただきたい、という意。「正文」は「も とするが、 ことがあろうか、という意。〈長〉は「礼儀於戒師」を「礼於戒師」 しても、 何不被置礼儀於戒師 前句と対句をなす。たとえ過去に罪があったと を免れないことがあろうか、の意。〈長〉は「重罪之甚」を「重畳之 たとしても、どうしてそれまで積み重ねてきた労苦をもって、 「況先座主鎮」を欠き、対句にはしていない。 公家ニハ一乗円宗ノ御師範也、 [一二四頁]と論じられていた。本全釈一四 盍 ○縦雖有重罪之甚、何不被免於積労 たとえ甚大な重罪があっ どうして戒師であることに対して礼儀を持って接せられない 御戒ノ師ニヤ、 <u>、運言時之礼</u> 同意。 〇若夫有証拠者、 敬」(本全釈一四一一六頁)とあり、 被」行」重科」事、 (自分たちの思いを)詳しく申し述べよう 長 〇非返勅定、陳子細計也 は、この後に恵信僧正に触れる次の 法皇ニハ円頓受戒ノ和尚タリ。 尤可賜正文也 冥ノ照覧難」測」(本全釈 —両箇所注解参照。 〇縦雖有過去之業 脱落と考えて良かろ もし証拠がある 帝の決定を 浄行持律 その罪 公卿ら 良 御

害。而彼寺僧進而申 又恵信僧正一事、 流罪 一一一一 謂其例 朝罰 不及一大海之一滴一、 此者依、為 天台依怙人 不 足 而衆徒軽 須弥之邇

ここで 長 が触れる「恵信僧正」とは、 法性寺関白忠通の長子で

臣

恵信僧正之例 の流罪の際にも、先例として直前の恵信の例が取り沙汰されたことは、 信流罪事有,沙汰,、去比入嶽、 家一、令」勘言申言罪名一事也」、『顕広王記』同五月十七日条「前僧正恵 失喜多院松室円城房并寺外人家 |、殺-|害学衆堂衆寺僧等 | 趣、宣-|下法 僧正房僧亮君玄明、肥前君維勝以下、数多悪賊打二入興福寺中」、焼 陣定」、去三月十日夜、興福寺前別当前法務僧正恵信、大僧都宗覚、 経房宣言下左大臣「云々」、『兵範記』仁安二年五月十三日条「今夕有 仗議の結果遠流が決定されるに至っている(『山槐記』 可,上洛,、大明神可,有,影向,、可,参,向御迎,云々、献,請文,了」)、 日条「自,興福寺,持,来牒状,、家申放火事裁断遅々、仍衆徒来廿三日 紀一が指摘する通り、史実としては、この恵信解官も「大衆訴」 が上げられており、 では興福寺大衆が自ら進んで朝罰を望んだ例として「恵信僧正ノ事」 れていることが、 衆に与力したとして源義基 日に南都に夜討ちを仕掛け、 たという)。さらに、恵信は、 あり興福寺別当を務めた人物である。 信僧正ノ事」とは本件を指す。 "愚昧記』治承元年五月二十一日条「仍上卿相-尋子細,之処、官申云、 |南京衆徒訴ニ申前別当恵信罪名勘文可」仗議」之由」、蔵人右衛門権佐 一云々、 四月十九日に大衆が強訴を表明し(『山槐記』仁安二年四月十九 此事可」尋歟」によってもわかる(本全釈七―五七頁 (仁安二年五月十五日、 〈盛〉巻二「山僧焼清水寺」に見えていたが、 額打論の一件を指すのではない (配流)とともに処罰対象とされ、 興福寺別当尋範の暗殺を試みたことによ その後の仁安二年(一一六七)三月十 於一山階寺,焼一失僧房等」之故也 別当経験者の遠流は異例であり、 いわゆる「額打論」において大 伊豆国配流云々)、 (ただし、 同五月七日条 僧正是准 であっ 佐々木 ここ

景

かは、 見られない。あるいはそうしたものでは恵信の例には触れていたのか る。」(七二頁)と述べるように、 決,真偽,云々、 望んだのに対して、明雲についてはむしろ大衆が明雲を支持し、 僧正恵信」項および同 らかにされないのであれば、どうして遠く国外のものが天子を守るこ 国大〉)。〈長〉同。 ある、の意。「執啓」は「意見書などを取り次いで奏上すること」(〈日 もしれない。 本に引かれるのは宣旨状のみであり、法家からの勘文や配流の宣旨は とあるこの箇所も、勘状に対応する条文があった可能性がある。 法家の勘状三箇条に反論する形態になっていた。「又恵信僧正ノ事」 のであった。先述の通り、〈長〉の落書は少なくとも二箇条目までは が全く無視される形で、一方的に大衆側の主張が採用されたのであ 真偽を決すべきであるという意見が大勢を占めていたが、 此事度々経,沙汰,畢、被、問,諸卿,、申状大略一同、召,犯人於公庭 を止めようとしている、という違いを主張している。 それに対して〈長〉の落書は、恵信の場合には興福寺僧の側が朝罰を 大納言大夫藤原ノ松枝ト名ヲ改テ、 〇若不被糺邪正之道者、 |也」とあり、坂井孝一が「諸卿の間では、犯人を法廷に召喚して 少なくとも『玉葉』安元三年五月十一日条および『平家物語』諸 一年五月十五日条に「今日、前山階寺別当恵信可」被 臣下に忠心があるかどうかにかかっている、 而不」被」用「彼申状等」、偏似」以「衆徒申状」被 〇以此旨可被執啓 〇夫国土理乱、任臣忠否 一四—三六頁 寧天子之守在海外乎 恵信の流罪は興福寺大衆が望んだも 以上の趣旨を奏上せられるべきで 伊豆国へ流罪ト定ル」 「廿一日ニ前座主明雲僧正ヲバ、 国土が治まるかどう もし正邪の道理を明 の意。 たしかに『玉葉』 遠流 結局はそれ 項参照)。 一云々、 処 罪

在,海外, (天子が道にのっとり善政するなら、王国の守りは国の外な 在,海外, (天子が道にのっとり善政するなら、王国の守りは国の外な 高夷狄にある)」(新釈漢文大系『文選』賦篇上、一四一頁)による。 が有べキカ」(新大系一二六頁)とある。〈長〉は「糺」を「糾」にする。 ここまでの部分について訓読を試みた(必ずしも底本の読みに従っていない箇所もある)。

爰に衆徒等仏法の命根の断ゆるを悲しみ、 得たるか。 を知食さざるか。 なり。亦た君の叡山の仏法を奇とするに非ず、怨人の疵する所 悪口を以て人を損ずる者なり。政先例を忘れ、 更に奏聞せず。然る間、理非を決せられず、忽ち使庁の責を蒙り、 怨家の語に依りて、全く上聞に達せず、 これに依り先座主の罪名に驚き、衆徒の愁訴を捧ずと雖も、近臣 を遂げんと欲すること、先皇の代これ在り、明哲の時無きに非ず。 を一身に招かんや。凡そ大衆貫首の進止に叶はず、訴訟の本意 なり。 三社の宝輿を戴きて、九重の金闕に参るは、 を歎くの処、 実否を糺されず、俄に配流の国を定む。好言を以て人を全うし、 臣家思ふべし、奏者案ずるべし。豈に騒動を衆徒に勧め、 † 山門の故実を考ふるに、理訴を懐き、裁許無きの時、 波旬洛城を怯やかして、 風聞のごとくんば、 誠に魔界我が山を競ひて、 師高二村の辺に往き向かひ、 無実の咎叡聴に達するか。 弁官、姦人の謀に随ひ、 大戒の血脈の失する 曩時の例、 法滅の期此の時を 讒巧に達する故 中古の法 衆徒等、

若し邪正の道を糺されずは、 此の旨を以て執啓せらるべし。夫れ国土の理乱、臣の忠否に任す。 惜しむに非ず、 申さんと欲し、 先座主を夭害すべしと云々。 文を賜ふべきなり。 主 鎮 へに鳳城に祠候して、堅く龍顔を護持す。縦ひ重罪の甚し 流罪を痛むに非ず、 且は先賢の明徳を芳くし、且は最後の面拝の為に、 何ぞ礼儀を戒師に置かれざらん。若し夫れ証拠有らば、尤も正 き有りと雖も、何ぞ積労に免れざらん。縦ひ過去の業有りと雖も、 偏へに顕密両教の廃るるを惜しむ。 一宗の長者衰へば、三千倶に衰ふべし。 配流路頭に向かふばかりなり。 勅定を返すに非ず、子細を陳ずるばかりなり。 只師資相承の断ゆるを痛む。 寧ぞ天子の守海外に在らんや。 弥前後を失ひ、正に思慮を亡くす。 夫れ根朽つれば 一人の嘉名を 子細を陳じ 況んや先座 貫首の

医王山王ノ御利生也トゾ、人貴ミ申ケル 庭ニ会合僉議シケルハ、 てもこの年月日で問題がなく、 態に同じである。〈長〉は「安元三年五月日」という年月を全く表示 出人と日付を持たず、「安元三年五月日」としていた(本全釈一四 〇安元三年五月日トゾ書タリケル 一六頁)。落書に差出人は必要ないが、日付がない点は山門奏状の形 一公家殊ニ御憤 が 山門ノ大衆ノ座主ヲ奉取留事ハ、公家御沙汰ニ不及ケリ。 逆鱗 明雲流罪決定の公卿僉議直後という〈長〉の位置に落書があっ 「安元三年 ト云ケル砌ニ、 深かれ 电 五月十六日 「前座主ヲ中途ニシテ奉 其聞エアリ。 年次を欠く理由は不明。 落書アリ」とあったように、 延暦寺三千大衆法師等」とする差 〈盛〉は「山門奏状」においても、 此事イカヾ 本落書の直前に「大講堂ノ 取留 有べキ。 事 〇此落書二 今ハ 依 、唯可 軽 朝

よれば、 衆は、 門相国参院、 である。 付の書状が掲出されている。これは他には見えない 許重遣書状(*) 彼状 "云、…」(九ゥ)として、「安元三年五月廿九日 れる点では共通する。また 状と訴状を掲出する〈闘〉は、清盛の参院について、「大政大臣為申 二一三ウ)とし直接のきっかけを記さないが、 ている。 述の通り、この落書を山門大衆による明雲奪還以前に置き、「大政入 その行為が不問に付された理由として扱っている。一方、 加護としている。このように、〈盛〉は、山門大衆による明雲奪還以後、 がそれが「此落書ニ依テ」回避されたとし、さらにそれを医王山王の るのみであるが、『玉葉』安元元年五月二十九日条「人伝云、 由法皇被聞食(,)太太不安(,)被思食(,)因茲(,)大衆福原入道大相国之 落書とは異なるが、直接の契機が山門の訴えとの関係において明示さ と描き、清盛がそれら両文書を持って参院したとしていた。〈長〉 宥此事(*) 帯山門。奏状并"私。書状(*) 雖令,院参 ()」(巻一下―六ゥ) ほか諸本は「大政入道モ此事申止トテ被参」タリケレドモ」(〈延〉巻 てまいられたりければ」(1─一二○頁)と、清盛参内の契機として扱 道是を見給ひて、 定了云々、 明雲奪還によって処罰の対象となることを恐れていた。 なお、 伊豆配流の風聞があったことを記す 同日に清盛が院参していることがわかる。 「その基本的な趣旨は五月十七日付の申状と同じで、 然而入道内心不」悦云々、 有。御対面。云々、 〈闘〉は特にその結果を記さずに、この書状を掲出。 尤いはれありとおもはれければ、 〈闘〉には、「然大衆奉取留前。 大略堅,東西之坂,、 所悩猶不」減、 守 公卿僉議の前に山門奏 可」責 此事申とゞめんと 闘 を除いて、 (闘全注釈) 偏是風病也」に 台山 独自の記事 <u>薬</u>主 () 之 長 は前

らないように思える。」と評している。明で、時期的にも適合しており、特に偽文書とみるべき根拠は見当た無罪を主張し、流罪免除の奏状を清盛に依頼している。その内容は鮮無罪を主張し、流罪免除の奏状を清盛に依頼している。その内容は鮮罪科の勘申を明法博士に命じた五月十一日付の宣旨―従っておそらく

てのみ対照させてみた。 これら〈闘〉〈盛〉〈長〉を中心に文書等の引用に関わる部分につい

引用文書諸本対照表

明雲奪還 二十三日 元十三日 元十三日 元十三日	②·③持参)院	公卿僉議	<u>二</u> 十 日	I L	③ 山門 乗状	十五日	高 言 宗 宗 宗 代	1 法家への	(闘)
明雲奪還二十一日	清盛参院	公卿僉議	古文日	状Ⅰ:地の	②山門奏状	十五日	宣旨状	1) 法家への	〈盛〉
明雲奪還二十二日	清盛参院	公卿僉議	十日						会談
明雲奪還二十一日	清盛参院	公卿僉議	十日						延
明雲奪還二十一日	清盛参院	公卿僉議	十八日						〈屋・覚〉
明雲奪還	清盛参院 風聞 参院 の を を の の の の の の の の の の の の の の の の	二十一日公卿僉議	二 十 日						令

⑤山門訴状 ④山門落書

ができるのではないか。 たとし、④の落書の効果が一応は示される形になっている。 の形態に対して、 る形となっている。 ニ不」及ケリ」という結果を得る、という〈盛〉の叙述には違和が残 ているという違いがある。また、⑤の清盛宛書状の結果を示さない〈闘 を地の文として利用しているほか、 ような清盛に直接宛てた「訴状」の形態を避けて、 「落書」に置き換え、その結果までを明示する形とした、と見ること 最も文書等の引用の多い 〈盛〉では明雲奪還に関して公家から沙汰が無かっ 但し、清盛宛「落書」によって「公家御沙汰 闘 に比して、 ⑤の二通目の訴状が落書に変わっ 盆 は③の清盛宛訴状 が清盛宛の

えられる。 の表の通り、 的に改変し、公卿僉議で議論された明雲の罪科三箇条に反論し、 込んだか、 などを作品内部には持っておらず、その内容を独自に落書として取 るならば、 参院記事のきっかけに位置づけている。 流罪之不当を訴えるような形態に整えようとしたものだろうか。 〔長〉は、清盛宛である本落書を公卿僉議の後におき、 重複を嫌って宣旨状等を削り、異文として増補した、と考 〈長〉は、公卿僉議の後に置くために、落書の文章を部分 現在の〈長〉は、 〈延〉などと同じく、そもそも宣旨状 もし、 盆 の形態が先行す 直後の清盛 前掲

。この恵信僧正の事例は、実際に明雲流罪の先例として実際に取り正事」など〈闘・盛〉が持つ宣旨状には見えない内容にも触れていその一方で、前述の通り〈長〉の落書は、その反論のなかで「恵信

の訴状Ⅱ(⑤)を〈長〉の落書によって、置き換え、なおかつその内きない。もしそうだとすれば、〈盛〉が山門の訴状の重複を避けて、〈闘〉明雲流罪の決定に反論する形の〈長〉の落書があった可能性も否定で沙汰されたものであり、必ずしも荒唐無稽なものではない。こうした

と、奪還を前提としたような箇所もあり、即断はできない。し、〈長・盛〉共通の部分に「欲」陳「申子細」、向「配流路頭」之計也容についても宣旨状等との重複を避けてあらためたことになろう。」

【引用研究文献】

*坂井孝一「伊豆僧正恵信 −或る門閥僧侶の悲劇─−」 (創価大学人文論集五号、一九九三·3)

*佐々木紀一「恵信僧正伝断章」(米沢史学二十三号、二〇〇七・10

松下健二「明雲流罪事件の再検討―『源平闘諍録』所引の平清盛宛書状等をもとに」(人文第一四号、二〇一六・3)

行新口言

知召レ候ヤラン」ト申ス。入道「其事ニヤ、〝西光法師ガ〞依|讒「咄´奏」、山門ノ大衆ヲ可」被」責ト聞ユ。サマデノ御 無、由゚事ニ与シテ、若聞エヌル者ナラバ、゚゚被、誅事疑ナシ。無、甲斐、身ニモ命コソ大切ナレ。他人ノ口ヨリ洩ヌ先ニ」トテ、五月廿日西八条へ 息重衡ヲ相具シ、銀ニテ蛭巻シタル小長刀盛国ニ持セテ、中門ノ廊ニ出合レタリ。行綱申ケルハ、「院中ノ人々兵具ヲ調へ軍兵ヲ集ラルヽ事 綱下向」ト申ケレバ、「常ニモ™不」参者也。※何事ゾ、≒其聞」トテ、☞主馬判官盛国ヲ被」出タリ。「人伝ニ非」可」申事」。直ニ見参ニ※可」申入 | 綱下向」ト申ケレバ、「常ニモ™不」参表し、「・」・「・ 守ニ、君達会合シテ見覆ノ御勝負也」ト云ケレバ、『同廿七日ニ『蔵人鞭ヲ上テ福原へ下向ス。入道ノ『宿所ニ』行向テ、「』可」申入」事『侍テ、行 推参シテ見バ、馬・車数モ知ズ集タリ。≌蔵人何事ヤラント思テ尋問ケレバ、案内者トヲボシクテ答ケルハ、「是ハ≒入道殿福™≒原御下向 案ジツヽ、此事無益也ト思二心付ニケリ。「倩 平家ノ繁昌ヲ見ニ、当時輒クョ難」傾。大納言ノ語ヒ給軍兵ハ僅ニコソアレ、ヨ可」立」用之輩希也。 ケレバ、サシモ契深ク憑レタリケル多田『蔵人行綱ハ、弓袋ノ料ノ。白布ヲ直垂小袴ニ。裁縫テ、家子郎等ニ着ツヽ、目打シバタヽキテツクト~ 云タリケレバ、入道宣ケルハ、『行綱ハ源氏ノ『最中也。隙モアラバ平家ヲ亡シテ、世ヲ知ラント思心モ有ランナレバ、非」可」 『新大納言成 親卿ハ、山門ノ騒動ニ 『依テ私ノ宿意ヲ ハニl*バ暫被」押ケリ。 ⁴其 『内議支度ハ 『様々也ケレ共、儀勢計ニテ其事可」叶共見ヘザリ 企 有ベシ共覚ズ」ト、イ 打解」」トテ、子

【校異】1〈近〉巻冒頭標題「ゆきつななかこと」、〈蓬•静〉巻冒頭標題「行綱中言」。 「よて」、〈蓬〉 「よりて」。4 〈近〉「くらうと」、〈蓬〉「蔵人」。8〈近〉「はくふを」、〈蓬〉「白布を」。9 〈近〉「その」、〈蓬〉「そも」。5 蓬 「内議支度は」。 〈近〉「たちぬはせて」、〈蓬〉「たちぬひて」。10 2〈近〉合点あり。 6 〈近〉「やう~~なりけれとも」、〈蓬〉「さま~~成けれとも」。 行冒頭に「ゆきつななかこと」と傍書。 〈近〉一かたふきか

営ノ外他事無リケル中ニ」(1―一六二頁)とあり、巻四冒頭の鹿谷 仲一人漏,其人数,之間、殊成,奇之上、又有,中言之者,敷」。 立って告げ口すること」(〈日国大〉)。『玉葉』寿永二年十一月七日条「義 オ)、「中言」(文明本『節用集』ナ態芸・四四二)、「Nacagoto. ナカゴ が平家討滅を期し、自らが主導する形で乱に関わっていたことを記し 酒宴記事には、「新大納言成親卿ハ、日比内々相語輩偸ニ催集テ、 人モ入ヌ所ニテ、兵具ヲ調ヘ軍兵ヲ集ラレ、サルベキ者共相語ヒ、 付テ、是モ平家ノ計也ト思ハレケレバ、平家ヲ亡サント謀叛ヲ発、 三の鹿谷寄合記事に、 宿意ヲバ暫被押ケリ レバ」(1—一七頁)。 公ガ臣曹無傷ト云者、項羽ニ中言シテ、沛公王タラントスト言タリケ 「多田蔵人行綱仲言ノ事」、〈屋〉「多田蔵人行綱忠言事」。「両者の中に ことを言う」(『邦訳日葡辞書』四三八頁)。〈闘〉 「行綱仲言事」、〈延〉 れる言葉。 も読む。「中言[ナカコト]」(三巻本『色葉字類抄』ナ畳字・中三八 【注解】〇行綱中言 「中言」は、「なかごと」とも、「ちゆうげん」と (中言)ある人について、その人と他の人との仲を割くために言わ ¶ Nacagotouo yǔ(中言を言ふ)不和を惹き起こすような 日酒宴シテ軍ノ評定アリ」(1― 〈延・長・屋・覚・中〉同。〈盛〉の場合は、巻 「新大納言成親卿ハ、実定ノ大将ニ成給ヌルニ ○新大納言成親卿ハ、山門ノ騒動ニ依テ私ノ $\overline{\bigcirc}$ 頁 Ł, 〈盛〉「沛 成親 鹿 此 疎

らうと、〈蓬〉 「蔵人」。 18〈蓬〉 「宿所へ」。 19〈近〉 「ゆきむかつて、〈蓬〉 「行むかひて」。 20〈近〉 「申入へきのこと」 21〈蓬〉 「侍りて」。 こと」、〈蓬〉 「誅せらるへき事」。 14〈近〉 「くらうど」、〈蓬〉 「蔵人」。 15〈近〉 「にうたうとの」、〈蓬〉 「入道殿」。 16〈近〉 「おなしき」。 17 申入へきと」。27〈近〉「もなか也」、〈蓬〉「最中也」。28〈近〉「さいくはうか」。29〈近〉「ざんそうによつて」、〈蓬〉「讒奏によりて」 「まいらぬものなり」、〈蓬〉「まいらさる者也」。 23〈近〉「なにことにそ」。 24〈蓬〉「夫」。 25〈近〉「しめのはうぐはん」、〈蓬〉「主馬判官」。 後者は 伴わない振舞」、『全訳古語例解辞典』「見せかけの元気。 いにもいう。必ずしも、偽って見せかけるものとは限らない。 セント支度ス」(1―二六百)。 反|鎌倉|、日来有|内議|、昨今已露顕云々、雖」為|巷説|非 う。「内議」の用例、『玉葉』文治元年十月十三日条「義経・行家同心 内々の相談や準備が、成親主導の形で進められていたとするのであろ 議」は「内々で評議すること。また、その評議、とりきめ」(〈日国大〉)。 中〉同。但し、「其」は、〈長〉同、〈延・屋・覚〉「ソモ」、〈中〉 続けて記されていたように、山門騒動により、鹿谷謀議が一旦途切れ ていた。本全釈の注解「新大納言成親卿ハ、日比内々相語輩偸ニ催 意気込み」とするのに対し、『古語大鑑』「うわべだけの威勢。 る気勢をいう。自然と外見に表れる意気込みにも、特に相手に示す勢 レバ〈延・長・屋・覚・中〉同。「儀勢」は、 ていたことを言う。 テ、鹿谷ニ衆会シ…」(一一一二頁)参照。その後、山門事件記事が 〈屋・覚〉「義勢」、〈中〉「ぎせい」。「儀勢」の意は、当該記事を引用し、 〈盛〉「臣下内議シテ、皇居ニ古文ト云御遊ヲ始テ、其中ニシテ闍打ニ 〈日国大〉「相手に対して示す威勢。意気込み」、〈角古大〉 「擬勢」の意に解するのだろう。他に、 〇其内議支度ハ様々也ケレ共 〈延・長・屋・覚 ○儀勢計ニテ其事可叶共見へザリケ 長。同、 〈全注釈〉は、「実力は 〈延〉「議勢」、 虚勢」とする。 一誇示され 26 22

たし」、〈蓬〉「かたふけかたし」。1〈近〉「ようにたつへきのともから」、〈蓬〉「用に立へき輩」。2〈蓬〉「事ニ」なし。

13〈近〉「ちうせられん

常ナル白布五十端取出シテ、蔵人ガ前ニ積置セテ、大納言曰ケルハ、 従数百人」(『兵範記』保元元年七月十一日条)を率いていた。 巻二―一三ゥ)、〈覚〉「布共」(上―七五頁)。 を は 記事を受ける。「弓袋ノ料」とする点は、〈闘・延・長・屋・覚〉同。「白 た立場については、注解「多田行綱ヲ招テ」項(一〇―六頁)参照。 勢を成親は頼んだとするのであろう。なお、行綱がこの時置かれてい レシ多田蔵人行綱」 タリケル多田蔵人行綱ハ 〈闘・延・長・覚〉同、〈屋・中〉「宗ト憑 した状況が「儀勢」と表現されるのであろう。 言ノ語ヒ給軍兵ハ僅ニコソアレ、可」立」用之輩希也」とある)、 行綱を除けば、 それに「北面ノ下﨟共アマタ」(1―一六四頁)が同意したとあっ の名が見えるが、 なく、みせかけだけの勢い。 「擬勢」が正しい」(上―二五三頁)、〈評講〉 『日比談義申侍ツル事、 (上―一七五頁)とする。 ひたゝれ、はかま」(1—一三○頁)、〈屋〉「直垂」(一一二頁)、〈覚 正義を看板にした軍勢。 ○弓袋ノ料ノ白布ヲ直垂小袴ニ裁縫テ 巻四初めの記事に〈盛〉「尋 今一度候バヤ』トゾ強タリケル」(本全釈一一―一〇頁)とある |四四~||四五頁| に -端取出シテ」(一一~一二頁)参照。 「直垂小袴」、〈延〉 同′ の「白シルシノ料ニ、宇治布三十段タビタリケルヲ持テ」(旧 屋 同 雑多な者達の寄せ集めでしかなく(この後に、「大納 行綱以外は俊寛・康頼・基仲などの院近臣であり、 闘 (〈屋〉一一二頁)。行綱は、保元の乱の折には、「郎 「白布卅端」、〈延・長〉「五十端ノ布共」 大将軍ニハ一向ニ奉」憑。其弓袋ノ料ニ進スル 巻三の鹿谷寄合記事に、乱に参画した者達 または「擬勢」で、実力なきみせかけの勢か」 一致する。本全釈一一の注解「尋常ナル白 〈闘〉の「卅端」は、『愚 〇サシモ契深ク憑レ (金) その軍 そう É

共ノ四五十人兼テ儲テ待タムニハ、 三四一頁)。『今昔物語集』巻二十九「盗人ハ十人許有ケルニ、 の涙を流して、まことにあさましき顔つきして」(日本古典文学全集 覚〉同。不安や恐怖に苛まれて、目をパチパチさせる様を言う。『字 出すことになる。 すこともできず、〈延・長・盛〉では、この後、「五十端ノ布ノ事ヲバ を裁断し加工することなく、そのまま持参したとする。これに対して、 は『愚管抄』と同様に、早くから不安を感じていたためなのか、白布 ぬはせて」(上―七五頁)。 ただし けり。弓袋のれうにおくられたりける布共をば、直垂、 決断したと言うように読めるか。〈覚〉「此事無益なりと思ふ心つきに 用いる郎等達の直垂・小袴で判断を保留して、「ツクト〜案ジッ、」 親等の企ての実現性を疑問視し、〈延〉「此事無益ナリ」(巻二―一三ウ) 直垂、 を赤くなして、目をしばたたきて、歯を真白にくひ出して、 治拾遺物語』「たしかにしや首斬りて、犬に飼ひてん』といへば、 たものの、 た後に「此事無益也ト思」ったとしている点が他と異なる。 と考えたとする。その後、戦支度の弓袋ではなく、平時にも戦時にも は贈られた時・場を明示しない。なお〈延・長・盛・屋・覚〉 盛〉は、 〈延・長・盛・屋・覚〉 の場合は、 白布を受け取り直垂等にしてしまっ 柱 端モ云出サズ」(〈延〉巻二―一五オ)、行綱は清盛のもとから逃げ ニ縛リ付テ、其ノ夜ハ有テ、夜明テ後ニ見レバ、皆目ヲシバ叩 かたびら」(上―七五頁)。 白布が贈られたのを鹿谷酒宴の場に設定するが、 次第に不安が募り、 〇目打シバタ、キテツクぐ~案ジツ、 かといって今更証拠の品として差し出 守 〈盛〉は、白布を直垂小袴に仕立て 聊ニ不動サズシテ皆捕 は当該記事を欠く。 かたびらに裁 〈闘·屋·覚〉 また 延•長 目より血 粂・長 は、 艶ヌ兵

な言辞として読んで良かろう。 自身の「命コソ大切ナレ」とするのは、 ヲアゲテヒラムデ逃グ」(〈延〉巻九─七○オ)とあるように、 コソ大切ナレト思テ、鎧ノ射向ノ袖ナル赤ジルシカナグリステヽ、 長が、主の重衡を裏切る場面に、「此馬被召ナバ叶マジ。 共見へザリケレバ」の注解参照。 続く「可立用之輩希也」は、 聞候白拍子ノ只今参テ候』ト申ケレバ」(巻一一三二オ)。 時輒ク難傾〈延・長・屋・覚・中〉同、 あるやうやはある」(新大系一九九頁)。 気持。一類本『平治物語』「源家にも名をしらるゝほどの者が、二心 川本『色葉字類抄』「無益 ウ)。「無益也」は、成親の謀議に加担しない方が良いと思った意。 黒 とするのは れる酒盛りの場面に記される与同者達の狂態であろう。なお、「二心 ここも捕らえられた盗人等が恐怖に打ち震える様を言うのであろう。 語訳では、「目をぱちぱちさせている」(三四六頁)とするのみだが、 被縛付テ有リ」(日本古典文学全集4―三四五~三四六頁)。 延・長)同。 《延全注釈》の注解「目打シハタ、キテ居タリケルカ」(巻二―六七頁) 語ヒ給軍兵ハ僅ニコソアレ |時」は、今現在の意。〈延〉「侍共、入道殿ニ『仏ト申テ当時都ニ 〇此事無益也ト思二心付ニケリ 〈盛〉のみで、他本は「思心付ニケリ」(〈延〉 「無益也」と思うに至る印象的な場面が、この後に記さ 「一所ニテ死ト契深カリケル」(〈延〉巻九―六九ウ) ムヤク」(中四五ウ)。「二心」は裏切りの 〈盛〉の独自本文。「儀勢計ニテ其事可吐 〈延・長・中〉同、 〇五月廿日西八条へ推参シテ見バ 〇無甲斐身ニモ命コソ大切ナレ 〈闘〉は行綱の心内語を欠く。 成親を裏切る行綱への批判的 〈闘・延・長・屋・覚・中 〇倩平家ノ繁昌ヲ見ニ、 〈闘・屋・覚〉欠く。 甲斐ナキ命 巻_____ 〇大納言 後者の口 当 鞭 盛

にも記されており、 けて密告したとする『愚管抄』の所伝は、川合康①(二四〇~) 五月二十九日条)。とすれば、 り院近臣の者達の処分がこの間に話し合われた形跡はない 河院との間で、 たい。西光や成親等が捕縛された六月一日までの間に、 が記すように、清盛が入洛したのは、 る(「入道相国、今夜今」入洛」云々」)。 ||入洛||)、『玉葉』によれば、五月二十七日の夜に清盛は入洛して ば、五月二十五日の申時(「入道殿御返事不分明歟。 頃の時点では、清盛は福原にいた可能性が高い。『顕広王記』 殿に入っていた(高橋昌明八四~八五頁)。故に、 六波羅泉殿は重盛に明け渡し、何か事がある時には時子のいる西八条 たのは、仁安四年(一一六九)の春の頃からで、それ以降は福原に住み、 一四五百)と、行綱は福原に向かったとする。清盛が福原に退隠し リケルヲ持テ、平相国ハ世ノ事シオホセタリト思ヒテ出家シテ、摂津 清盛のもとに押し掛けたとする。これに対し『愚管抄』は、「コレハ 中〉は、五月二十九日の夜とする点は変わらないが、西八条殿にいた もとに押し掛けたとするが、その地を具体的には記さない。 の独自異文。 馬・車数モ知ズ集タリ。 一定ノ説ハ知ネドモ」と但し書を付けた上で、「宇治布三十段タビタ 合康② ノ福原ト云所ニ常ニハアリケル。ソレヘモテ行テ」(旧大系) (六〇~六一頁)•元木泰雄 〈闘・延・長〉 山門攻めの件で話し合いをしていて、行綱の密告によ 一応事実と考えてよいだろうとして、「行綱は清 : 「貝覆ノ御勝負也」ト云ケレバ」まで、 は、 福原にいた清盛のもとに行綱が押し掛 行綱は、 (元木は、『百練抄』や 行綱の密告を受けてとは考えが かといって、〈盛〉 五月二十九日の夜に清盛の 盆 雖」然申時入道被 清盛は、 の記す二十日 『愚管抄』 一四四百) 屋•覚 によれ

玉

Ш

選び合わせたものを勝ちとする遊びで、 たのも当然ということになる。 図したのは、 うのが実情と見られる

(川合康②六○◆六一頁)。 朝に院が福原に使者を使わしたため、二十七日に清盛が上洛したとい が清盛の意向に従うとして兵を動かさなかったため。そこで一 盛の走狗として、捏造された陰謀の密告を行ったのではないだろうか の後の清盛を初めとして、平家の者達が、全く無警戒であったことの するのであろう。このように**、** 留守にしている間に、 企てが進行しているとはつゆ知らず、 ぎする中、さらに院近臣等により、山門攻めに言寄せて六波羅攻めの 君達会合シテ貝覆ノ御勝負也 時点ではまだ山門攻撃の動きはなく、西八条がくつろいだ様子であっ 還され、 を審議する議定が行なわれ、翌二十一日に伊豆配流が決定されている。 変したのであろう。なお、史実を辿ってみると、二十日に明雲の罪状 いなかったため、二十七日に福原のもとに駆けつけたとするように改 の記事を受け、二十日に行綱は西八条殿に押しかけたものの、 と推測する。 一十三日には配流が行なわれるが、 後白河院は重盛・宗盛に延暦寺攻撃の出陣を命じるが、両人 明雲奪還を受けてのことであるので、配流以前の二十日 五頁 (元亀) (盛) の指摘にも見るように、 (盛) の本文は、 安穏と宮廷の遊びである貝覆いに耽っていたと |年京大本一―四七オ)。 は、 新たに書き加えたのであろう。 院近臣の者達による策謀について、 都では、 〇是ハ入道殿福原御下向ノ御留守ニ、 清盛が福原にいたとする『愚管抄』 その途次で大衆によって明雲が奪 六波羅の公達達は、 貝合 明雲座主の処分について大騒 信用しがたいこととなる (珍しい貝を出して優劣 蛤の対になっ 院が山門攻撃を企 清盛が都を た両片を 『運歩色 清盛が 应

其聞 後ハ」(五 同 の支配下に置かれていた (元木泰雄五頁)。本全釈の注解 はない。行綱は、 する〈盛〉には、 を人目を避けるためと説明する。京にいる清盛(西八条邸を想定する は行綱が清盛のもとを訪ねたのを、 本に見るように、 を企図した院の要請を受けてであり、 飛び交ったものと思われる。そもそも清盛が上洛したのは、 時のことであった。 葉』では、五月二十七日の夜、『顕広王記』では、五月二十五日の申 延・長・屋・覚・中〉は、前々項に見るように、いずれも五月一 笠間書院六五一頁)。 ヲ招テ」参照(一○─六~七頁)。 か)を訪ねるという設定によるものか。これに対し対面場面を福原と る理由は分からないが、あるいは『玉葉』記事を知った〈盛〉 し合いをするためであった(『玉葉』五月二十九日条)。〈盛〉 日夜のこととする。 を競う遊び)と混同されるようになった(『王朝文学文化歴史大事典』 ノ内侍ハ、 二十七日にしたとも考えられるか。 日の前日、つまり五月二十九日にせず、あえて二十七日のこととす 闘 (延・長・覚) は取次の人物を記さない。 越中前司盛俊ガ賜テ具シタリケル −四○頁)参照。『吾妻鏡』(文治二年七月二十五日条) 摂関家領多田荘の荘官として、十年にわたって清盛 時刻の記述がない。 行綱の福原下向を、 この数日の間に「清盛が入洛した」という情報 清盛の入洛は、 同。 ○同廿七日ニ蔵人鞭ヲ上テ福原へ下向ス 史実では清盛と行綱は疎遠であったわけで 〇主馬判官盛国 〈延•長•屋•覚•中 盛国については、本全釈の注解 なお〈闘・延・長・屋・覚・中 夜遅くなってからとし、 前々項の注解に見るように、 西光や成親等が捕縛された六月 後白河院と、 〇常ニモ不参者也。 ガ、 盛俊 山門攻めの件で話 一谷ニテ討レテ 「多田行綱 何事ゾ、 編者が、 翩

バ平家ヲ亡シテ、世ヲ知ラント思心モ有ランナレバ、非可打解 うに、直接伝えないと、どのように間違って伝わるかもしれないと恐 あろうか。 重衡は、二十一歳、左馬頭であった。清盛にも妻二位殿にも「オボエ ろうとは考えがたい。 綱が、平家を亡ぼし、世を我が物にしようとの思いを持っていたであ に見たように、摂関家領多田荘の荘官として清盛の支配下にあった行 也」(巻一上―二〇オ) がある。 也」(2―三六九頁)、〈闘〉「定綱者苟"字多`天皇`後胤近江源氏 になろうとする義仲に対して、今井四郎が次の様に諭す場面がある。 の独自異文。行綱は、源氏の中では最重要人物の一人である意。 れて行綱は直接内通したとする。 行綱マデモ御勘当、後恐シク候ヘバ、内々告知セ進スル也」とあるよ する。〈盛〉には、この後にも、「加様ノ事人伝ニ被聞召ナバ、誤ナキ 屋・覚・中〉同。人伝ではなく、直接会って、自分の口で伝えたいと るとする(二頁)。 〇人伝ニ非可申事。直ニ見参ニ可申入 木紀一は、 ノ子」(〈延〉巻十一二オ)であり、平家物語ではその勇将ぶりが記さ 〈尊卑〉(4一二五頁)は、盛国を平季衡の子とするが考えがたく、佐々 |最中」は、他に〈盛〉「(競は)心剛ニ弓箭取テヨシ、渡辺党ノ最中 |罰蒙給フナ」(5―一二一頁)。こうした場面に似る。同様の用法の 『玉葉』にも「堪武勇之器量」(養和元年閏二月十五日条)ともさ 「殿ハ源氏ノ最中ニ御座。タヤスクモ左様ノ事宣テ、春日大明神 盛国の父を「平権守盛遠」とする〈延〉に検討の価値があ ○銀ニテ蛭巻シタル小長刀盛国ニ持セテ 行綱を警戒する清盛は身辺警護のために帯同させたので 〇子息重衡ヲ相具シ(延・長)同。 注解「常ニモ不参者也。 〇行綱ハ源氏ノ最中也。 何事ゾ、其聞 〈延〉によれば ⟨闘•延•長• この時、 隙モアラ (盛) 最中

る記事が、五箇所見出される。
る記事が、五箇所見出される。
る記事が、五箇所見出される。
る記事が、五箇所見出される。
る記事が、五箇所見出される。

蔵ノ手鉾」こそ、節刀であることがこの後分かる。清盛が安芸守の時に、厳島大明神より拝受した「白金ノ蛭巻シタル秘重盛が、父清盛を教訓すべく駆けつけた時に見た清盛の姿である。

ジ。ソモー期ゾョ」トテ、権現、上ガラセ給ニケリ。清盛ハ、「只持ナラバ、王ノ御守リトシテ、司位、一門ノ繁昌、肩ヲ並ル人有マゾ。朝ノ御守リト成者ハ、節度上云剣ヲ給ハル。我与ヘタラム剣ヲ・以弘法ヲ以テ告シメキ。我社破壊スル間、可造進」之由仰含キ。甲ノ弘法ヲ以テ告シメキ。我社破壊スル間、可造進」之由仰含キ。甲②大明神、内侍ニ移テ御託宣有ケルハ、「汝知レリヤ否ヤ、一年高野

キシタル小長大刀ヲ、手カラ取出給テ、「是ニテ兼隆ガ首ヲ貫テ参④遥ニ夜深テ後、「今夜時政ヲ以、兼隆ヲ誅ニ遣ツルガ、『誅ヲ、セタカら頼朝のもとに既に移っていた。 カら頼朝のもとに既に移っていた。 カら頼朝のもとに既に移っていた。
一月が、館ニ火ヲ懸ヨ』ト云ツルガ、遥ニ成レドモ火ノミヘヌハ、誅
一月が、館ニ火ヲ懸ヨ』ト云ツルガ、遥ニ成レドモ火ノミヘヌハ、誅
一月が、
の話によれば、清盛が厳島明神か
とは、
の話によれば、清盛が厳島明神か
とは、
の話によれば、
のまれば、
のまれば

五〇ウ~五一オ)

累

首級をあげ、挙兵の緒戦を飾ったのである。 たのが「銀ノヒルマキシタル小長大刀」。 ⑤昔ハ朝敵ヲ討平ゲムトテ、外土へ向大将軍ハ、先参内シテ節刀ヲ睗 時人申合タリケル。 革ノ袋ニ入レテ、人ノ頸ニ懸ケサセタリケルトカヤ。 親ヲ追討ノ為ニ、出雲国へ下向セシ例トゾ聞ヘシ。 撃手ノ使ノ儀式、先蹤ヲ守ラヌニ似タリ。ナジカハ事行ベキトゾ、 事例)…朝敵ヲ平グル儀式ハ、上代ハカクコソアムナルニ、 今度ハ堀川院ノ御時、嘉承二年十二月、因幡守正盛ガ前対馬守源義 屋牧兼隆を討つため駆けつけようとする加藤景廉に、 ル。…サレドモ、承平・天慶ノ前蹤モ、年久クナリテ准へガタシ。 節刀である。この節刀を得た景廉は、この後、みごとに兼隆の (巻五、二十一「頼朝追討スベキ由官符ヲ下サル ②③により、この「小長大刀」 鈴バカリハ賜テ、 頼朝が手渡し (将門追討の

語の歴史叙述の一貫性に気付けば、巻八に見る、頼朝の征夷大将軍任 交替を、 あったのである。 手を介して既に頼朝の手にあった。 の③の記事に見るように、節刀は、 ことを平家物語諸本のいずれもが特記する理由には、こうした事情 大将軍に授けられるべき節刀は、もはや平家の手元にはなかった。 を拝受することなく発向したとする話。物語によれば、この時、 維盛等を大将軍とする三万余騎の追討軍が、先例とは異なり、 節刀 (銀ノ蛭巻シタル小長刀) この〈延〉に見る、平家から源氏への征夷大将軍の 追討使が節刀を拝受せず下向した 神々の議定により、 の授受により説明する平家物 八幡大菩薩 節

ル事」・二十二「昔将門ヲ追討セラルル事」、八四ウ~八八オ

一つであることに気付く。官記事は、物語の虚構とは言え、物語が周到に用意した一連の記事の

A銀ニテ蛭巻シタル小長刀盛国ニ持セテ、中門ノ廊ニ出合レタリ(巻には、当該記事を含めて、以下見るように六箇所ある。(盛)も同様に読み取りうるのであろうか。検証してみよう。〈盛〉

に読み取りうるのか。守るべき節刀を盛国に持たせていたことになるが、果たしてそのよう守るべき節刀を盛国に持たせていたことになるが、果たしてそのよう当該記事。〈盛〉の独自記事。〈延〉に倣えば、清盛は本来は朝家を

五一三一七頁

被出タリ(巻六―三七七~三七八頁) B入道ハ加様ニ人々禁置テ後モ、猶不安オボサレケレバ、生衣ノ帷ノ B入道ハ加様ニ人々禁置テ後モ、猶不安オボサレケレバ、生衣ノ帷ノ B入道ハ加様ニ人々禁置テ後モ、猶不安オボサレケレバ、生衣ノ帷ノ

〈延〉の①に該当する記事。次のCに、厳島神拝の時の霊夢が具体

~四七頁

的に明かされる。

(巻十三―二九七~二九九頁)サレバ子息兄弟、太政大臣大将ニ至リ、国郡庄園朝恩ニ飽満給へリ懸ケレバ入道俗体ノ昔ヨリ、出家ノ今ニ至ルマデ、信仰帰依怠ラズ。子孫マデモ可守」トテ、明神アガラセ給ニケリ。掲焉也シ事共也。子孫マデモ可守」トテ、明神アガラセ給ニケリ。掲焉也シ事共也。

〈延〉②では、夢醒めて実際に手にした「銀ノ蛭巻シタル小長刀」こそ、

カ共、今ハ勅宣ヲ背ニ依テ、神明節刀ヲ被召返ケリ(巻十七―四三のは、波線部に見るように、平家の繁昌が約束されたのであってが、盛知の座上ノ人ノ赤衣ノ官人ヲ召テ仰ケルハ、「下野守源義朝ニ被預置御り、イサ、カ朝家ニ背ク心アリシカバ、召返シテ清盛法師ニ被預治相続事難。彼御剣ヲ召返ナリ。汝行テ剣ヲ取テ、故義朝ガ子息前右相続事難。彼御剣ヲ召返ナリ。汝行テ剣ヲ取テ、故義朝ガ子息前右相続事難。彼御剣ヲ召返ナリ。汝行テ剣ヲ取テ、故義朝ガ子息前右相続事難。彼御剣ヲ召返ナリ。汝行テ剣ヲ取テ、故義朝ガ子息前右相続事難。彼御剣ヲ召返ナリ。汝行テ剣ヲ取テ、故義朝が子息前右相続事難。彼御剣ヲ召返ナリ。汝行テ剣ヲ取テ、故義朝が子息前右相続事難。との関連は辿れない。

を、火威ノ鎧ニ白星ノ甲取具シテ、其上ニ、「夜討ニハ太刀ヨリ柄と佐殿ハ小具足付テ縁ノ上ニ小長刀突立給へリ。……佐殿景廉ヲ呼返の見るように「節刀」と「銀ニテ蛭巻シタル小長刀」との関連が辿れないため、〈盛〉のABCとDとの関連は辿れない。 れないため、〈盛〉のABCとDとの関連は辿れない。 (延)の③に対応する記事。当初義朝に預け置かれていた御剣は、 (延)の③に対応する記事。当初義朝に預け置かれていた御剣は、

ガ為、 二十一二三六~二三八頁 殿ノ雜色一人洲前三郎下人二人、已上五騎ニテ八牧城ニ推寄ス 螺ヲ透シテ、 トテ、 是ハ故左馬頭義朝ノ秘蔵ノ物也ケルヲ、 長物ヨカルベシ。 且ハ事ノ始ヲ祝ハントオボシテ給ニケリ。景廉是ヲ給テ、 池尼御前ニ申請テ下給タリケル也。銀ノ小蛭巻ニ目貫ニハ法 義朝身ヲ不放持レタリシ宝物ナレドモ、且ハ軍ヲ進ン 是ニテ敵ノ首ヲ取テ進ヨ」トテ、小長刀ヲ給フ。 流罪ノ時父ガ形見ニモ見ン (巻 佐.

のことでもないし、Dの清盛から頼朝に預け置かれた「節刀」のこと とする。 はない。 でもない い受けたとするわけだから、ABの 朝が流罪の折に、父義朝の形見にしようとして、池禅尼に懇願して貰 乱を経過して清盛に、ところが悪行によって、再び頼朝の手に渡った 長刀」とは、Dに見る初め義朝に預け置かれていた の④に該当する記事だが、 ところが、Eでは、「義朝ノ秘蔵」の Dでは、 当初義朝が持っていた「御剣」 義朝秘蔵の「銀ノ小蛭巻」の 「銀ノ蛭巻シタル小長刀(手鋒)」 「銀ノ小蛭巻」 (節刀) 「節刀」のことで は 平治の を、 頼

なかったとするのは納得できよう。 F抑朝敵追討ノタメニ、外土へ向先例ヲ尋ニ、大将軍先参内シテ節刀)時頼朝の手にあったわけだから、 袋ニ入テ人ノ頸ニ懸タリケルトカヤ(巻二十三―三九六~三九七頁) ヲ追討ノ為ニ出雲国へ発向セシ例トゾ聞エシ。鈴バカリヲ給テ、革 ヲ給ルニ、……サレドモ承平天慶之前蹤、年久シテ難准トテ、 ハ堀川院御宇嘉承二年十二月ニ、 の⑤に該当する記事。 盛 因幡守平正盛ガ、前対馬守源義親 平家の追討軍が節刀を賜ることは の場合も、Dにより、 しかし、 ABCEとの連関は認め 節刀は、こ 今度

> 申 敷

廊

られない。

次向 槐記』「大理於」中門廊 刻許権大納言〈家忠〉卿被,参,。於,中門廊,相合。 昧記』「参」院。于」時朝座終頭也。夕座論議了退出。 以下に見るように三つの用途があったと考えられる。①言談の場。 中門廊の外側へ出ていく必要があったという(一三頁)。中門の廊には 限られた人たちだけで、それ以外の人と会見する場合は、 となり、未整理な形を露呈していると考えられる。 な記事を増補し、改変を施したため、 栄を約束したとするCとの関連は辿れない。結局、 『兵範記』「此間自,,春宮女御殿,被,献 『山槐記』「予相具今;;参;向宗房法師家,、先留;馬於門外,。於;中門 前治部卿•左宰相中将等,暫言談」(治承元年五月十日条)、『殿暦』 七八頁)。川本重雄によれば、 出合レタリ 示合」。巳刻許被「退出」了」(康和五年十一月十一日条)。②取次の場。 に見る①から⑤に見る連関を理解できなかったと同時に、さらに新た 霊夢を得て入手したものであった。 (治承四年) 以上からすれば、Aの当該記事は、Bによれば、厳島社神拝の折に、 |白薄様|/。筑前守頼季為||御使|。左中弁資長朝臣於||中門廊 事由於殿下,」(保元二年十一月十二日条)。 |以、人申入。即可、来、此方、之由被、示」(久寿三年二月二十五日条)、 |月十四日条)、『兵範記』「正五位| 「中門ノ廊」〈闘・延・長・覚〉 於 座上 . 召 仰 一検非違使章貞 左府。 中門廊の内側の建物に昇殿できるのは 左府即可 しかし、同じ厳島明神が平家の繁 当初有った連関を断ち切ること |薫物|〈銀亀納」之、居|手筥蓋|、 _ 仰 下 可 | 伝宣 下平重衡 同 うつり壊 ③命令伝達の場。 由被 (盛) (中)「中門」 大将所望間事 但於,中門廊,与 〈女御殿御給〉、 小屋等 之由 仰 〇中門ノ廊ニ 主人の側 下官] 主 一

官於 なった。また、内部の者が外へ命令を伝える場ともなった。『愚昧記』 が可能となり、 外部の世界との境界(中門の廊)に来たことで、「言談」(雑談など) 責ト聞ユ。サマデノ御企有ベシ共覚ズ」ト、イト事モナゲニ宣フ とする。 マシサニ、態ト夜ニマギレテ参テ候」(〈延〉巻二―一四ウ)と答えた かと尋ねる清盛に、行綱は、「イト忍テ可申」事候テ、昼ハ人目ノツ、 清盛の装束を具体的に記し、さらに〈延・長・屋・覚・中〉 **召レ候ヤラン」ト申ス** この前に、〈延・長〉は、暑いさなかの折の 言談する場合もあるが、基本的には座って言談したかと考えられる。 |於||西中門廊||与||権中納言・堀川宰相||乍||立暫言談||(治承元年四月 一十三日条)に見るように、「中門廊座」で謁見する場合も、「乍立」 〇行綱申ケルハ、「院中ノ人々兵具ヲ調へ軍兵ヲ集ラル、事ハ、知 中門廊 召 〇入道「其事ニヤ、西光法師ガ依讒奏、山門ノ大衆ヲ可被 一方、外から来た者はここで内部に取次を願う場とも ||少内記経長|、於||欄下||仰」之」(仁安三年正月六日条)。 は、 何事 行

成親等による謀議については、全く把握していないということになる。 の動静として認識しているのであり、 いうことになる。清盛としては院中の動きを大衆による明雲奪還以降 されるので、清盛が行綱の中言に対してこのように答えたのも当然と うに、二十四日には院の使者が山門攻撃の企図を清盛に伝えていたと ラ心憂次第ニ非ヤ」(一四―七九頁)等で指摘した。なお、 臣ノ讒訴ニ依テ、実否糺サレズ、重科ニ被行給ハン事、末代ト云ナガ ニ依テ、忽ニ円融十乗ノ教法ヲ亡ン事ヲ」(一三一三八~三九頁)、「姦 西光の讒奏を特筆する傾向は、本全釈の注解「悲哉、西光一人ガ姦邪 いうのは、ほとんどの諸本に共通する傾向だが、中でも、 とするのは、 屋・覚・中〉にも共通して見られるが、ここで「西光法師ガ依讒奏」 綱の注進に対して、それは山攻めと聞くとの清盛の返答は、 **〈盛〉の独自異文。これまでにも、西光の讒奏によると** 以前から密かに進められていた 盆 先述のよ 延•長 が

【引用研究文献】

生形貴重「武具伝承と物語の構想」(日本文学三二巻一二号、一九八三・12。『「平家物語」の基層と構造 九八四· 12 ―水の神と物語―』近代文藝社

- 川合康①「「鹿ケ谷事件」考」(立命館文学六二四号、二〇一二・1)
- *川合康②『源平の内乱と公武政権』(吉川弘文館二〇〇九・11)
- *川本重雄 「貴族住宅」(小泉和子・玉井哲雄・黒田日出男編『絵巻物の建築を読む』東京大学出版会一九九六・11
- *佐々木紀一「桓武平氏正盛流系図補輯(上)」(国語国文六四巻一二号、一九九五・12
- *高橋昌明『平清盛 福原の夢』(講談社二〇〇七・11]
- 早川厚一「平家物語の成立 一○○○·3所収。 引用は後者による) 頼朝と征夷大将軍―」(国語と国文学七四巻一一号、一九九七・11)。『平家物語を読む―成立の謎をさぐる―』

和

侍レ共、 ⋾静テ後、大納言殿、『アヽ、事ノ始ニ平氏®倒™IOタリ』ト宣シカバ、満座咲壺ノ会ニテ侍キ。是コソ浅間敷事云タリト存ゼシニ、申モ口恐シク 共ノフカル、二、馬共軍難躍、 仰ラレンニ、争カ叶ジトハ可」申ナレバ、『左モ右モ勅定ニコソ』ト申侍シ程ニ、『折節一村雨シテ』山下風ノ風烈ク吹侍シニ、庭ニ張立置タル®傘 バ今度ノ合戦ニハ、 バュ奉」嘲言朝家」之間、 近江中将入道殿、『法勝寺執行法印、』平判官康頼、 車其数。立並タリ。分入ミレバ酒宴ノ≌座席也。人々目ニ懸≌テ『其ヘ々』ト申ニ≌付テ≌著座ス。ヤガテ≛酒ヲスヽム。当座ニハ新大納言家父子、 行綱居寄テ私語ケルハ、「其義ニハ「侍ラズトヨ。 西光法師倒タル瓶子ノ頸ヲバ取テ、『大路ヲ可」渡』ト申ヲ、 御辺ヲ憑。 可 追討」之由、 中御門ノ宿所へ罷向之。処ニ、『行綱見エ来ラバ、鹿ノ谷へ。可」参トゾ仰也』ト申間、 可」有は異なったころ 蹈合食合ナンドスルヲ見テ、8末座ノ人共ノ3立騒。3直垂ノ袖ニ瓶子ヲ係テ引倒シ、其頸ヲ打折テ3時シヲ、 被、下、院宣|タリ。但源平両氏ハ、昔ヨリハ朝家前後之将軍トシハテ、 』。ト被、仰間、コハ浅間敷事カナ、イカ、返答申ベキト存ゼシカドモ、 西光法師『ゾ候キ。行綱』酒三度タベテ後、大納言宣シハ、『平家』『パル思行法ニ過テ、 御 門 ノ事ニ候。 康頼ツト立テ、『当職ノ検非違使ニ¾侍』トテ、¾烏帽子懸ヲ以テ瓶子ノ 仮令バッ新大納言殿使ヲ以テ、『可」申事アリ。 逆臣ヲ誅戮シテュ所」蒙 則、打越テ。見廻シ侍レバ、 可,立寄,』ト承シ間、 左程ノ座席ニテ而モ院宣 異賞 サレ

のみかとの」、〈蓬〉「中御門の」。5〈蓬〉「所に」。6〈近〉「まいるへしと」。〈蓬〉「参へきとの」。7〈近〉「うちこえて」、〈蓬〉「うち越て」。 かうふる所也」、〈蓬〉 「異賞をかうふる所也」。 23〈近〉 「こゝろ」、〈蓬〉 「心」。 24〈近〉 「おりふり」。 25〈近〉 「山おろしの」、〈蓬〉 「山颪の」。 きたてまつるの」、〈蓬〉「朝家を嘲たてまつるの」。20〈近〉「てうけせんごの」、〈蓬〉「朝家前後の」。21 【校異】〈蓬〉「侍らすとよ」。2〈近〉「しん大なごんとのつかひを」、〈蓬〉「新大納言殿のつかひを」。3 「法勝寺 執 行法印」。 16〈近〉「へいはうぐはん」、〈蓬〉「平判官」。 17〈蓬〉「ゾ」なし。 18〈近〉「さけ」、まっせっシュませっまって) 一もてまはして」、 「見まはし侍れは」、 「侍れはとて」。 〈近〉「つけて」、〈蓬〉「付て」。 13〈蓬〉「着座す」。 14〈近〉「しゆを」、〈蓬〉「酒を」。 15〈近〉「ほつせうじのしゆぎやうほうゐん」、〈蓬〉 31〈蓬〉「侍候しを」。32〈近〉「しづまて」、〈蓬〉「しつまりて」。 〈蓬〉「笠ともの」。27〈近〉「おとろき」、〈蓬〉「驚て」。28〈近〉「まつざの」、〈蓬〉「末座の」。29〈近〉「たちさはぎ」。 35 〈蓬〉「もち廻して」。39〈近〉「かくと」、〈蓬〉「かくると」。40 〈近〉「ゑほうしかけて」、 〈蓬〉「見めくらし侍れは」。9〈近〉「たちなみたり」、〈蓬〉「立ならひたり」。 〈蓬〉「ゑほうしかけを」。 33〈近〉「たふれたりと」、〈蓬〉「たをれたりと」。34〈近〉「侍るとて」、 36 〈近〉「まふて」、 〈近〉「あさましうこそ」、〈蓬〉「あさましくこそ」。 〈蓬〉「舞て」。 10 〈蓬〉「テ」なし。 〈蓬〉「御定のことく」。 〈蓬〉「酒」。19 〈近〉「ざしきなり」。 37 近 〈近〉「てうけをあされ 22 〈近〉「いしやうを 近

【注解】 かかわらず、 に加担しており、 進められていたものである。 場面や巻四冒頭の鹿谷酒宴場面に記されていたような、 衆ヲ可被責ト聞ユ」と答えているが、先述のように、これは明雲奪還 内容で、〈盛〉の独自異文。 した院中の人々の合戦準備は、 以降の動静についての認識ということになる。一方、巻三の鹿谷寄合 げましての意。 先ほどおっしゃったように、私もその時、 天下第一ノ相人ニ御座ケル」(1―三〇五頁)。「仮令バ」 給ヒケリ。タトヘバ一行ハ玄宗皇帝ノ御加持ノ僧ニテ御座シガ、 リケルニヤ、大唐ノ一行阿闍梨ハ、 は、詳しく言えばの意。〈盛〉「時ノ横災ハ、権化ノ人モ猶遁レ給ハザ ではございません。平家御一門に関わることでございます。 布を裁ち縫うことなく、証拠の品として布を差し出したことになる。 を取り出して話したとする。〈闘〉の場合、『愚管抄』と同様に行綱は、 ニロヲ差寄テ私語事ハ」(1―一六二~一六三頁)。 「ちかうより」(上―七六頁)。 0 〇御一門ノ事ニ候。仮令バ新大納言殿使ヲ以テ… ⟨闘・屋・覚・中〉が記すように、小声で話すため近づく様子。 行綱が、成親から与同の誘いを受け、酒宴の場に行くことになる 〇行綱居寄テ私語ケルハ、「其義ニハ侍ラズトヨ 「自分も酒宴への呼び出しを清盛と同様に山門のことかと理 謀議と知りつつ呼び出しに応じたと清盛に知られたくな (盛) 酒宴への呼び出しもずっと以前のことであったにも の独自異文。清盛は、 行綱は鹿谷寄合場面ですでに成親の計画 〇如御諚山門ノ事ト存候テ 〈盛〉「大納言行綱ガ膝近居ョリテ、耳 明雲を巡る一連の騒動以前から密かに 無実ノ讒訴ニ依テ火羅国へ流サレ 山門攻めのことかと存じ上 行綱に対して「山門ノ大 鼢 山門攻めのこと 成親を中心と 以下の内容 は 「居寄テ」 清盛様も 「仮令バ」 例の布 覚 而モ

酒盛の狂態の中で演じた人々を描く中で、 の鹿谷酒宴場面では、「人々多」としか記されていなかった。 将入道殿、 盛の狂態を具体的に描き直す。 鹿谷酒宴場面と重複する記事だが、当該話では、 えられよう。 何も知らされずに行っただけなのだと、自分に都合の良い物言いと考 釈の注解「山下ノ風ニ笠共吹レテ倒ケレバ」(一一一一三頁) 鹿谷に行ったことを、行綱は清盛に訴えようとしたのであろう。 城追落シテケレバ、ヤガテ加賀ニ打越テ、越中国 社浪山ヲ越ムトス」 谷に向かったと説明していくことになる。 ては、山門攻めの件であると理解して特に不思議と思うことなく、 が 鹿谷寄合以前に成親に呼び出されて謀議を持ちかけられているわけだ れと成親様がおっしゃっていましたと伝えたとする。実際は、 高倉ノ宿所」項参照。 いる様が描かれる。 は 解していた」と弁明していることになる。 院故成親卿家」(文治四年八月四日条)。本全釈一〇—一六頁 である。成親邸は、 盆 (巻七―二四ゥ)。 成親から何も知らされずに、取り敢えず指示どおり すぐに鹿谷に到着して、辺りを見回してみますとの意。〈延〉「火打 (巻三「成親謀叛」)、そのことは伏せておきたいので、 謀議を密告しつつ自身は責任逃れをしようと、様々に取り繕っ の独自異文。成親邸の家人が、行綱がやってきたら、 法勝寺執行法印、平判官康頼、 **〇ヤガテ酒ヲス、ム** これ以下の記事は、 中御門北東洞院西にあった。『玉葉』「中御門東洞 〇中御門ノ宿所

当初成親の宿所に向かったの 〇行綱見エ来ラバ、鹿ノ谷へ可参トゾ仰也 〇当座ニハ新大納言家父子、 何人かの名前を記したりは 西光法師ゾ候キ (盛) ○則打越テ見廻シ侍レバ における行綱の 行綱の視点から、 巻四冒頭 清盛に対 鹿谷へ参 巻四冒頭 「中御門 近江中

いて、 すのは 綱に告げる場面は、 は はじめにてぞ候けるぞ」(1―一六六頁)。 画していたことを記す。 成経を記す点注意される。成経は、この後、父成親と共に捕らえられ するが、このようにまとめて参集者の名前を記すのは、 叛」の鹿谷寄合記事に次の様に見える。「成親不思寄院宣ヲ下賜レリ。 朝家之間、可追討之由、被下院宣タリ した事情があったのである。 のである(井上翠八頁)。行綱がその場面を話さなかったのにはそう 語ザリケリ」と記すように、行綱は、この場面では口をつぐんでいる 極的な関与を疑われかねず、この後に、「五十端ノ白布ヲバ、一端モ き出物として行綱に渡す場面が描かれていたのだが、行綱の言葉から 三度吞テ布ニ手打係テ押除タレバ、郎等ヨツテ取之」とあった。 ルゾ」(巻二―四二オ)、〈長〉「成親父子がむほんのくはたては、 鬼界ヶ島に流されるが、鹿谷の寄合に、成経も参加していたことを記 者としてではない。 前の場面で、西光の白状を清盛が告げる中で、成経も又父と共に参 その場面は意図的に省かれている。その白布は既に断ち縫われて 鹿谷酒宴場面では、成親が、「尋常ナル白布五十端取出シテ」、引 の独自異文。巻四冒頭の鹿谷酒宴場面では、「蔵人居直リ畏テ、 他本では成親の企てに加わった人名の列挙であって、 今更それを証拠の品として差し出そうものならば、 盆 平家の苛政により、平家を討つべき院宣が下されたことを行 の場合ここだけだが、〈延・長〉では、この後の教訓状 巻四冒頭の鹿谷酒宴場面にはなく、 その中で、「新大納言家父子」として、 〈延〉「成親卿父子ガ謀叛ノ企ハ枝葉ニテ候ケ 〇平家ハ悪行法ニ過テ、動スレバ奉嘲 盛 の独自異文。 〇行綱酒三度タベテ後 巻三 盛 盛 かえって積 成親の子 酒宴参加 の独自 では、 事の つま

平家討滅が、 がそこから浮かび上がるのだが 家の命を受けた源氏や平氏によって討伐されるべきであるという論理 氏はある者は流されたり討たれたりして、今は平家の一類のみが武威 軽ズル者ヲバ、互ニ誡ヲ加シカバ、世ノ乱ハナカリキ」(1―七七頁)。 別なる褒賞を受けてきたの意。同様な表現は、巻二にも次の様にあっ 文。源平両氏は、昔より朝家の左右の将軍として、逆臣を誅伐して格 朝家前後之将軍トシテ、逆臣ヲ誅戮シテ所蒙異賞也 寄院宣ヲ下賜レリ」(一〇―七頁)参照。 時、院宣が下されたとすることについては、本全釈の注解「成親不思 を最初の勧誘の場面として話しているとも取れようか。 たことを清盛に悟られないためにも、 在していて混乱しているとも解しうるし、 の場面である巻三の鹿谷寄合記事にふさわしいと言えるが、 仰ヲ承」(1—一六三頁)。話の内容としては、行綱を仲間に誘う初め 主ヲ蔑如ス。 其故ハ、平家朝恩ノ下ニ居ナガラ朝家ヲ蔑ニシ、 とが、なぜ批判的に描かれようとするのか。 宣が下され、 を誇り政を恣にしていると続く。つまり、 しかし、保元に為義が斬られ、平治に義朝が討たれて後は、 た。「昔ヨリ源平両氏、朝家ニ被召仕テヨリ以来、皇化ニ随ズ朝憲ヲ ţ このように朝憲の論理のよりどころとなる院宣が成親によって主張さ 巻四冒頭の鹿谷酒宴場面での光景が記されるように、 その院命を受けた多田行綱が平家討滅を行おうとするこ 悪行年ヲ重、 成親の私怨により行われようとしていることにあろう。 狼藉日ニ競リ。 (早川厚一、九四~九五頁)、 意図的にいくつかの場面の光景 朝憲を軽んじた者達は、 あるいは何度も寄合に行っ 依之彼一類ヲ可追討之由、 その最大の因は、 〇但源平両氏ハ、 一門国務ヲ執行、 盆 なお、 両場面が混 末々の源 の独自異 昔ョリ

行綱は

「深ク憑給へ。承侍ヌ」(一六三頁)と答えたことになってい

可有其意 氏や平氏の両氏によって果たされてきた。故に、今度の合戦であなた 印象づけるものとなっている。 の関与を明確化する鹿谷酒宴への参列も、他の諸本とは異なり、 にお願いするのには、そういった意味があるのですの意。 では静賢によって阻止されているのも、 れるのは、 ○―七頁参照)、あくまでも成親の口から語られているのみで、 盆 前項に見るように、これまで逆臣は、 独自の結構であるが(「成親不思寄院宣ヲ下賜レリ」 〇サレバ今度ノ合戦ニハ、御辺ヲ憑。 院の関与を薄め成親の独断を 朝家の命を受け、 〇コハ浅 (盛) 院 源

成親の慫慂に対して、なんていうことだと驚きあきれたものの、成親間敷事カナ、イカヾ返答申ベキト存ゼシカドモ… 〈盛〉の独自異文。

いずれにしても帝のお言葉に従いますの意。巻三「成親謀叛」では、右モ勅定ニコソ 先に成親が、「被下院宣タリ」と言ったことに対し、分の罪が問われないように、慮った物言いと考えられよう。 〇左モにして無下に断ることもできない苦衷の思いを弁明する。行綱の、自に与同する多くの人々がいる前で、それも院宣が下されたとの言を前

事は、巻五の当該記事や、近似する巻四冒頭記事共に、〈盛〉の独自て吹き倒された傘の音に驚いて、馬が暴れ、酒宴の騒動となる当該記フカル、ニ、馬共驚駻躍、蹈合食合ナンドスルヲ見テ… 風に煽られたが、そのことは清盛には言わず、勅定を理由に言い逃れをしている。

討してみよう。

次に、巻五の当該記事と巻四冒頭の鹿谷酒宴記事とを比較

①折節一村雨シテ

巻五.

立置タル傘共ノフカル、ニ、山下風ノ風烈ク吹侍シニ、庭ニ張

ヲ見テ、 馬共驚駻躍、蹈合食合ナンドスル

(3)末座/人共/立騒。直垂/袖二 (3)末座/人共/立騒。直垂/袖二

④座席静テ後、大納言殿、『ア、、 事ノ始ニ平氏倒タリ』ト宣シカバ、満座咲壺ノ会ニテ侍キ。 ⑤是コソ浅間敷事云タリト存ゼシニ、申モ口恐シク侍レ共、 ⑥西光法師倒タル瓶子ノ頸ヲバ取テ、『大路ヲ可渡』ト申ヲ、

⑦康頼突立テ、

8

『当職ノ検非違使ニ侍』トテ、

・持幹タルニ、既ニ倒亡ヌ。
⑨「大方、近代アマリニ平氏多シ

巻四

① 定ニ、用意ニ寺タ

ル 引立々々置タル馬共驚テ、散々ニ吹レテ倒ケレバ、 アマタ張立タリ。山下ノ風ニ笠共張 ①庭ニハ 用意ニ持タリケル傘ヲ

②舎人雑色馬ヲシヅメント、庭駻踊食合蹈合シケレバ、

上々ヲ下へ返テ狼藉也。

3酒宴ノ人々モ少々座ヲ立ケル

(金大納言見之、「戯呼、事ノ始ニ(金大納言見之、「戯呼、事ノ始ニ

⑩烏帽子懸ヲ以テ瓶 時舞テ 子 頸 グラ貫

 \vdash

1

⑪広縁ヲ三渡持廻シテ、『獄門ノ 縁ノ柱ニ結付テ 係ト名テ、大床ノ柱ニ烏帽子懸ニ テ、 ⑩倒タル平氏項ヲバ取ニ不如 ⑪広縁ヲ三度廻シ、獄門ノ樗木ニ ⑥ サテ、 ツラヌキテ結付タリ。 大路ヲ渡スト云テ、 是ヲ差上テ一時舞タリ。 取タル首ヲバ可懸也

侍シ事、 ⑫身ノ毛竪テ浅間敷コソ侍シカ

- 申テ、

本では、 9 3 の袖に瓶子を引き掛けて、 共吹レテ倒ケレバ」(一一―一三頁) 山颪の風が激しく吹きました時に、 叙述であるからそうした詳細が記されたとも取れようか。 行綱の視点からの叙述であるのに対し、 の狂態を描くことにむしろ関心があったとも、あるいは、巻五の②は、 姿が描かれるが、巻五の②でそうした叙述がないのは、 かれるとの意。「山下風」については、本全釈の注解「山下ノ風ニ笠 であろう。一方、巻五の①では、ちょうどその時急に雨が降ってきて、 張り立ててあったのに、 巻四の①では、 方 後白河法皇への諫言を聞いた成親が怒って立ち上がった時に瓶子を (盛) 「末座ノ人共」とは、 巻四の②では、暴れる馬を静めようと大騒ぎする舎人や雑色の は、 巻四の当該記事では、 巻五・巻四いずれにおいても、立ち騒いだ時に、 降雨に備えて用意して持ってきていた傘が、 山颪の風が吹いて、多くの傘を吹き倒したの 巻四の③「酒宴ノ人々」のこと。このよう 瓶子の首を折った人物を特定しないが、 闘 庭に張り立てて置いてある傘が吹 参照。 延・南・屋 巻四の②は、全知視点からの 巻五の②は該当句なし。 • 覚 この後の酒宴 中 次に、 は たくさん 卷五 諸

た。 暁 れた首を検非違使が受け取って、大路を渡し獄門の木に懸けた は 注解 が記されるその中に、西光が康頼の相手役として登場する。 して、巻五の当該記事や、 光の姿は全く現れず、康頼一人の猿楽の事として記される。 渡しせよ」と申すとの意。 じ上げますのに、 調して描くことになろう。本全釈の注解「大納言見之、「戯呼、 その時、 倒したとする(但し、 全釈の注解「「大方、近代アマリニ平氏多シテ持酔タルニ、 橋伸幸は齟齬と解するが、以上のことの具体的な考察については、 ţ 参照。次に巻五の⑤⑥。成親殿の発言こそ、大変なことを言ったと存 始ニ平氏倒侍リヌ」ト被申タリ」「面々咲壺ノ会也」(一一―一 意となるが、当該記事を欠く巻四の記事の場合は、 次に、〈盛〉 に「大納言殿」つまり成親が登場することからも、成親は含まれない 盛 西光法師が倒れた瓶子の首を取って、「瓶子(平氏)の首を大路 現任の検非違使でありますと言っての意。賀茂の河原まで持参さ 四~一五頁)参照。次に、巻五・巻四の⑦については、 倒タル平氏項ヲバ取ニ不如」トテ、是ヲ差上テ一時舞タリ」(一一 次に、巻五の⑩について。「烏帽子懸」の語は、巻四の⑪に見える。 「康頼突立テ」(一一―一四頁) の巻五の③「末座ノ人共」には、「末座ノ人共」とある点や、 成親がこれを見ての意となり、 そのことを模したもの。 の巻五の④の「座席静テ後」 ましてや口に出すのも恐ろしく思われますけ 回 巻七の なお、 は (盛) 〈盛〉 この時、 「信俊下向」には、 参照。次に、巻五の⑧は、 と同様に人物を特定しない)。 巻四の鹿谷酒宴場面では、 猿楽としての当意即妙性を強 の場合、 康頼は、 座が静まっ 瓶子の首を折った 酒宴の折の所業 既ニ倒亡 これを高 四頁 事ノ

注解「獄門ノ樗木ニ係ト名テ、大床ノ柱ニ烏帽子懸ニッラヌキテ結付懸ける」と言って、広縁の柱に結びつけていました事の意。本全釈の⑪について。広縁を折れた瓶子の首を持って三回回り、「獄門の木に帽子懸ニッラヌキテ結付タリ」(一一一一六頁)参照。次に、巻五の程舞ったの意。本全釈の注解「獄門ノ樗木ニ係ト名テ、大床ノ柱ニ烏鳥帽子懸の紐を、折れた瓶子の首に差し込んだのを捧げ持って、一時

て成親らの言動に対して否定的であったことを強調している。ベキト存ゼシカドモ」(三一九頁)と述べており、行綱は終始一貫し平家討滅を持ちかけられた際にも「コハ浅間敷事カナ、イカヾ返答申所業を「浅間敷」思っていたことが繰り返し主張される。先に成親にタリ」(一一一一六頁)参照。巻五⑤・⑫において、行綱が酒宴でのタリ」(一一一一六頁)参照

【引用研究文献】

*井上翠「『源平盛衰記』の方法―繰り返しの技法について―」(早稲田大学大学院教育学研究科紀要一九号2、二〇一二・3)

*菊地暁「〈大路渡〉とその周辺―生音をめぐる儀礼と信仰―」(待兼山論叢二七号、一九九三・12

*高橋伸幸「『源平盛衰記』の記述矛盾―「鹿谷酒宴」を廻って―」(土車 〔平安博物館だより〕 三八、一九八六・4〕

*早川厚一『平家物語を読む─成立の謎をさぐる─』(和泉書院二○○○・3)

ト恐シク覚エケレバ、取袴シテ足早ニコソ꽤還ニケレ。 子ヲハタト立テ入給ヌ。行『世紀綱ハアル事ナキ事、散々ニョ中言シテ出ケルガ、入道ノ気色ヲ見ツルヨリュ心騒シ、慥ノ証人ニヤヨガラレンズランチョハタト立テ入給ヌ。行『世紀綱ハアル事ナキ事、散々ニョ中言シテ出ケルガ、入道ノ気色ヲ見ツルヨリュ心騒シ、慥ノ証人ニヤヨガラレンズラン 人道大ニ『驚騒、手ヲ打、「君ノ御為ニ命ヲ捨ル事度々也。イカニ®人申トモ、争カ入道ヲバ子々孫々マデモ捨サセ給ベキ」トテ、座ヲ起チ、®障 タリシヲバ我申タルニナシ、我悪口吐タリシヲバ人ノ云タルニナシ、5殆有シ事ヨリモ過テハ云タリケレ共、五十端ノ5白布ヲバ、一端モ語ザリケリ。 テ兵具ヲ゚可」調ト承キ。加様ノ事人伝ニӟ被「聞召」ナバ、誤ナキ行綱マデモエ御勘当、後恐シク候へバ、内々告知セ進スル也」トテ、人ノ能言云 トシテ、争カ一天ノ煩ヲ引出シ。御坐スベキ』ナンド諌申ケルニュ依テ、御幸ハ止ラセ給ヌトゾ私語申候シ。ヤガテ鹿谷究竟ノ城郭也トテ、『其ニトシテ、争カ一天ノ煩ヲ引出シ。御坐スベキ』ナンド諌申ケルニュ依テ、御幸ハ止ラセ給ヌトゾ私語申候シ。ヤガテ鹿谷究竟ノ城郭也トテ、『其ニ ノ御幸モ成ベキニテ候ケルヲ、¨静憲法印ノ、¨様々、『コハ浅猿キ御事也。天下ノ大事只今¨出来ナン。イカニ「will人勧申トテモ、 「何ノ弓矢取ト云』事ナク、当時一旦ノ君ノ御糸惜ミニ。誇テ、西光ガ我一人ト事行ジテ申振舞シ事、⁴下刻上之 至 也ト不思議ニ存ジ侍キ。 国土ノ。主 法

はすへきなど」、〈蓬〉「御座へきなんと」。 10〈近〉「よて」、〈蓬〉「よりて」。 11〈近〉「そこにて」、〈蓬〉「それにて」。 12〈近〉「とゝのふへしと」、 6〈近〉「やうく~に」、〈蓬〉「さま~~」。7〈近〉「いてきなん」、〈蓬〉「出来りなん」。8〈近〉「ぬしとして」、〈蓬〉「主として」。9 【校異】1〈蓬〉「いつの」。2〈蓬〉「事也」。3〈近〉「ほこて」〈〈蓬〉「誇て」。4〈近〉「げこくしやうの」〈〈蓬〉「下剋上の」。5〈蓬〉「静賢法印 、蓬〉「調へきと」。13〈蓬〉「聞召なは」。14 〈近〉「御かんたうのおそろしく候へは」。15〈近〉「ほと〈~」、〈蓬〉「殆」。16〈近〉「はくふをは」、 〈近〉「お

〈蓬〉「白布をは」。17 〈蓬〉「心さはかし」。22 〈蓬〉「驚」なし。 〈近〉「たてられんすらんと」、〈蓬〉「たてられんと」。23〈蓬〉「帰りにけれ」。 18 〈蓬〉「人の」。 19 〈近〉「さうじを」。20 〈近〉「なかことして」、〈蓬〉「中言して」。 21 〈近〉「心さはき

妥

テ、

する場面に見られる。「入道ハヘラヌ体ニテ、 同様の文言は、 判したとするのである。当然、 であった可能性は強いとする (一五四~一五七頁)。本全釈の注解「西 いずれも、 とし(『平家物語大事典』による)、西光の子に師高・師経の他、 の者とし、「阿波ノ忌部、忌部連」系図では、父は、「麻殖権大夫為光」 ものか。 顔に事を行って振る舞うことは、 1―二〇五頁)とあった。田舎侍の西光が、後白河院の寵愛を良いこ 光法師」(七―五二〜五三頁)、「師光ハ阿波国ノ者」(一一一二一〜 師光は近藤と称し、柿原(現徳島県阿波市吉野町柿原)にいると記す。 譜集成』中-に上陸した義経を先導したとされる近藤六親家を記す(『古代氏族系 流事件の元凶を西光の讒言と批判する〈盛〉の基本姿勢ともつながる に存じていましたの意。行綱に西光への批判を語らせるのは、 西光ガ我一人ト事行ジテ申振舞シ事、下刻上之至也ト不思議ニ存ジ侍 【注解】〇何ノ弓矢取ト云事ナク、当時一旦ノ君ノ御糸惜ミニ誇テ、 〈盛〉の独自異文。どこどこの武士と取り立てて言う程のことも 現在一時の後白河院のご寵愛を良いことにして、西光が我が物 得意気に振る舞う様を、 西光(師光)の素姓は不明だが、 事実関係は不明だが、 -九二三頁)。また、 先に「師光ハ阿波国ノ者、 盆 巻六の重盛の教訓状の前、 下剋上のはなはだしきことと行綱が批 清盛におもねっての発言でもあろう。 近世に編纂された『阿波志』では、 山下知之は、 下剋上のはなはだしきことと不思議 種根田舎人也ケリ」(〈盛) 〈盛・南・覚〉 抑此間ノ事、 師光一族の本姓が近藤 重盛が父清盛に対 は阿波の国 西光法師 明雲配 四 玉 面

ハ止ラセ給ヌトゾ私語申候シ 場における静憲の姿を記す。 参照。 釈の注解「大ニ諫申ケレバ、法皇ノ御幸ハ無リケリ」(一一一九頁) を記さないことからすれば、 二〇二頁)。〈四〉もまた、鹿谷酒宴の場面で、後白河法皇と静憲の姿 御企也』ト大ニ諫申ケレバ、法皇ノ御幸ハ無リケリ」(1—) 不可思食寄御事也……成親卿一人ガ勧ニョッテ、万人悩乱ノ災ヲ致 納言入道信西ノ子息静憲法印ヲ召テ、此事ヲ被仰含ケリ。法印ハ、『努々 もあるはずでありましたのを、静憲法印が、色々にの意。 皇ノ御幸モ成ベキニテ候ケルヲ、静憲法印ノ、様々、… 巻二―四二オ~四二ウ)、傍線部は〈長・盛〉 ニ委ク相尋ヌレバ、成親卿ノ謀叛ハ事ノ枝葉也。 ン事、豈天地ノ心ニ叶ハンヤ。全政道有徳ノ基ニ非ズ。コハ浅増キ 冒頭の次の記事に呼応する。「法皇モ忍テ御幸有ベリカケルガ、 にのみ見られるが、「下剋上」の語は〈長〉には見られない。 モ思召立ケリ」(1—三八五頁)。当該記事は、〈延〉も同様だが(〈延〉 ト承レバ、世ノ鎮ラン程暫ク法皇ヲ奉迎、片辺ニ御幸ナシ進セント存 ズ。大方近来イトシモナキ者共ガ近習者シ、下剋上シテ折ヲ待時ヲ伺 争カー天ノ煩ヲ引出シ御坐スベキ』ナンド諌申ケルニ依テ、 種々ノ事ヲ勧申ナル間ニ、御軽々ノ君ニテハ御座、 一人が勧ニョッテ」とあるように、 〈闘・延・長・南・屋・覚・中〉は、後白河法皇の御幸とその 御幸はなかったとするのであろう。 前項引用の 〇イカニ人勧申トテモ、国土ノ主トシ 鹿谷の謀議に、 盆 (〈長〉1—一六六頁) 巻四冒頭の記事に 実ハ 叡慮ヨリ 係乱国 成親は、 盆 思食立

ァ、

望ニ背法ニ相違スル事侍バ、 リ〜〜シケル」(旧大系二四四頁)。〈盛〉の記す、後白河院を諫言す 物ナド云アハセケルガ、イサ、カ山荘ヲ造リタリケル所へ、 情報を語らせた意図である。 河院を誘い、 リナキ旨ヲ陳ジ可被申。是忠臣ノ法也」(2—二〇六頁)。〈闘•延•長 説く静憲像にも重なる。「タトヒ叡慮御アヤマリ有テ、千万ニーツ人 る静憲像は、この後、巻十一「静憲入道問答」で、清盛に忠臣の法を イリツヽ、マコトノ人ニテアリケレバ、コレヲ又院モ平相国モ用テ、 ケルハ、蓮華王院ノ執行ニテ深クメシツカヒケル。万ノ事思ヒ知テ引 白河院は鹿谷に御幸し、静賢も同道していたように読める。「東山辺 十一「静憲入道問答」2―一九五頁)。なお、『愚管抄』によれば、 にも記される。「ヤ、法印御房、 このように静憲が諫言して院の御幸を思い止まらせたことは、この後 トテコソ催サレ候シカ』。其外モ様々ノ事共云チラシテ」(巻二―一五 との清盛の問いに「『子細ニヤ及候。大納言ノ軍兵被催」候シモ、 結果だという噂でも流れたというのであろうか。問題は、 い止まったとする。 延•長•屋•覚•中) 嵵 鹿谷ト云所ニ静賢法印トテ、 焦点を西光・成親に集中しようとする意図が働いている。 鹿谷ノ御幸ヲモ申止ラレタリシト承レバ、呼返奉テ申候ゾ」(巻 嘘も交えたものであったとするのであろう。 院の関与が行綱によって証言されているが、傍線部に見るよ 院も御幸しようとしたが、静憲の諫言により、 鹿谷酒宴の当座に院の不参加が静賢による諌止の では、 臣下 〈延〉「抑此事ハ院ハ一定被知食」タルカ」 (盛) 法勝寺ノ前執行、信西ガ子ノ法師アリ 御辺ハ物ニ心得給テ、 ノ御身トシテハ、 には一貫して院の関与を希薄化し 何度モ我御アヤマ なお、 成親卿ガ謀叛 行綱にこの 盛 御幸を思 御幸ノナ 院宣 逆に では 後

付テ細ク申ケレバ」(巻二―一四ウ~一五オ)、 申候シカ、カクコソ申候シカ』ト、人ノ吉事云タルヲバ我申タリシト に大げさに話したとする点は、 とし、自分の言った悪口については、 罪は問われないように、人の立派な発言については自分が言ったこと 所ハ、法勝寺ノ執行俊寛僧都ガ領也。 其ニテ兵具ヲ可調ト承キ 〈盛〉 ケリ」(一一一二~三頁)参照。 カリケルガ、故少納言入道信西ノ子息静憲法印ヲ召テ、此事ヲ被仰含 の関与を希薄化すること、及び静憲の賢臣像を描くことを目的に改変 件に法皇が直接関与するような形では法皇の御幸は描かれなかった」 略)法皇側近の者達の驕りを批判しようとする当初の構想からは、 ある。〈四〉の場合は「鹿谷事件の因を、成親の私憤に求めようとし、 とするが、その一方で酒宴の場に後白河の姿を描かないのが 南・屋・覚・中〉 云 云タルニナシ、殆有シ事ヨリモ過テハ云タリケレ共 兵杖ヲ用意ス」(1―一六三~一六四頁) とある。その内容を受ける。 したと考えられるだろう。なお、 ハ洛陽遥見渡シテ而モ在家ヲ隔タリ。 (〈四評釈〉二―四三頁)と考えられるが、これに対して 端モ云出サズ、 〇人ノ能言云タリシヲバ我申タルニナシ、我悪口吐タリシヲバ人ノ 我悪口シタリシヲバ人ノ申タルニ語リナシ、五十端ノ布 〈闘〉は該当話を欠く。 ではいずれも院も静憲とともに鹿谷酒宴の場にいた 有ノマ、ニハ指過テ、 〈延〉 「内議支度シケル事、『其レハトコソ 巻三「成親謀叛」に、「東山鹿谷ト云 粂・長〉も 本全釈の注解「法皇モ忍テ御幸有べ 〇ヤガテ鹿谷究竟ノ城郭也トテ、 人が言ったこととし、 爰ゾ究竟ノ所也トテ、城郭ヲ構、 後ハ三井寺ニ続テ如意山深、 ヤウ~~サマ心~ノ事共取 〈屋・覚・中〉 行綱が、 盆 事実以上 もほぼ ノ事ヲバ 自分の は 争 で

〈覚〉「俊寛がとふるま

では、 ケリ キ」トテ、 抄』同様、「白布卅端」を持参したとする。 らの積極的な関与を語ることになり、現に前節の清盛への密告の場面 しよう。 ありのまゝにはさし過て言ひ散し」(上―七六頁)。 延・長〉が記すように、保元の乱や平治の乱のことを特に言おう。 テ、『サシモ君ノ執シ思食タリツル物ヲ加様ニシツル浅猿シキ事也」(巻 り悲しんだり怒ったりする際の感情表現を言う。〈延〉「蔵人手ヲ打驚 について口を拭ったと記するのは リ」「コハ浅間敷事カナ、イカヾ返答申ベキト存ゼシカドモ」が該当 家ハ悪行法ニ過テ、動スレバ奉嘲朝家之間、 から抜き出せば、「則打越テ見廻シ侍レバ」「行綱酒三度タベテ後」「平 綱のこのように事後を心配した物言いとしては、例えば、 〔巻六―三二才)。後白河院のために、命を捨てて戦ったこととは、 保元平治ョリ以来、 ハ―五オ)、〈延〉「『コハイカナル事ゾ』トテ、手ヲ打テアサミケリ」 |君ノ御為ニ命ヲ捨ル事度々也||「手ヲ打つ」とは、ここでは、 「行綱ハアル事ナキ事、 五十端の白布については、一言も語っていない。五十反の白布 五十端の白布を、成親から受け取ったことを語れば、 康頼がかう申て、西光がと申て、 〇イカニ人申トモ、 それぞれの注解参照。 座ヲ起チ、 君ノ御為ニ命ヲ捨ル事既ニ度々也」(巻二―一五 障子ヲハタト立テ入給ヌ 争力入道ヲバ子々孫々マデモ捨サセ給ベ 散々ニ中言シテ出ケルガ」とも記す。 ○五十端ノ白布ヲバ、一端モ語ザリ (延・長) も同。 なンどいふ事共、 〇入道大ニ驚騒、手ヲ打、 可追討之由、 〈闘・延・長〉 闘 盆 のみ、『愚管 はじめより 被下院宣タ は、 前節の記事 行綱は自 この後 驚いた ほぼ 翩 行

宣は、 う。 と喩える。 綱の抱いた恐怖心を、〈延〉「野ニ火ヲ付タル心地シテ」(巻二― いざ証人に立てなどと言われたら大変なことになると、身も縮む思い **ク覚エケレバ** 行綱は、ある事無い事を、散々に悪口を言ったため、 ニナシ、

殆有シ事ヨリモ過テハ云タリケレ共」とあった。ここでの「中 め を記さないのは、 かったのだが、 此事ハ院ハ一定被知食」タルカ』ト宣ケレバ、『子細ニヤ及候。 屋・覚・中〉では、「乍恐」君モクヤシクコソ渡ラセ給ハムズラメ。 こでも清盛の口から、「イカニ人申トモ…」と語られる。 同 ら、体裁もかまわず大急ぎで退出しようとする行綱の姿を示している。 で、急いで飛び出したとする。なお、〈延・長・屋・覚・中〉 オ)と記すように、清盛は、初めは後白河院の関与を全く疑っていな に乗った後白河院の軽率さを批判しようとするもの。但し、 ノ軍兵被催 | 候シモ、 延・長・屋・覚・中〉 五ウ)と、 、能言云タリシヲバ我申タルニナシ、我悪口吐タリシヲバ人ノ云タル 清盛は、 先に静憲の諫言に「イカニ人勧申トテモ…」とあったように、 〇行綱ハアル事ナキ事、散々ニ中言シテ出ケルガ 先に、「人 告げ口をすること。 後白河院の関与を当然知っていると考えられるためだろ 行綱の慌てた様子を強調する。 ○取袴シテ 行綱から事実を知らされたとする。 先に行綱は清盛に静憲が諫言した事を話しているた 院宣トテコソ催サレ候シカ』」(〈延〉巻「 は 袴の股立をあげて帯にはさんで。 〈延〉「人モヲハヌニ取袴ヲシテ」(巻二― ○慥ノ証人ニヤ立ラレンズラント恐シ 盆 が当該記事 成親の 延•長 一五ウ) は \Box

丢

【引用研究文献】

山下知之「阿波国における武士団の成立と展開 ―平安末期を中心に―」(立命館文学五二一号、一九九一・6)

成親以下被一召捕一

又貞能・景家ハニ「┉「「西騎三百騎ノ勢ニテ、此彼っニ押寄々々『搦捕。京中ノ騒キュ不」斜 人モ漏サズ *可;搦進;」之由、行綱ガロ状ニ付テ下知シ給。又一門ノ人々、侍共ニ可;相触;トテ、使ヲ方々へ ゙遣ケレバ、右大将宗盛、 同。廿九日、入道上洛シテ西八条ノ宿所ニ著。テ、肥後守・飛騨守ヲ召テ、「貞能・景家慥ニ承レ。謀叛之。輩 多シ。与力同心ノ上下ノ北面等 左馬頭重衡。已下ノ一門ノ人々、甲胄ヲ。著シ弓箭ヲ帯シテ馳集ル。其外軍兵。聞伝テ。馳参ケレバ、其夜ノ中ニュ四五千騎コソ集タレ。

色ヲ失テエ御前ニエをテ奏聞シケレドモ、分明ノ御返事ナシ。只「此事コソエ御意得ナケレ。コハ何事ゾ」ト計仰ケレバ、資成スサ帰参シテ此スト様ヲ申ス。 |剰謀叛ヲ巧、世ヲ®乱ベキヨシ承間、尋沙汰™仕ルベキ』ト申セ」トテ®進ス。資成法往寺殿ニ®参、™大膳大夫信業ヲ尋出シ、此由ヲ申ス。信業 へ道「去社、ヨモ®御返事アラジ。行綱ハ実ヲ云ケリ。法皇モ知食タルニコソ」トテ、此「℡酯すヲ召誡ケリ。 六月一日『未朝、太政入道、検非違使安部ノ資成ト云者ヲ召テ、「『院御所ニ』参テ信業ヲシテ申サン様ハ、『近ク被 召仕

ろえ」、〈蓬〉「御心得」。 28〈近〉「かへりまいつて」。 29〈近・蓬〉「やうを」。 30〈近〉「御返事は たいぶ」、〈蓬〉「大 膳 大夫」。 25〈近〉「御まへに」、〈蓬〉「御前に」。 26〈蓬〉「テ」なし。なお、〈近〉「まいて」、〈蓬〉「参り」。 27〈近〉「御こヽ 「つかまつるへしと」、〈蓬〉「つかまつるべしと」。22〈近〉「まいらす」、〈蓬〉「進す」。23〈近〉「まいり」、〈蓬〉「まいりて」。24〈近〉「大ぜんの |搦取]。14〈近〉「なのめならす」、〈蓬〉「斜ならす」。15〈近〉「いまたあした」、〈蓬〉「また朝」。16〈近〉「ゐんのごしよに」、〈蓬〉「院御所に」。 〈蓬〉「搦蓮すへきよし」。 5〈近〉「つかはしけれは」、〈蓬〉「やられけれは」。6〈近〉「三位のちうじやう」、〈蓬〉「三位中将」。7〈蓬〉「以下の」。 【校異】1〈近〉合点あり。行冒頭に「成親已下被召捕コト」と傍書。2〈蓬〉「廿九日に」。3〈蓬〉「テ」なし。4〈近〉「からめまいらすへきのよし」、 〈近〉「まいつて」、〈蓬〉「まいりて」。18〈近〉「ほこり」、〈蓬〉「誇て」。19〈近〉「あまさへ」、〈蓬〉「剰」。20〈近・蓬〉「みたるへき」。 「着し」。9〈近〉「つたへきゝて」。10〈蓬〉「騒まいりけれは」。11〈近〉「四五千騎こそ」。12〈蓬〉「ニ」なし。13〈近〉「からめとる」、〈蓬〉

行綱は二十九日に清盛のいる西八条に赴いて密告したとしていたたこのような清盛の移動を記すのは〈盛〉のみである。他の伝本では、二十七日に福原にいる清盛のもとを訪れ密告をしたことになっていたけ七日ニ蔵人鞭ヲ上テ福原へ下向ス」(1―三一七頁)とあったように、異文。〈盛〉では前段で、行綱は二十日に西八条へ向かい、さらに「同異文。〈盛〉では前段で、行綱は二十日に西八条ノ宿所二著テ 〈盛〉の独自【注解】〇同廿九日、入道上洛シテ西八条ノ宿所二著テ 〈盛〉の独自

釈七―一九頁「大夫尉貞能」参照)。『平家物語』に頻出するが、 後の捕縛の場面で貞能・景家が並記されることと対応している。 歯(*) 召筑後守貞能(;)」(巻一下—一二オ)、〈延〉「入道貞能ヲ召テ」(巻 は筑前守であっ 範記』仁安四年(一一六九)一月十一日条に「筑前守」とあり、 によりその描かれ方が異なり、虚構も多く含まれる(岡田三津子)。『丘 四面ヲ守護ス」(1―九九頁)と、皇居を守護する場面で既出 では巻一「山僧焼清水寺」で「大夫尉貞能已下、甲冑ヲ著シテ皇居ノ 屋・中〉 二―一五ウ)、〈覚〉「入道、まづ貞能を召して」(上―七六頁) 飛騨守ヲ召テ、「貞能・景家慥ニ承レ 条へ推参シテ見バ、馬•車数モ知ズ集タリ。…」項参照。 冢物語』との整合性を図って改変したのだろう。 清盛が入洛したとしている。 トョ……」(旧大系二四五頁)とあり、 ト告ケレバ、ソノ返事ヲバイハデ」「京ニ上リテ安元三年六月二日カ 所ニ常ニハアリケル。(行綱は)ソレヘモテ行テ、「カヽル事コソ候へ」 ようである。これらの記録には行綱の名が見られない。『愚管抄』では、 道内心不」悦云々」とあり、二十八日に清盛は参院して院に対面した 筑後守」とする。ここで飛騨守景家を挙げるのは |相国ハ世ノ事シオホセタリト思ヒテ出家シテ、摂津国ノ福原ト云 生没年未詳。平家第一の家人として知られた平家貞の子。 **〈闘・延・長・屋・覚・中〉いずれも貞能のみ挙げる。また、** は「入道、筑後守貞能ヲ召テ」(〈屋〉一一五頁)と、貞能を 平家一族、故入道大相国専一腹心者也」とあり、 たが、『吾妻鏡』文治元年(一一八五)七月七日条に「前 〈盛〉は『愚管抄』の叙述によって、『平 行綱は福原に赴いて密告し、 《闘》「入道大"腹立怒」 前段「五月廿日西八 〈盛〉のみ。 ○肥後守 」目噛奥 のよう 盆 肥後 諸本 この 巋

もにその功績が描かれる。 える有力な家人であったことがわかる。『平家物語』でも兄や子とよ 景家、 騨守景家 であったと見る(一五〇頁)。『玉葉』治承四年十一月二十一日に「飛 の代表とされ、兄と並び景家、その子景高も「侍大将クラスの存在」 明は、平氏の家人の中でも、伊藤氏は「はじめから従者であった家人」 戦ったとされる伊藤五・伊藤六と称された忠清・忠直がいる。 平家の家人で、藤原 とするのも(四―二四頁)誤解であろう。次に景家は、生没年未詳。 家貞」(巻二―一八オ)、「筑後守貞能」(巻七―七五ウ)、いずれも見 能。為大将軍亡(巻八上一九オ)とすることがある他、 れている。『平家物語』諸本において、家貞と貞能の説話に混乱があ 後守貞能等ヲ始トシテ」(1―三九八頁)とあるように、筑後守とさ 六「小松殿召兵」に「難波次郎経遠、 に「勅命ヲ蒙テ、筑後守家貞ヲ召テ申含ム」(1―七七~七八頁)、巻 後前司平家貞死了」とあり、また〈盛〉でも巻二「日向太郎通良懸頸」 があるか。父家貞は『顕広王記』仁安二年五月二十八日条に「入道筑 守が正しい。 守となっている(「筑後守」とする本もある)。ここでも 二可相触トテ、 られるように混乱がある。〈尊卑〉が家貞を「筑後守」、貞能を「同_ 前守家貞」(巻九―七九オ)、「筑前守貞能」(巻三―七四オ)、「筑後守 ることは前述したが、官職についても、 忠経等〈已上三人、彼家第一之勇士等也〉」とあり、 〈彼家後見、有勢武勇者也〉」、寿永二年六月五日に「盛俊、 〈闘・屋・中〉 使ヲ方々へ遣ケレバ (伊藤) 景綱の子。兄に『保元物語』では為朝と が「筑後守」とするのは、 ○謀叛之輩多シ……又 妹尾太郎兼康、筑後守家貞、 〈延〉「謀叛ノ者共ノ有ナルゾ。 〈闘〉に「平家方些肥後守貞 門 延 父家貞と混乱 盛 高橋昌

ある。 いずれもほぼ同内容。 との給へば、馳まはッてもよをす」(七六頁) 実この後、西光を始めとする北面の下﨟達が捕らえられることになる。 ヌ若者共、北面ノ下臈等ハ、興アル事ニ思テ勇ミケリ」項参照)。 面の武士を召集していたことと呼応するのだろう(前掲「物ニモ覚ェ 面等」とするのも他に異なる。先に「物ニモ覚エヌ若者共、北面 るように命じている。また、 参照)、ここでは貞能に平家一門の者を召還するように命じるのみで 京中にみち~~たん也。一門の人々にもふれ申せ。サホーウテゥ 馳集ル」(一五ウ)、〈覚〉「当家かたぶけうどする謀反のともがら、 ヲハシラカシテ、此由ヲ申ニ、凡ソイヅレモ < 騒アヒテ、 侍共キト召集ヨ。一家ノ人々ニモ各フレ申セ」ト宣ケレバ、 「又貞能・景家ハ二百騎三百騎ノ勢ニテ、此彼ニ押寄々々搦捕」項 これに対して、 興アル事ニ思テ勇ミケリ」(1─三一○頁)と、成親らが北 諸本では、捕縛を命じるのは後の場面であり(後 〈盛〉のみここで貞能・景家に謀叛人を捕縛す 〈盛〉は具体的に「与力同心ノ上下ノ北 他 ⟨闘・長・屋・中 侍共もよをせ」 我先ニト 面々ニ使 ノ下 事

〇右大将宗盛、三位中将知盛、左馬頭重衡已下ノー門ノ人々……其夜ノ中ニ四五千騎コソ集タレ 〈闘・延・長・屋・覚〉も同様だが、平家一族の名を〈延〉は「右大将宗盛・三位中将知盛、右馬頭看働・左(一五 ウ)、〈覚〉「右大将宗盛卿・三位中将知盛・右馬頭中 将 重衡・左(一五 頁)とする。若干異同があるが、この時の左馬頭は重衡が正しい。〈中〉のみ「小松殿ばかりこそ、何事にもさはぎたまはぬ人にて、しい。〈中〉のみ「小松殿ばかりこそ、何事にもさはぎたまはぬ人にて、しい。〈中〉のみ「小松殿ばかりこそ、何事にもさはぎたまはぬ人にて、さんぜられね」と、重盛のみ同調しなかったことを示して、「其外は、さんぜられね」と、重盛のみ同調しなかったことを示して、「其外は、さんぜられね」と、重盛のみ同調しなかったことを示して、「其外は、さんぜられね」と、重盛のみ同調しなかったことを示して、「其外は、

本では、 北面の下﨟達を捕らえる中で、 西光根本与力ノ者ナリケレバ、 描かれていたのであろう。 は の関与を探った後に同様の一節が入り、 光の捕縛へと続ける(1―一三三頁)。また に〈長〉では、院の関与を探った後に〈延〉と同様の一節が入り、 景家ヲ召テ、『謀叛ノ輩ノ其数アリ。北面者共一人モ漏サズ搦取ベキ』 を捕縛した後に次の一節が入る。「其後、 盛が貞能・景家に謀叛人の捕縛を命じていたことと対応している。 家が謀叛人の捕縛に当たったとする。 ないのと対比され、一門の結束と迅速な行動が示される。 とする。いずれにせよ、先の院や成親らの軍事行動が思うように進ま 松殿教訓」で、 のかみ已下の人々、我も~~とはせまいる」とする(上―七九頁)。 メ置ケリ」(巻二一一八オ)。そしてこの後、西光捕縛へと続ける。 由下知シ給ケレバ、或ハ一二百騎、 るが、場所が異なる。まず〈延〉では、清盛が院の関与を探り、 景家ハ二百騎三百騎ノ勢ニテ、此彼ニ押寄々々搦捕 たとするのであろう。軍兵の数を「四五千騎」とするのは、〈中〉 古記録では、この時の重盛の動きまでは確認できないが、この後の「小 右大しやうむねもりをはじめ奉りて、三ゐの中将、 〈闘・延・長〉は、「五千(余)騎」。 〈延・長〉のように、 清盛が謀叛人の捕縛を命じることと併せてこの一文が引かれ 重盛が清盛を諫めることを踏まえ、召集に応じなかっ この 延 その「根本与力」たる西光の捕縛に焦 構テ搦逃スナトテ」と続けるように、 が右の引用の後、 節と西光捕縛とが一連のものとして 或ハ二三百騎押寄々々皆搦取テ警 また〈屋・覚〉は「六七千騎_ 前述の通り、 成親の捕縛へと続ける。 入道、筑後守家貞、 〈屋・覚・中〉 「其中ニ左衛門入道 とうの中将、 盆 前出の貞能・景 では先に清 〇又貞能 同

道ノ検非違使」 者ヲ召テ その官職に混乱がある。 の虚構である可能性も高い。 は明らかでない。鹿ヶ谷の密議や、行綱の密告と合わせ、『平家物語 たのであるが、その間に院に対してこのような接触があったかどうか 盛は二十八日に後白河院と対面し、一日早朝に西光らの捕縛を実行し キ程ニ」(〈延〉巻二―一六オ)、〈屋•覚•中〉 「いまだくらかりけるに」 15参照)。〈闘〉「夜未明。」(巻一下―一二ウ)、〈延・長〉「未ホノグラ した」、〈蓬〉「また朝」は単に「未朝」を訓読したものだろう(校星 も同じだが、「未朝」の読み未詳。「未明」の誤りか。〈近〉「いまたあ 召テ、貞能・景家慥ニ承レ」項で述べたように、家貞と貞能、そして の太郎かねやす」(上─八○頁)と異なる。 守景家、肥後守貞能」(一一七頁)、〈覚〉「飛騨守景家、筑後守貞能 については、〈延〉 まとめてしまっている。そのため、〈盛〉では二十九日中に捕縛が行 の意図から外れて、成親が召し出される場面に続けてしまっているし、 点が当てられることになるのである。ところが、 〔七七頁〕、〈中〉「ひだのかみかげ家、なんばの二郎つねとを、せのを 〔長〉「ちく後の守家貞、ひだの守景家」(1―一三三頁)、 〈覚〉上―七六頁〉。以下、清盛が院の関与を探る。前述の通り、清 は院の関与を探るよりも前、 明けて一日に訊問が行われたように読める。次に、命じた家人 **〈闘・延・長・屋・覚・中〉も同じ。ただし〈延〉は「入** (一六才)、 は右掲のように貞能ではなく家貞とする。 は「検非違使安部助業」(一一六頁)とする。 ○六月一日未朝 長 ○太政入道、検非違使安部ノ資成ト云 は「入道の内のけんびいし」(1-清盛が一門に動員をかける場面に 前掲「肥後守・飛騨守ヲ ⟨闘・延・長・屋・覚・中⟩ 〈屋・覚・中〉 〈屋〉 「飛弾 他本も、 はそ

治承 使左衛門尉〉」(『玉葉』治承二年十二月十五日)、「(春宮)安倍資成 使資成」(『玉葉』承安二年二月十日)、「(中宮)属資成」(『山槐記』 (『山槐記』保元四年二月十九日)、「(皇后宮) 年預、 保元三年八月五日)、「(上西門院主典代) 左衛門府生同資成 資成の経歴を見てみると、「皇后宮権大属安倍資成〈出納〉」(『山槐記』 は「左尉季貞」であって資成のことではないので、誤った理解である。 門命」によるのではない。さらに「禅門近習者也」と評されているの 候本宮之輩」として「本来の公務」で祇候しているのであって、 思うように使っていた検非違使と解釈できるかと指摘している。 る 徳天皇を出産する際、資成らが 在「東泉辺」、禅門近習者也」とあり、このことから中宮徳子が後の安 盛澄、右尉基広、左志資成 十一月二十八日条に解官の中に名が見えるので、これまで検非違使と 任じられ、治承四年頃に尉に昇任したが、『吉記』寿永二年(一一八三) 三月二十三日条に「少志安倍資成、 資成は生没年、系譜未詳であるが、『兵範記』仁安三年 て祗候した」のであり、「禅門近習者」であったとの指摘がされてい 或祗-候本宮,之輩、或依,禅門命,所,参也。右大夫尉康綱、 (一一七八) 十一月十二日条に、「官人等自」今朝 して活動したことが確認される(米谷豊之祐)。『山槐記』 し、右の記事で資成については「本宮属」と注記があることから ノ検非違使」の「ノ」は主格ではなく所有格、すなわち清盛が自分の (横井孝、三頁)。さらに、こうしたことから横井は、 一年正月十日)、「(春宮) 〈本宮属〉 少属正六位上安陪朝臣資成 「本来の公務ではなく清盛の命に依 使宣旨」とあるように検非違使に (後略) 又左尉季貞 祗候、 右衛門丞検非違 非 (一一六八) (立鳥帽子) 左尉章貞 治承二年 (元属)

出家時の『吉記』寿永元年(一一八二)七月十五日条に「天下第一之 宮の属や年預に任じられており、 彦二一七~二一八頁)。子の業忠も同様に後白河院の寵臣として記録 を生むなど、 幸人也。 夫又以驚」眼歟」と人々が驚いたように、後白河法皇の寵を得ていた。 れたと見られる)。また、『玉葉』同年正月三十日条には「信業大膳大 と考えられている(元木泰雄二六頁。ただし事件以前に成親の下を離 後白河院の下北面で、成親はこの信業を家司等として組織していたか 越後守などを経て安元二年(一一七六)に大膳大夫となった。信業は ~寿永元年(一一八二)。信重の子で、武者所、滝口から検非違使、 寺どの」(上―七九頁)とする。信業は平信業、保延四年(一一三八) 御所ニ参テ信業ヲシテ申サン様ハ 〈闘・延・長・屋・覚・中〉も同じ。 という表記から武士をイメージするのは誤りであると言える。 属性は「中宮属」などの事務官であるため、「検非違使安部ノ資成_ 社会のような主従関係があったと直ちに判断は出来ない。 を務めている。けれども、取次役を務めているからといって、武士の (『吉記』治承四年十一月七日条)とあるように、清盛の取次役の側近 実務に長けた官僚として「次詣 なってはいるが「志」であり、 衛門志廷尉也〉」(『山槐記』治承三年正月六日)、「(高倉院) 、延・長・屋〉は「大膳大夫信業」、〈中〉は「院御所」を「ほうぢう 〈年預〉」(『愚昧記』養和元年正月二十二日)等とあるように、 偏是法皇恩寵過」人者也」とある。これは、 後白河の即位前から仕え、円恵・定恵両法親王および恒恵 院の寵愛を得ていたことにもよると考えられる 明法系の事務官僚である。 |禅閣|、付||資成||申||追討宣旨間事|| いわゆる武士ではない。 信業の姉である たしかに、 検非違使に 彼の本来の 主典代資 〇院 院

ケリ。法皇モ知食タルニコソ」トテ、此輩ヲ召誡ケリ 加えたのだろう。 覚・中〉は、 とばかり仰られて、分明の御返事もなかりけり」(〈覚〉七七頁)。 たとする。 一一七百()とし、ここでは、謀議の漏洩を知らされた院の心内が述 良久ウ待進セケレドモ、其後ハ差テ被。仰出、旨モ無リケル間」(一一六 王ハ早御心得アテ、『哀此等ガ内々ハカリシ事共ノ漏ケルヨ』ト思召 事コソ御意得ナケレ。コハ何事ゾ」ト計仰ケレバ も同様だが、「『……近習の人々、此一門をほろぼして、天下をみだら ケレ」(一一六頁)とし、後白河院に黙認するように釘を刺す。 ネサタ仕候ハンズル事ヲバ、君モ知召ルマジウ候』ト申セトコソ宣ヒ 恣二朝恩二誇、 分されている(『玉葉』同年十一月十七日条)。 の洩れにけるよ』とおぼしめすにあさまし。『さるにても、こは何事ぞ』 べられ、それでも表面を取り繕って、 レケレバ、『コハ何事ゾ』ト計仰ラレテ、又御返事モ無リケリ。 を捕縛することを明示する点が異なる。 〇分明ノ御返事ナシ。只「此 七六~七七頁)のように、平家一門に対する謀叛であること、 をば君もしろしめさるまじう候と申せ』とこその給ひけれ」 んとするくわたてあり。一々に召しとッて、尋ね沙汰仕るべし。 ト申セ」トテ進ス 〈闘・延・長〉も同じ。 に名が見え、治承三年(一一八〇)の政変では、信業・業忠ともに処 た後白河院の反応は、 〈覚・中〉も同様。 謀議に加担している院の心内を分かりやすく示すために 剰謀叛ヲ巧、世ヲ乱ベキヨシ承間、 ○入道「去社、 ⟨闘・延・長⟩は〈盛〉とほぼ同じ。 「法皇『あは、これらが内々はかりし事 ヨモ御返事アラジ。 始めて知って驚いた様子を見せ 屋〉 ○近ク被召仕之輩、 は最後に「『・・・・・尋 尋沙汰仕ルベキ』 信業の報告を受け 資成の報告を 行綱ハ実ヲ云 屋 は

(〈覚〉七七頁)のように、「法皇モ知食タルニコソ」に当たる一文が院の反応と信業の様子などから、院の関与を確信したということだろう。〈闘〉は「資成未返 (;) 之前"入道兼推量此事何様不可有分明。御返事 (;) 院定被知食 (;) 従 (;) 思太太不 (;) 安荒立矣」(一二ウ)と、事前に清盛が推量していたとし、〈覚・中〉は「『さればこそ、行綱はまことを言ひけり。この事行綱しらせずは、浄海安穏にあるべしや』とて、連書が、資本を言ひけり。この事行綱しらせずは、浄海安穏にあるべしや』とて、事前とを言ひけり。この事行綱しらせずは、浄海安穏にあるべしや』とて、事前とを言ひけり。この事行綱しらせずは、浄海安穏にあるべしや』とである。

清盛が彼らの訊問に当たったことを記す。 精縛したことを記しているので、ここでは「此輩ヲ召誡ケリ」として、文が入る。物語の展開としてはこれが自然であろう。〈盛〉はすでに中〉では、この後に清盛が景家・貞能らに、謀叛人の捕縛を命じる一いが、諸本いずれも大差はない。前掲「又貞能・景家ハ二百騎三百ないが、諸本いずれも大差はない。前掲「又貞能・景家ハ二百騎三百

器

【引用参考文献】

岡田三津子「延慶本『平家物語』の人物造型―平家貞・貞能の場合を中心として―」(中世文学三二号、一九八七・5

* 米谷豊之祐「院政期検非違使歴名表及び附考」(大阪産業大学論集社会科学篇七五号、一九八九・7。『院政期軍事・警察史拾遺』 九九三・7。引用は後者による

*高橋昌明「平家家人制と源平合戦―譜代相伝の家人を中心として―」(軍記と語り物三八号、二〇〇二・3。『平家と六波羅幕府』東京大学出版

会二〇一三・2に再録。引用は後者による)

*橋本義彦「後白河院の寵臣、 平信業・業忠父子」(日本歴史五〇〇号、一九九〇・1。『平安の宮廷と貴族』吉川弘文館、一九九六・12に再録。

引用は後者による)

*元木泰雄「藤原成親と平氏」(立命館文学六○五号、二○○八・3)

*横井孝「「検非違使別当平清盛」の背景」(実践女子大学文学部紀要四三集、二〇〇一・3)

本稿の分担は次のとおりである。

いては曽我が、中国文学的事項については近藤が中心となって、共著者七名で相互に検討を加えた。 村井が本文・校異の礎稿を作成、 早川・志立・橋本・森田が注解の礎稿を作成した上で、特に国語学的事項については村井が、歴史学的事項につ